

令和8年度

市 税 概 要

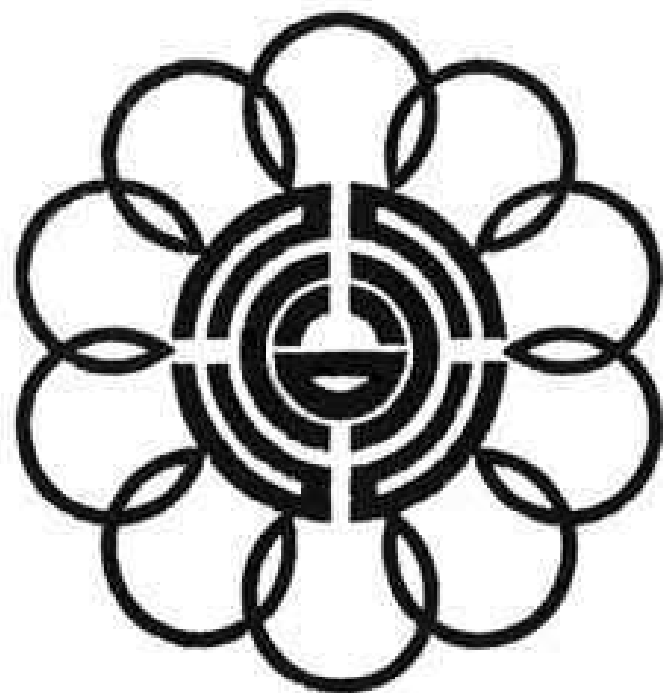


越 谷 市

市章

10個の外輪は、合併した2町8ヵ村を表し、中央にカタカナの「コ」を4つ集めて「越」の意味、中心は「谷」の文字を図案化したものです。

図案は、町村合併後、町民の皆さんから募集したもので、町章として昭和30年1月10日制定。その後、市制施行とともに市章となりました。



越谷市民憲章

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
1. きまりを守り、信じあい、心豊かな明るいまちをつくりまします。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

(昭和53年11月3日制定)

市の花 キク(昭和53年11月3日制定)

栽培も容易で、美しさと香りは古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてもイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

市の木 ケヤキ(昭和53年11月3日制定)

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展する越谷市にふさわしい木です。

市の鳥 シラコバト(昭和63年11月3日制定)

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。日本では、越谷周辺にしか生息しない珍しい鳥です。国の天然記念物にも指定されており、越谷市を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守るシンボルとして、選ばれました。

(表紙)

越谷市シンボルマーク(平成10年11月3日制定)

このシンボルマークは、本市のイメージを高め、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるためのシンボルとして、全国公募の中から市民投票によって選ばれたものです。図案は、「水郷こしがや」と、親子のシラコバトが未来にはばたいていく様子を表現しています。

目 次

I	市の概況と税務機構	
1	越谷市の概況	1
2	税務機構	7
(1)	税務機構の変遷	7
(2)	税務機構及び人員の配置	9
(3)	職員税務経験年数調	9
(4)	税務事務に係る事務分掌	10
(5)	委員会・審議会の構成状況	10
II	財政と市税	
1	令和7年度一般会計決算状況	11
2	一般会計歳入総額に占める市税の割合	11
3	令和8年度一般会計当初予算状況	13
4	一般会計当初予算総額に占める市税の割合	13
III	市税総括	
1	税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）	15
2	税目別市税調定額の推移（現年課税分）	15
3	市税一覧	16
4	令和7年度市税決算状況	18
5	市税決算状況の推移	20
6	市税負担状況の推移	22
IV	市民税	
1	調定額の推移（現年課税分）	23
2	納税義務者数の推移（現年課税分）	23
3	決算状況の推移	24
4	個人市民税	26
(1)	普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）	26
(2)	納税義務者数等の推移	26
(3)	納税義務者の状況（令和8年度当初）	28
(4)	特別徴収義務者等の状況（令和8年度当初）	28
(5)	課税状況の推移（各年度当初）	29
(6)	市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）	30
(7)	市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）	30
5	法人市民税	32
(1)	納税義務者数・調定額等の推移	32
(2)	月別調定額の状況	32
(3)	事業種目別納税義務者数の状況	34

V 固定資産税

1	資産別調定額の推移（現年課税分）	3 5
2	決算状況の推移	3 6
3	土地に関する概要（令和 8 年度当初）	3 8
(1)	納税義務者数に関する調	3 8
(2)	総括表	3 8
(3)	土地の筆数の推移（法定免税点以上のもの）	4 0
(4)	土地の地積の推移（法定免税点以上のもの）	4 0
(5)	土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）	4 2
(6)	土地の課税標準額の推移	4 2
4	家屋に関する概要（令和 8 年度当初）	4 4
(1)	納税義務者数に関する調	4 4
(2)	総括表	4 4
(3)	家屋	4 5
ア	木造	4 5
イ	木造以外	4 5
ウ	令和 7 年中の新增築分家屋	4 6
(ア)	木造	4 6
(イ)	木造以外	4 6
エ	令和 7 年中の減少分家屋	4 7
(ア)	木造	4 7
(イ)	木造以外	4 7
オ	新築住宅等に対する軽減状況の推移	4 8
5	償却資産に関する概要（令和 8 年度当初）	5 0
6	縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調	5 0
7	国有資産等所在市町村交付金の推移	5 0

VI 都市計画税

1	資産別調定額の推移（現年課税分）	5 1
2	決算状況の推移	5 2
3	都市計画税の概要（令和 8 年度当初）	5 2
(1)	都市計画区域の面積	5 2
(2)	土地・家屋の推移	5 4

VII 特別土地保有税

1	調定額の推移	5 7
2	納税義務者数の推移	5 7
3	決算状況の推移	5 8

VIII	諸税	
1	軽自動車税	59
(1)	税率区分別調定額の推移（各年度末）	59
(2)	税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）	60
2	軽自動車税（環境性能割）	61
(1)	月別調定額の推移（現年課税分）	61
3	市たばこ税	62
(1)	月別調定額の推移（現年課税分）	62
(2)	月別本数の推移（現年課税分）	62
4	事業所税	63
(1)	納税義務者数・調定額の推移	63
IX	徴収	
1	口座振替等の利用状況	65
(1)	口座振替の利用状況	65
(2)	収納方法の利用状況（令和7年度）	65
2	滞納処分状況の推移	66
(1)	差押	66
(2)	交付要求	66
(3)	執行停止	66
(4)	不納欠損	66
3	市税の徴収に関する経費の推移	68
X	その他	
1	税外収入	69
2	徴税手数料	69
3	賦課徴収事務の電算化の変遷	70
XI	参考資料	
1	市税の税率の変遷	71
2	最近の主な税制改正一覧	79
3	個人市民税・県民税の所得控除等の変遷	95

※ 「市税概要」は、越谷市のホームページからダウンロードすることができます。



I 市の概況と税務機構

1 越谷市の概況

(令和8年4月1日現在)

人	口	341,379人
	男	168,696人
	女	172,683人
世帯数		165,748世帯
面積		60.24km ² (平成26年10月1日国土地理院計測)
人口密度		5,667人/km ² あたり
市庁舎の位置		越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
沿革		越谷市は、埼玉県東南部に位置し、東京都心から北へ25kmの地点にあります。

東を大落古利根川と中川、西を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流し、さらに中小の河川・水路が網の目のようにめぐっております。低平地の湿地であるため、豊かな水の恵みを受け、古くから「水郷こしがや」として親しまれるとともに、江戸時代には日光街道第3の宿場にあたり、参勤交代や日光廟参詣などの宿場町として賑わいをみせ、今もその名残をとどめるなど、豊かな自然と歴史が融合したまちです。

昭和29年11月3日、2町8カ村が合併して越谷町となり、その翌年11月3日草加市の一部を編入、昭和33年11月3日に市制を施行し、平成30年には60周年を迎えました。

市制を施行した当時は人口が約4万8,000人でしたが、昭和37年に地下鉄日比谷線が東武鉄道に乗り入れ、昭和48年には武蔵野線が開通し、都心への通勤が便利になり人口が急増し、首都近郊のベッドタウンとして大きく変貌しました。

平成20年3月15日には武蔵野線に越谷レイクタウン駅が開通し、4月には越谷レイクタウンのまちびらきも行われました。また、平成27年4月には中核市として新たな一歩を踏み出し、現在では、人口約34万人を擁する県南東部の中核都市に成長しています。

越谷市では、現在、市政運営の最高規範となる越谷市自治基本条例と、令和3年度からスタートした第5次越谷市総合振興計画に基づき、全ての市民が笑顔で安全、安心、かつ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

越谷市の位置

■首都圏における越谷市の位置

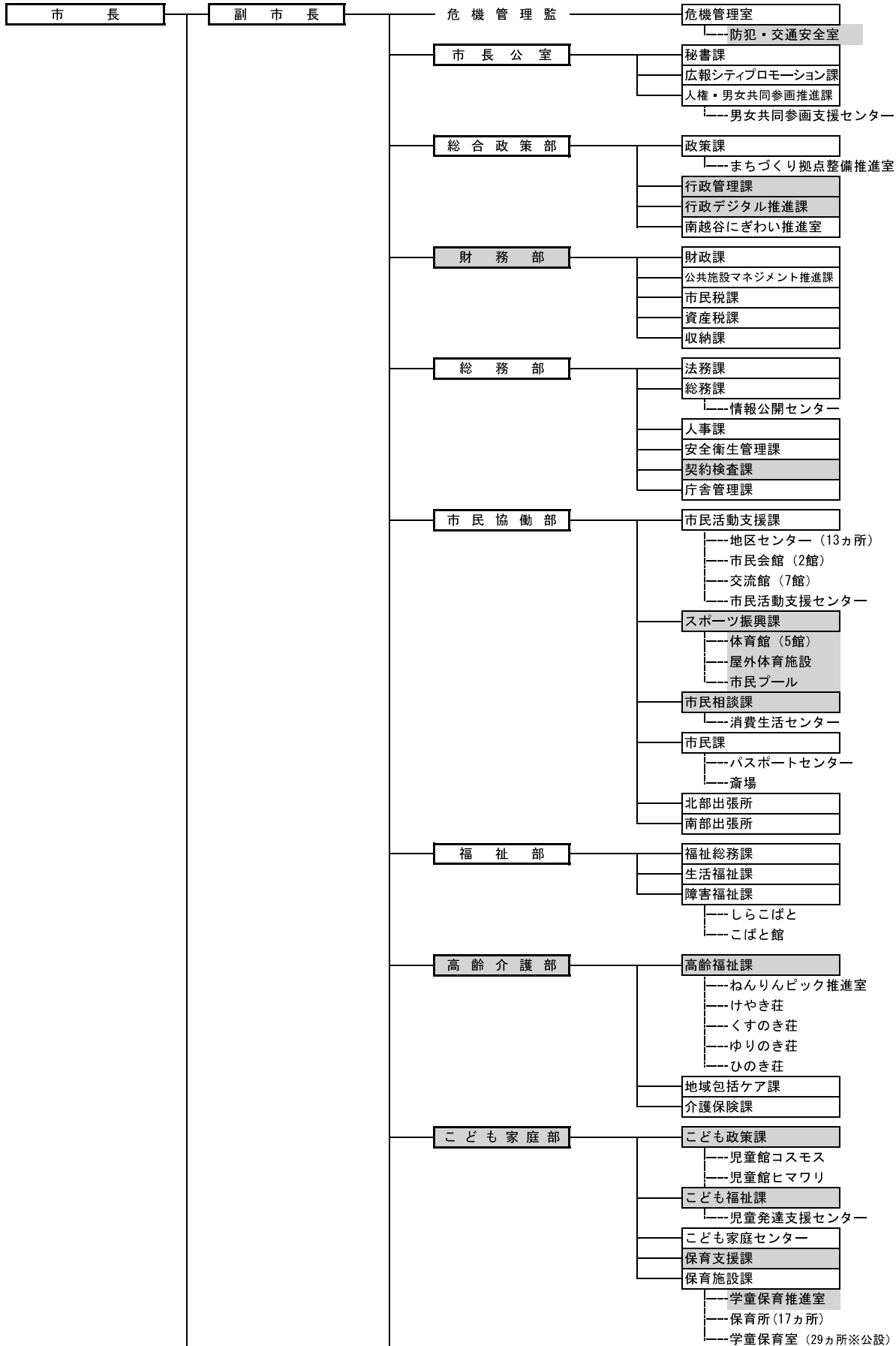


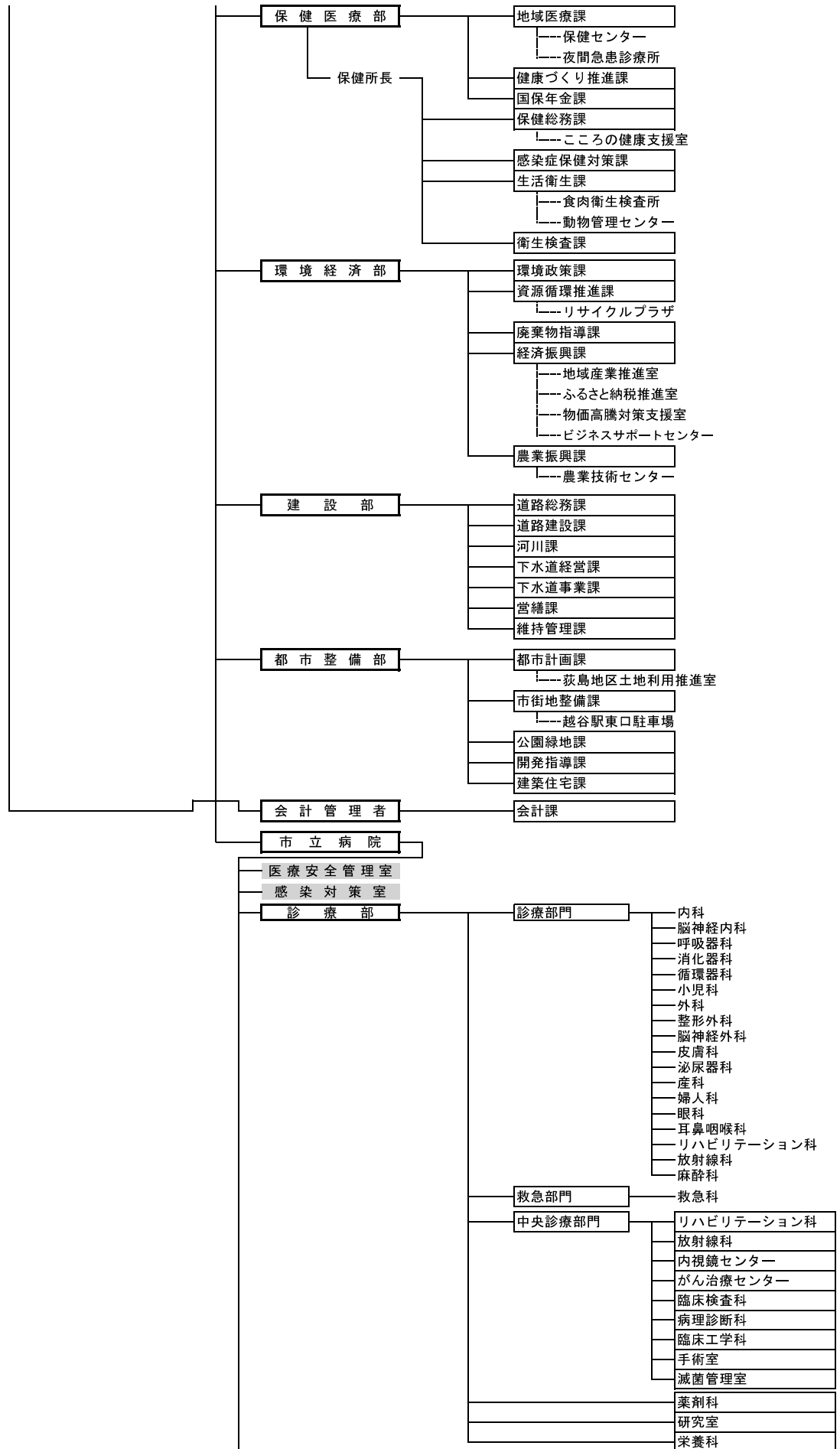
埼玉県内の市町村（令和 8 年 4 月 1 日現在）

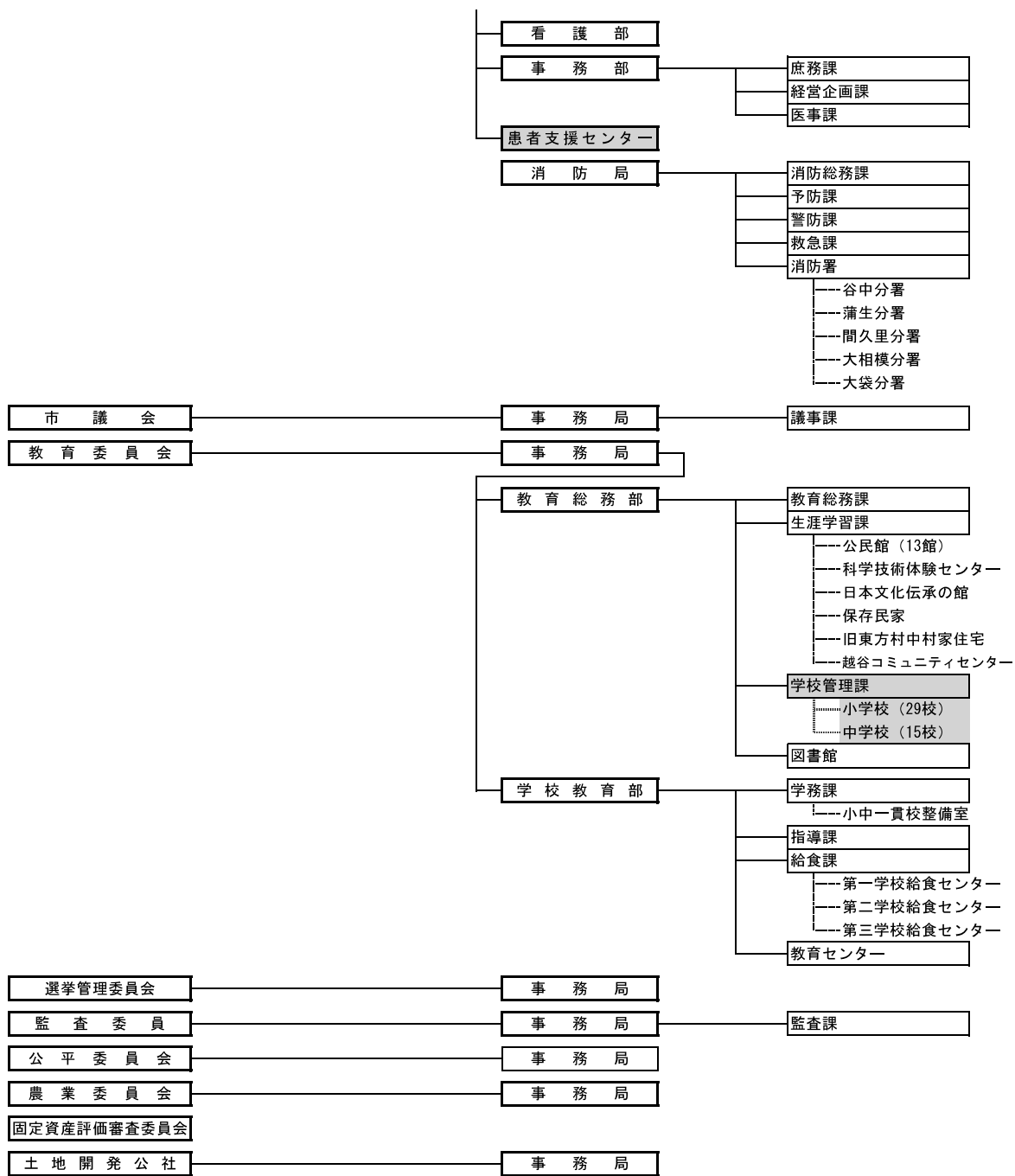


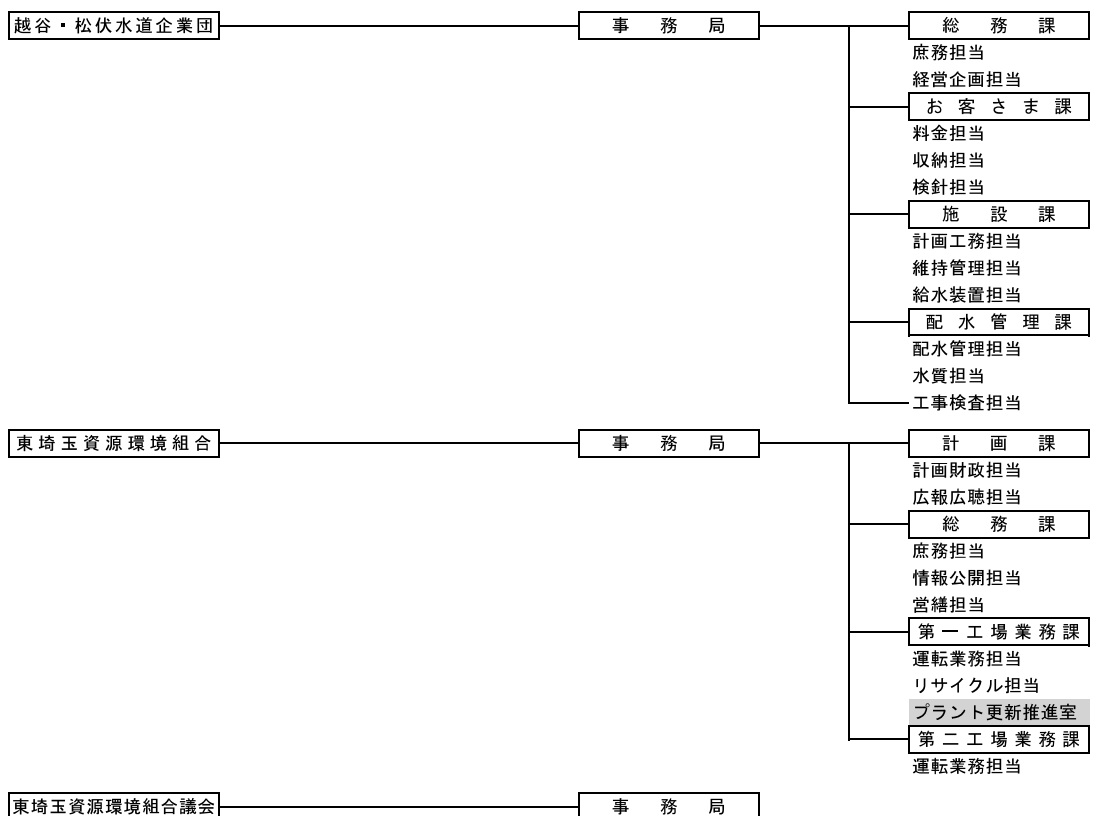
越谷市行政機構図(令和8年4月1日)

2 2 部 7 6 課



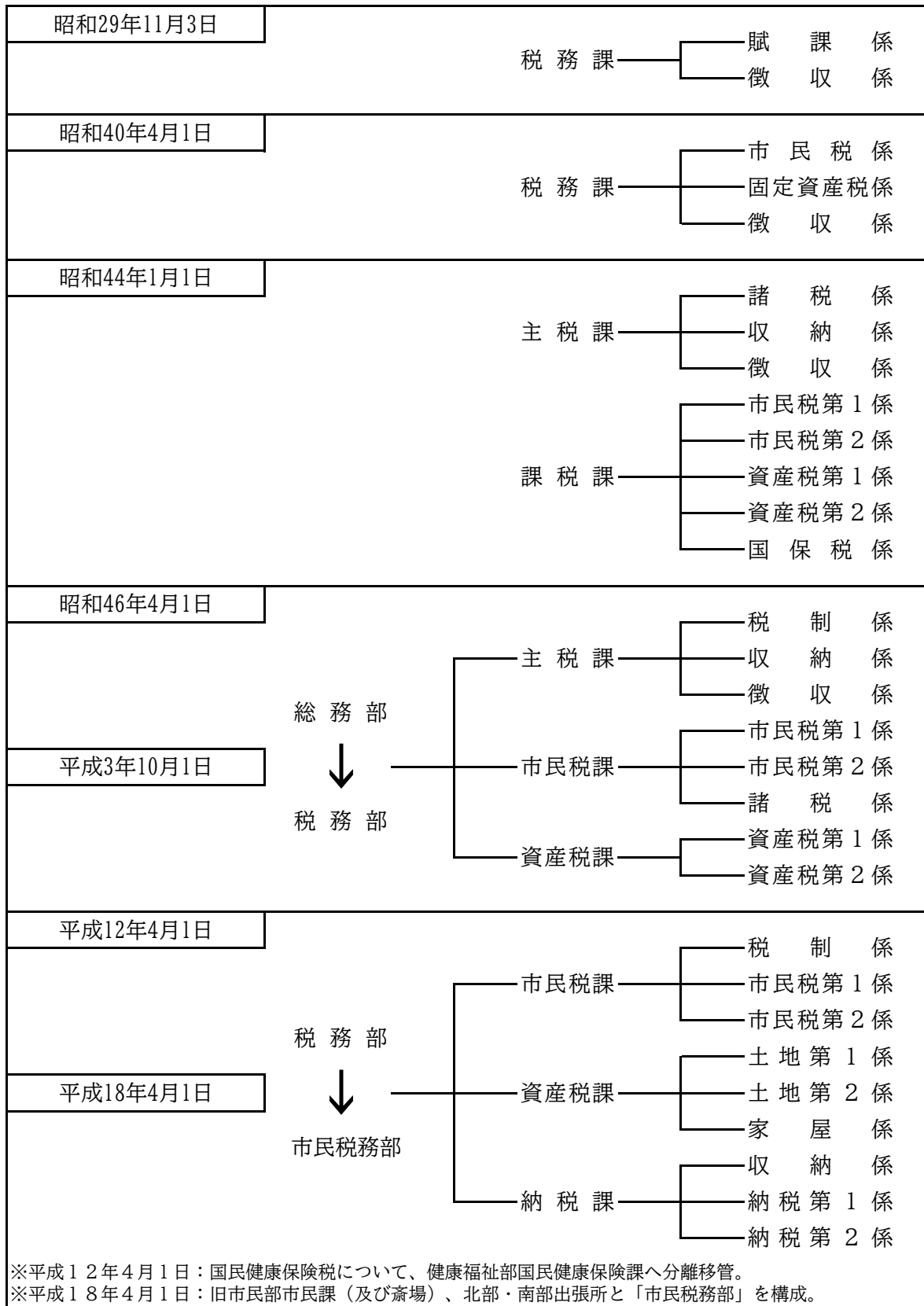


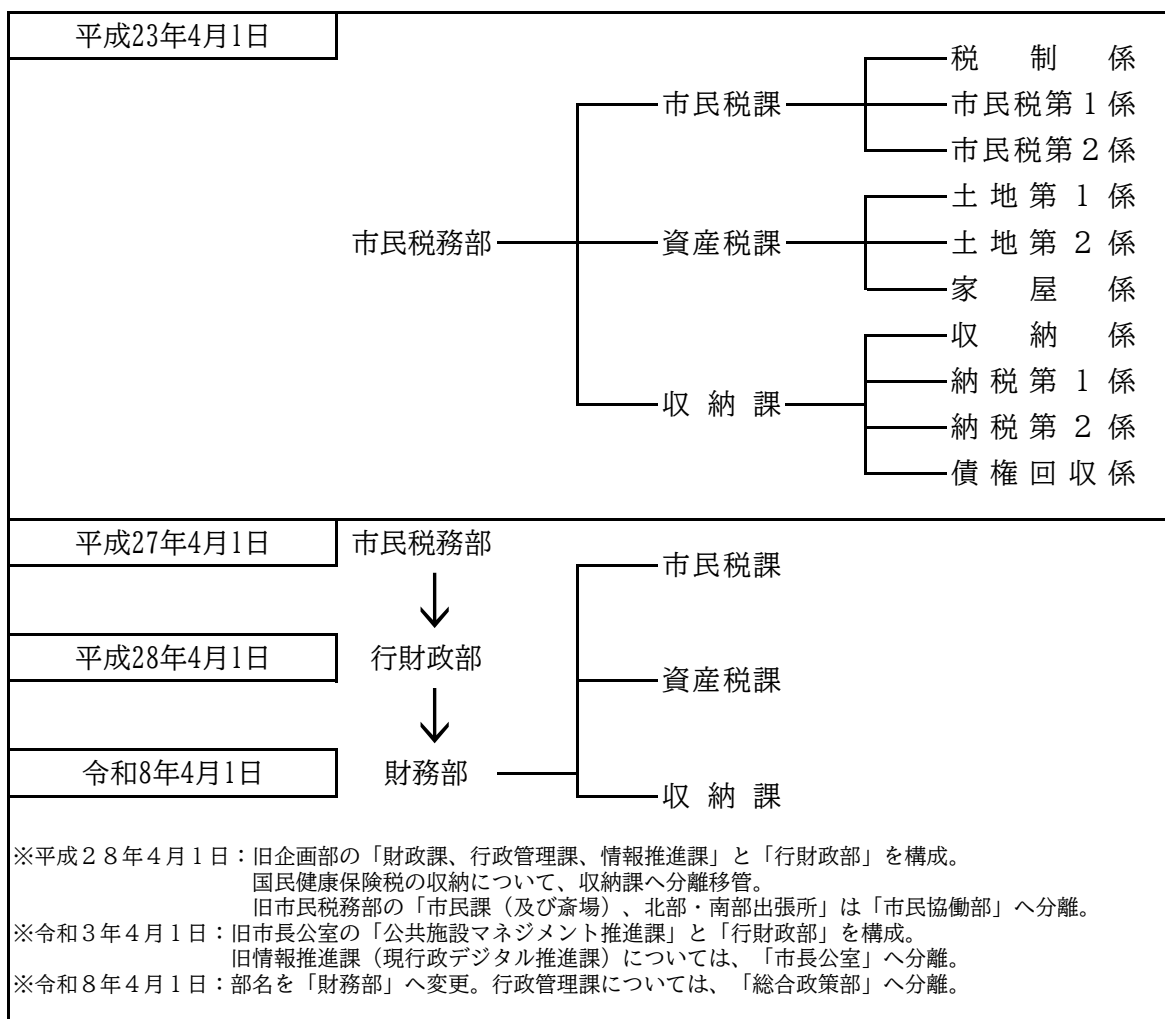




2 税務機構

(1) 税務機構の変遷





(2) 税務機構及び人員の配置

令和8年4月1日現在
(単位：人)

課 (職名)	部 長 ・ 参 事	副部長 ・ 副参事	課 長 ・ 調整幹	副課長	主 幹	主 査	主 任	主 事 ・ 技 師	計
部 長	1								1
副 部 長		1							1
市民税課			1	2	3	6	11	14	37
資産税課		1	1	1	7	7	9	12	38
収 納 課			2	2	8	8	13	12	45
合 計	1	2	4	5	18	21	33	38	122

(3) 職員税務経験年数調

令和8年4月1日現在
(単位：人、年)

区 分	1 年未満	1 年以上	2 年以上	3 年以上	5 年以上	1 0 年以上	計
市民税課	5	9	5	11	8	1	39
資産税課	4	2	5	9	15	3	38
収 納 課	6	11	3	10	9	6	45
計	15	22	13	30	32	10	122

※(3)において、部長・副部長職は、市民税課分として計上し、再任用職員（短時間勤務）は含まない。

(6) 税務事務に係る事務分掌

部	課	事 務 分 掌
財 政 部	市 民 税 課	(1) 税制に関すること。 (2) 税事務の総合調整に関すること。 (3) 税の統計に関すること。 (4) 納税思想の啓発に関すること。 (5) 個人住民税に係る申告、賦課及び減免に関すること。 (6) 法人に係る市民税の申告、賦課及び減免に関すること。 (7) 事業所税の申告、賦課及び減免に関すること。 (8) 軽自動車税の申告、賦課及び減免に関すること。 (9) たばこ税の申告及び賦課に関すること。 (10) 入湯税の申告及び賦課に関すること。 (11) 個人住民税、法人に係る市民税及び軽自動車税の証明（納税に関するものを除く。）に関すること。 (12) 課税台帳の整理保管に関すること。
	資 産 税 課	(1) 固定資産の調査及び評価に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 固定資産等に関する課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産に関する課税台帳等及び附属地図の閲覧に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。 (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (8) 固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。
	収 納 課	(1) 市税及び国民健康保険税の徴収及び収納管理に関すること。 (2) 納税証明書に関すること。 (3) 過誤納金の還付に関すること。 (4) 市税及び国民健康保険税の督促に関すること。 (5) 市税及び国民健康保険税の延滞金に関すること。 (6) 市税及び国民健康保険税の滞納処分に関すること。 (7) 納税義務の拡張に関すること。 (8) 納税の猶予に関すること。 (9) 税外債権の徴収に係る企画、助言、指導及び調整に関すること。 (10) 移管を受けた税外債権の徴収及び強制換価手続きに関すること。

(7) 委員会・審議会の構成状況

（令和8年4月1日現在）

○ 固定資産評価審査委員会（昭和29年11月3日設置）

委員定数 3人

任 期 3年

Ⅱ 財 政 と 市 税

1 令和7年度一般会計決算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款 別	決算額	構成比	款	款 別	決算額	構成比
1	市税(※)	54,490,542	35.3	1	議会費	560,565	0.4
	個人市民税(※)	24,810,016	(45.5)	2	総務費	19,428,027	13.4
	法人市民税(※)	3,306,369	(6.1)	3	民生費	66,786,416	46.1
	固定資産税(※)	19,941,181	(36.6)	4	衛生費	11,037,888	7.6
	軽自動車税(※)	580,365	(1.1)	5	労働費	65,509	0.0
	市たばこ税(※)	2,472,511	(4.5)	6	農林水産業費	600,396	0.4
	特別土地保有税(※)	0	(0.0)	7	商工費	723,605	0.5
	事業所税(※)	835,296	(1.5)	8	土木費	10,217,482	7.1
	都市計画税(※)	2,544,804	(4.7)	9	消防費	8,659,990	6.0
2	地方譲与税	767,102	0.5	10	教育費	17,897,912	12.4
3	利子割交付金	96,012	0.1	11	災害復旧費	0	0.0
4	配当割交付金	506,446	0.3	12	公債費	7,714,638	5.3
5	株式等譲渡所得割交付金	843,369	0.6	13	諸支出金	1,229,951	0.8
6	法人事業税交付金	640,827	0.4	14	予備費	0	0.0
7	地方消費税交付金	8,708,980	5.6				
8	環境性能割交付金	154,622	0.1				
9	地方特例交付金	392,535	0.3				
10	地方交付税	10,102,735	6.5				
11	交通安全対策特別交付金	32,044	0.0				
12	分担金及び負担金	3,132,798	2.0				
13	使用料及び手数料	1,606,416	1.0				
14	国庫支出金	29,167,026	18.9				
15	県支出金	9,289,206	6.0				
16	財産収入	201,614	0.1				
17	寄附金	265,629	0.2				
18	繰入金	10,670,330	6.9				
19	繰越金	8,510,841	5.5				
20	諸収入	3,350,197	2.2				
21	市債	11,639,000	7.5				
歳入合計		154,568,271	100.0	歳出合計		144,922,379	100.0

※現年課税分・滞納繰越分の合計額

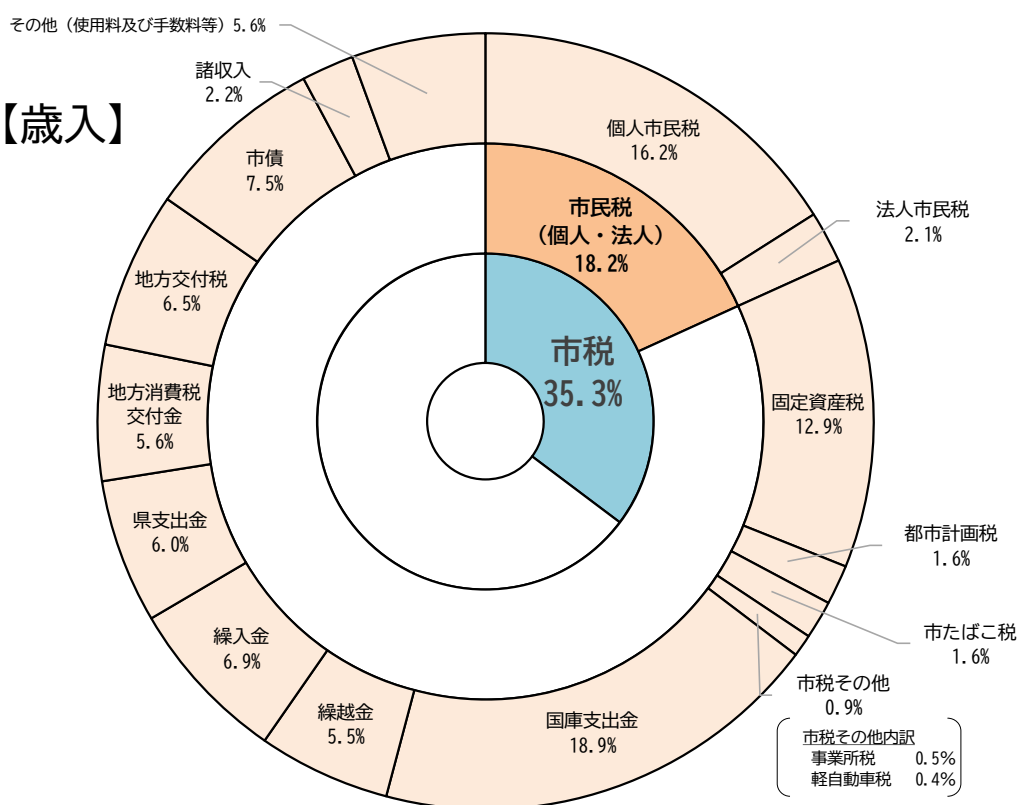
2 一般会計歳入総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

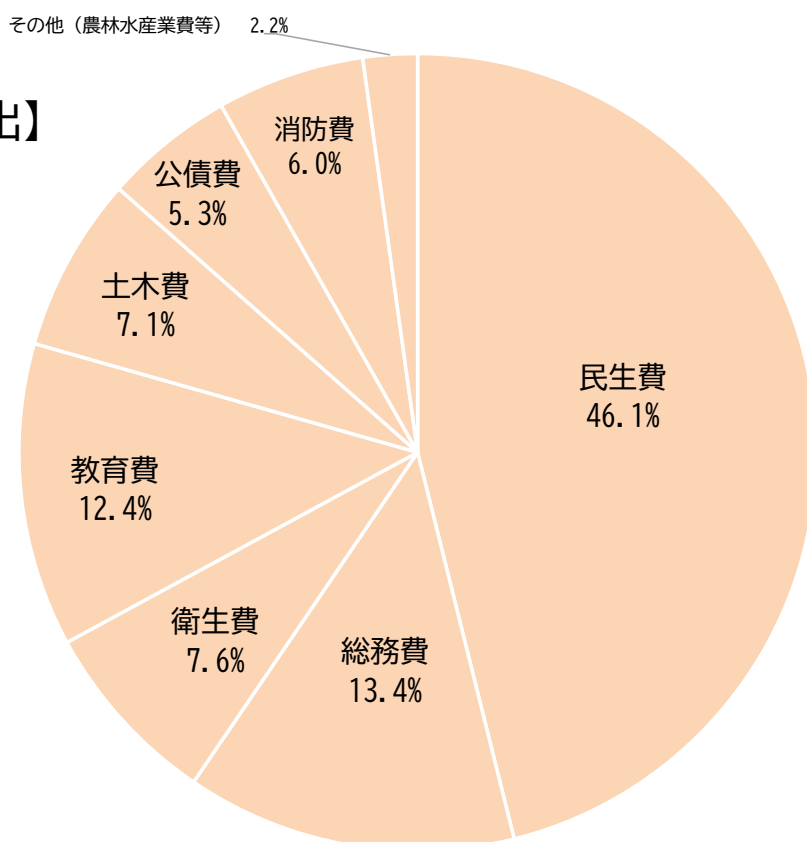
区 分	一般会計歳入総額	市税収入総額	割合
年 度			
3	133,627,375	49,558,010	37.1
4	133,192,833	51,041,764	38.3
5	136,165,492	51,766,515	38.0
6	140,215,912	51,068,463	36.4
7	154,568,271	54,490,542	35.3

〈 令和7年度一般会計決算状況 〉

【歳入】



【歳出】



3 令和8年度一般会計当初予算状況

(単位：千円(千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

(1) 歳入				(2) 歳出			
款	款 別	予算額	構成比	款	款 別	予算額	構成比
1	市税(※)	50,956,000	38.4	1	議会費	580,194	0.4
	個人市民税(※)	23,087,000	(45.3)	2	総務費	11,413,438	8.6
	法人市民税(※)	2,503,000	(4.9)	3	民生費	59,716,881	45.0
	固定資産税(※)	19,428,000	(38.1)	4	衛生費	11,553,088	8.7
	軽自動車税(※)	479,000	(0.9)	5	労働費	72,995	0.1
	市たばこ税(※)	2,283,000	(4.5)	6	農林水産業費	580,784	0.4
	特別土地保有税(※)	0	(0.0)	7	商工費	2,217,057	1.7
	事業所税(※)	714,000	(1.4)	8	土木費	9,538,744	7.2
	都市計画税(※)	2,462,000	(4.8)	9	消防費	4,710,873	3.6
2	地方譲与税	678,000	0.5	10	教育費	23,344,163	17.6
3	利子割交付金	60,000	0.0	11	災害復旧費	10	0.0
4	配当割交付金	400,000	0.3	12	公債費	8,674,563	6.5
5	株式等譲渡所得割交付金	400,000	0.3	13	諸支出金	177,210	0.1
6	法人事業税交付金	550,000	0.4	14	予備費	120,000	0.1
7	地方消費税交付金	8,600,000	6.5				
8	環境性能割交付金	10	0.0				
9	地方特例交付金	506,000	0.4				
10	地方交付税	8,000,000	6.0				
11	交通安全対策特別交付金	35,000	0.0				
12	分担金及び負担金	431,110	0.3				
13	使用料及び手数料	1,571,685	1.2				
14	国庫支出金	27,633,140	20.8				
15	県支出金	10,043,880	7.6				
16	財産収入	129,403	0.1				
17	寄附金	228,000	0.2				
18	繰入金	9,215,470	6.9				
19	繰越金	1,000,000	0.8				
20	諸収入	2,348,002	1.8				
21	市債	9,914,300	7.5				
歳入合計		132,700,000	100.0	歳出合計		132,700,000	100.0

※現年課税分・滞納繰越分の合計額

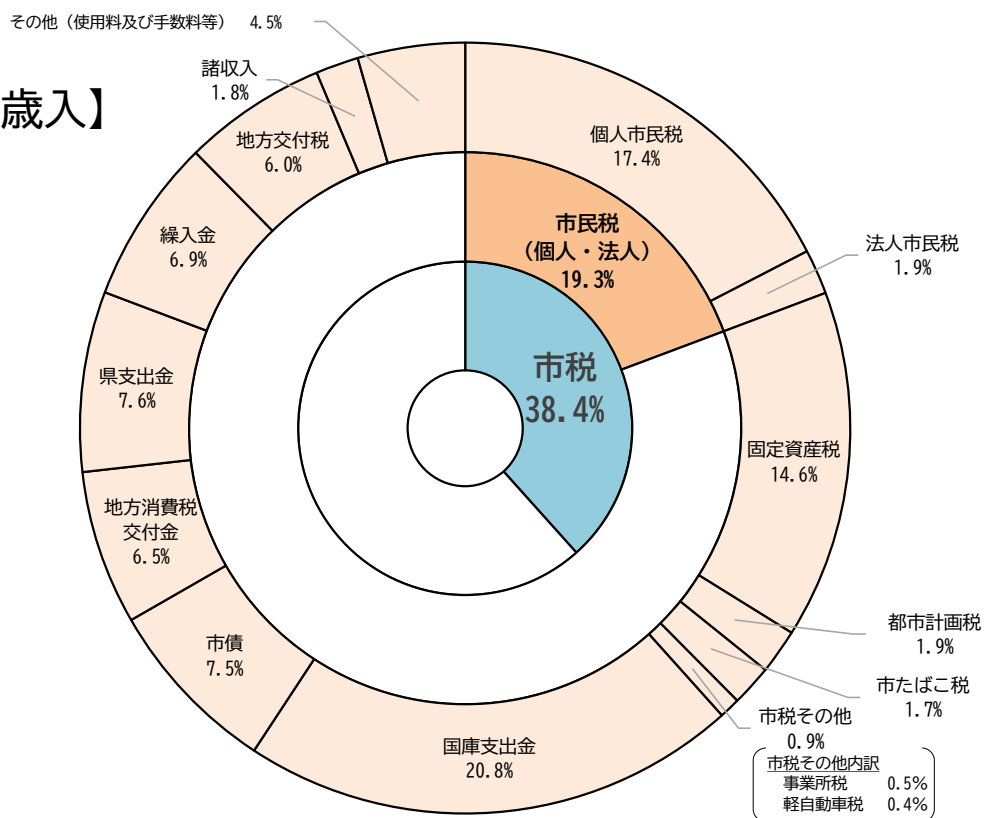
4 一般会計当初予算総額に占める市税の割合

(単位：千円、%)

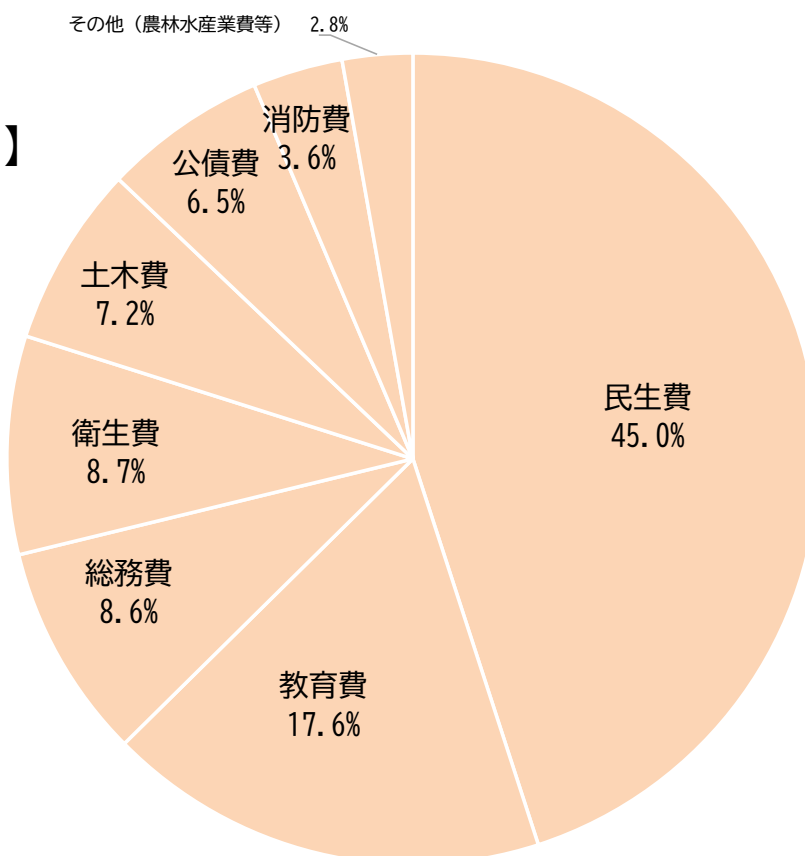
区 分 年 度	一般会計当初予算総額	市税当初予算総額	割合
4	106,000,000	46,428,000	43.8
5	111,800,000	48,244,000	43.2
6	115,700,000	47,149,000	40.8
7	132,400,000	50,328,000	38.0
8	132,700,000	50,956,000	38.4

〈令和8年度一般会計当初予算状況〉

【歳入】



【歳出】



Ⅲ 市 税 総 括

1 税目別納税義務者数の推移（現年課税分・各年度最終）
（単位：人・者・台）

年度 税目	納 税 義 務 者 数				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市 民 税	188,696	189,888	190,626	193,647	197,419
個 人	180,095	181,163	181,597	184,406	188,103
法 人	8,601	8,725	9,029	9,241	9,316
固定資産税	120,720	121,570	121,820	122,039	122,257
純固定	120,710	121,560	121,810	122,029	122,247
交・納付金	10	10	10	10	10
軽自動車税	64,716	66,121	67,089	67,948	68,939
市たばこ税	10	10	10	10	9
特別土地保有税	0	0	0	0	0
事業所税	438	409	421	422	430
都市計画税	96,205	96,706	96,918	97,122	97,238
合 計	470,785	474,704	476,884	481,188	486,292

2 税目別市税調定額の推移（現年課税分）
（単位：（上段）千円、（下段）％）

年度 税目	調 定 額				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市 民 税	24,675,406 99.3	25,531,274 103.5	25,934,457 101.6	25,183,487 97.1	28,191,651 111.9
個 人	21,867,368 98.9	22,533,131 103.0	23,069,453 102.4	21,920,223 95.0	24,881,532 113.5
法 人	2,808,038 102.5	2,998,143 106.8	2,865,004 95.6	3,263,264 113.9	3,310,119 101.4
固定資産税	18,604,097 97.5	19,194,621 103.2	19,440,052 101.3	19,557,127 100.6	19,934,864 101.9
純固定	18,564,744 97.5	19,157,352 103.2	19,402,937 101.3	19,520,136 100.6	19,898,383 101.9
交・納付金	39,353 99.5	37,269 94.7	37,115 99.6	36,991 99.7	36,481 98.6
軽自動車税	478,255 105.3	517,368 108.2	534,233 103.3	562,788 105.3	583,065 103.6
種別割	458,333 104.7	483,747 105.5	499,769 103.3	515,739 103.2	531,614 103.1
環境性能割	19,922 121.0	33,621 168.8	34,464 102.5	47,049 136.5	51,451 109.4
市たばこ税	2,358,167 106.5	2,498,666 106.0	2,521,474 100.9	2,452,464 97.3	2,472,511 100.8
事業所税	817,395 106.3	795,141 97.3	806,037 101.4	824,837 102.3	835,296 101.3
都市計画税	2,426,689 97.9	2,477,480 102.1	2,503,059 101.0	2,518,046 100.6	2,543,743 101.0
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合 計	49,360,009 99.0	51,014,550 103.4	51,739,312 101.4	51,098,749 98.8	54,561,130 106.8

※ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定額は、徴収猶予分を除いた額
 ※ 下段は前年度対比
 ※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整
 ※ 軽自動車税環境性能割課税は、令和元年10月1日から施行

3 市税一覧（令和8年度）

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦 課 期 日
市 民 税	○ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者（均等割） ○ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ○ 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する公益法人等（均等割） ※収益事業を行う場合……（均等割・法人税割） ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）	1月1日（個人）
固 定 資 産 税	○ 土 地 ○ 家 屋 ○ 償却資産 } 当該固定資産の所有者	1月1日
国有資産等所在 市町村交付金	○ 国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等（交付金）	前年の3月31日
軽 自 動 車 税	○ 原動機付自転車 ○ 小型特殊自動車 ○ 2輪の小型自動車 ○ 軽自動車 } 所有者	4月1日
市 た ば こ 税	○ 売渡し等に係る製造たばこ ○ 卸売販売業者等	
特別土地保有税	○ 土地又はその取得 ○ 当該土地の所有者又は取得者 ※平成15年度より、当分の間、新たな課税を停止	1月1日（保有） 1月1日 } 7月1日 } （取得）
入 湯 税	○ 鉱泉浴場における入湯行為 ○ 入湯客	
事 業 所 税	○ 事業所等において事業を行う者	
都 市 計 画 税	○ 市街化区域内の土地・家屋 ○ 当該土地・家屋の所有者	1月1日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限	納 期																																																																						
○ 個人均等割 3,000 円（平成 26 年度～令和 5 年度：3,500 円） ○ 個人所得割 6%（一律） ○ 法人均等割 <table><tr><th>区分</th><th>資 本 金 等 の 額</th><th>市内の事業所等の従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>1</td><td>50 億円を超えるもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 3,000,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td>10 億円を超え 50 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 1,750,000 円</td></tr><tr><td>3</td><td>10 億円を超えるもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 410,000 円</td></tr><tr><td>4</td><td>1 億円を超え 10 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 400,000 円</td></tr><tr><td>5</td><td>1 億円を超え 10 億円以下のもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 160,000 円</td></tr><tr><td>6</td><td>1 千万円を超え 1 億円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 150,000 円</td></tr><tr><td>7</td><td>1 千万円を超え 1 億円以下のもの</td><td>50 人以下のもの</td><td>年額 130,000 円</td></tr><tr><td>8</td><td>1 千万円以下のもの</td><td>50 人を超えるもの</td><td>年額 120,000 円</td></tr><tr><td>9</td><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>年額 50,000 円</td></tr></table> ○ 法人税割 <table><tr><th>区分</th><th>資 本 金 等 の 額</th><th>法 人 税 額</th><th>税 率</th></tr><tr><td>1</td><td>1 億円を超えるもの</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>2</td><td>1 億円以下のもの</td><td>年額 500 万円を超えるもの</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円以下のもの</td><td>年額 500 万円以下のもの</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」により区分を判定				区分	資 本 金 等 の 額	市内の事業所等の従業者数	税 率	1	50 億円を超えるもの	50 人を超えるもの	年額 3,000,000 円	2	10 億円を超え 50 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 1,750,000 円	3	10 億円を超えるもの	50 人以下のもの	年額 410,000 円	4	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 400,000 円	5	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 160,000 円	6	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 150,000 円	7	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 130,000 円	8	1 千万円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 120,000 円	9	上記以外の法人等		年額 50,000 円	区分	資 本 金 等 の 額	法 人 税 額	税 率	1	1 億円を超えるもの	—	8.4/100	2	1 億円以下のもの	年額 500 万円を超えるもの	8.4/100	3	1 億円以下のもの	年額 500 万円以下のもの	6.6/100	○ 個人 【個人申告】 3 月 15 日 【給与支払報告書の提出】 1 月 31 日 【特別徴収に係る異動届出書の提出】 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月の 10 日 ○ 法人 事業年度終了の日の翌日から原則として 2 ヶ月以内等	○ 個人 【第 1 期】 6 月 1 日～ 6 月 30 日 【第 2 期】 8 月 1 日～ 8 月 31 日 【第 3 期】 10 月 1 日～10 月 31 日 【第 4 期】 1 月 4 日～ 1 月 31 日 【給与からの特別徴収】 翌月 10 日まで(6 月～翌年 5 月) 【公的年金からの特別徴収】 年金支払日の翌月 10 日まで ○ 法人 申告期限と同じ														
区分	資 本 金 等 の 額	市内の事業所等の従業者数	税 率																																																																								
1	50 億円を超えるもの	50 人を超えるもの	年額 3,000,000 円																																																																								
2	10 億円を超え 50 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 1,750,000 円																																																																								
3	10 億円を超えるもの	50 人以下のもの	年額 410,000 円																																																																								
4	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 400,000 円																																																																								
5	1 億円を超え 10 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 160,000 円																																																																								
6	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 150,000 円																																																																								
7	1 千万円を超え 1 億円以下のもの	50 人以下のもの	年額 130,000 円																																																																								
8	1 千万円以下のもの	50 人を超えるもの	年額 120,000 円																																																																								
9	上記以外の法人等		年額 50,000 円																																																																								
区分	資 本 金 等 の 額	法 人 税 額	税 率																																																																								
1	1 億円を超えるもの	—	8.4/100																																																																								
2	1 億円以下のもの	年額 500 万円を超えるもの	8.4/100																																																																								
3	1 億円以下のもの	年額 500 万円以下のもの	6.6/100																																																																								
課税標準の 1.4/100 （免税点）土 地 300,000 円 家 屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円				○ 償却資産の申告 1 月 31 日	【第 1 期】 5 月 1 日～ 5 月 31 日 【第 2 期】 7 月 1 日～ 7 月 31 日 【第 3 期】 12 月 1 日～12 月 31 日 【第 4 期】 2 月 1 日～ 2 月 末日																																																																						
算定標準額の 1.4/100 （注）法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は前年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。					6 月 30 日																																																																						
<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>継続税率</th><th>新 税 率</th><th>重課税率</th><th>適 用</th></tr><tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td>総排気量 50cc 以下（ミニカーを除く） ※新基準原付バイクを含む</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td><td rowspan="5">・新税率は平成28年度から適用</td></tr><tr><td>2 輪で総排気量 90cc 以下</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む</td><td>—</td><td>2,400 円</td><td>—</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>—</td><td>3,700 円</td><td>—</td></tr><tr><td>特定小型原動機付自転車</td><td>—</td><td>2,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>—</td><td>2,400 円</td><td>—</td><td rowspan="5">・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用</td></tr><tr><td>その他（フォークリフト等）</td><td>—</td><td>5,900 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2 輪小型自動車</td><td>総排気量が 250cc を超えるもの</td><td>—</td><td>6,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>2 輪車（総排気量 250cc 以下）</td><td>—</td><td>3,600 円</td><td>—</td></tr><tr><td>3 輪車（総排気量 660cc 以下）</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">4 輪以上（総排気量 660cc 以下）</td><td>乗用営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>乗用自家用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>貨物営業用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td></td><td>貨物自家用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>				車 種		継続税率	新 税 率	重課税率	適 用	原動機付自転車	総排気量 50cc 以下（ミニカーを除く） ※新基準原付バイクを含む	—	2,000 円	—	・新税率は平成28年度から適用	2 輪で総排気量 90cc 以下	—	2,000 円	—	2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む	—	2,400 円	—	ミニカー	—	3,700 円	—	特定小型原動機付自転車	—	2,000 円	—	小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400 円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用	その他（フォークリフト等）	—	5,900 円	—	2 輪小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	—	6,000 円	—	軽自動車	2 輪車（総排気量 250cc 以下）	—	3,600 円	—	3 輪車（総排気量 660cc 以下）	3,100 円	3,900 円	4,600 円	4 輪以上（総排気量 660cc 以下）	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	貨物営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円		貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	○ 取得申告 軽自動車等の所有者となった日から 15 日以内 ○ 廃車申告 軽自動車等の所有者でなくなった日から 30 日以内	5 月 1 日～5 月 31 日
車 種		継続税率	新 税 率	重課税率	適 用																																																																						
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下（ミニカーを除く） ※新基準原付バイクを含む	—	2,000 円	—	・新税率は平成28年度から適用																																																																						
	2 輪で総排気量 90cc 以下	—	2,000 円	—																																																																							
	2 輪で総排気量 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含む	—	2,400 円	—																																																																							
	ミニカー	—	3,700 円	—																																																																							
	特定小型原動機付自転車	—	2,000 円	—																																																																							
小型特殊自動車	農耕作業用	—	2,400 円	—	・新税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・上記以外は継続税率を適用																																																																						
その他（フォークリフト等）	—	5,900 円	—																																																																								
2 輪小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	—	6,000 円	—																																																																							
軽自動車	2 輪車（総排気量 250cc 以下）	—	3,600 円	—																																																																							
	3 輪車（総排気量 660cc 以下）	3,100 円	3,900 円	4,600 円																																																																							
	4 輪以上（総排気量 660cc 以下）	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円																																																																						
		乗用自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円																																																																						
貨物営業用		3,000 円	3,800 円	4,500 円																																																																							
	貨物自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円																																																																							
1,000 本につき 6,552 円				翌月末日	申告期限と同じ																																																																						
課税標準……土地の取得価額 税 率……（保有） 1.4/100 （取得） 3/100 （免税点）保有 1 月 1 日に所有する 土地の合計面積……………5,000 m²未満 取得 毎年 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した 土地の合計面積……………5,000 m²未満				【保有】 5 月 31 日 【取得】 2 月 末日 8 月 31 日	申告期限と同じ																																																																						
1 人 1 日 150 円				翌月 15 日	申告期限と同じ																																																																						
資産割 事業所床面積 1 m²につき 600 円 （免税点）市内合計事業所床面積 1,000 m²以下 従業者割 従業者給与総額の 0.25/100 （免税点）市内合計従業者数 100 人以下				○ 法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 ○ 個人 事業を行った年の翌年の 3 月 15 日	申告期限と同じ																																																																						
課税標準の 0.2/100					固定資産税と同じ																																																																						

※令和 8 年 4 月 1 日現在

4 令和7年度市税決算状況

区 分 税 目	予算現額	調定額	収入済額	収入歩合	
				予算額	調定額
市 税 合 計	51,328,000,000	55,328,960,652 55,330,031,552	54,490,542,061	106.16	98.48 98.48
現年課税分	51,129,000,000	54,561,132,434	54,193,247,065	105.99	99.33
滞納繰越分	199,000,000	767,828,218 768,899,118	297,294,996	149.39	38.72 38.67
市民税	26,080,000,000	28,728,646,318	28,116,385,637	107.81	97.87
個 人	23,484,000,000	25,396,656,796	24,810,016,299	105.65	97.69
現年課税分	23,351,000,000	24,881,532,200	24,623,517,073	105.45	98.96
滞納繰越分	133,000,000	515,124,596	186,499,226	140.22	36.20
法 人	2,596,000,000	3,331,989,522	3,306,369,338	127.36	99.23
現年課税分	2,593,000,000	3,310,119,400	3,301,087,207	127.31	99.73
滞納繰越分	3,000,000	21,870,122	5,282,131	176.07	24.15
固定資産税	19,305,000,000	20,122,766,066	19,941,181,045	103.30	99.10
固定資産税	19,269,000,000	20,086,284,566	19,904,699,545	103.30	99.10
現年課税分	19,216,000,000	19,898,383,600	19,815,761,299	103.12	99.58
滞納繰越分	53,000,000	187,900,966	88,938,246	167.81	47.33
交付金	36,000,000	36,481,500	36,481,500	101.34	100.00
軽自動車税	493,000,000	601,336,977	580,364,406	117.72	96.51
種 別 割	463,000,000	549,885,577	528,913,006	114.24	96.19
現年課税分	460,000,000	531,614,100	524,238,020	113.96	98.61
滞納繰越分	3,000,000	18,271,477	4,674,986	155.83	25.59
環境性能割	30,000,000	51,451,400	51,451,400	171.50	100.00
現年課税分	30,000,000	51,451,400	51,451,400	171.50	100.00
市たばこ税	2,300,000,000	2,472,510,834	2,472,510,834	107.50	100.00
現年課税分	2,300,000,000	2,472,510,834	2,472,510,834	107.50	100.00
滞納繰越分	0	0	0		
事業所税	714,000,000	836,104,400	835,295,800	116.99	99.90
現年課税分	713,000,000	835,295,800	835,295,800	117.15	100.00
滞納繰越分	1,000,000	808,600	0	0.00	0.00
都市計画税	2,436,000,000	2,567,596,057	2,544,804,339	104.47	99.11
現年課税分	2,430,000,000	2,543,743,600	2,532,903,932	104.23	99.57
滞納繰越分	6,000,000	23,852,457	11,900,407	198.34	49.89
特別土地保有税	0	1,070,900	0		0.00
現年課税分	0	0	0		
滞納繰越分	0	1,070,900	0		0.00

(単位：円，％)

不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収入歩合（前2年度）			
			6 予算額	6 調定額	5 予算額	5 調定額
64,314,768	786,331,562 787,402,462	12,227,739	106.22	98.46 98.46	105.55	98.43 98.43
2,837,799	376,850,928	11,803,358	106.02	99.30	105.31	99.34
61,476,969	409,480,634			42.70		43.16
61,476,969	410,551,534	424,381	148.71	42.65	155.37	43.10
50,356,230	568,681,090	6,776,639	108.04	97.79	106.43	97.90
47,491,418	545,725,818	6,576,739	104.88	97.56	105.50	97.71
2,837,799	261,594,886	6,417,558	104.58	98.87	105.12	99.00
44,653,619	284,130,932	159,181	151.15	40.52	167.59	42.24
2,864,812	22,955,272	199,900	135.55	99.30	114.47	99.42
0	9,232,093	199,900	135.82	99.60	114.64	99.76
2,864,812	13,723,179	0	54.56	30.51	62.35	33.92
10,928,050	175,378,942	4,721,971	103.51	99.05	103.18	98.87
10,928,050	175,378,942	4,721,971	103.52	99.05	103.18	98.87
0	87,124,857	4,502,556	103.33	99.60	102.99	99.56
10,928,050	88,254,085	219,415	154.50	48.86	149.62	45.94
	0	0	102.75	100.00	100.31	100.00
1,554,346	19,522,925	104,700	116.92	96.71	114.37	96.79
1,554,346	19,522,925	104,700	113.25	96.42	113.03	96.58
0	7,464,280	88,200	113.04	98.63	113.39	98.70
1,554,346	12,058,645	16,500	144.12	26.48	81.77	26.90
			113.03	96.58		
0	0	0	180.96	100.00	137.85	100.00
0	0	0	180.96	100.00	137.85	100.00
	0	0	106.63	100.00	113.07	100.00
0	0	0	106.63	100.00	113.07	100.00
0	0	0				
0	808,600	0	115.41	99.90	112.80	100.00
0	0	0	115.57	99.90	113.05	100.00
0	808,600	0	0.00	0.00	23.15	100.00
1,476,142	21,940,005	624,429	104.58	99.07	104.48	98.87
0	11,434,812	595,144	104.35	99.58	104.22	99.55
1,476,142	10,505,193	29,285	173.74	51.09	174.78	47.53
0	1,070,900	0		0.00		0.00
0	0	0				
0	1,070,900	0		0.00		0.00

5 市税決算状況の推移

年度 税目 区分	4			5		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市税合計	51,951,300,911 (51,952,371,811)	51,041,764,002	98.25 (98.25)	52,592,486,078 (52,593,556,978)	51,766,515,187	98.43 (98.43)
現年課税分	51,014,549,042	50,636,678,306	99.26	51,739,311,289	51,398,292,997	99.34
滞納繰越分	936,751,869 (937,822,769)	405,085,696	43.24 (43.19)	853,174,789 (854,245,689)	368,222,190	43.16 (43.10)
市民税	26,097,127,180	25,519,539,629	97.79	26,484,814,751	25,927,329,933	97.90
個 人	23,082,048,125	22,521,168,605	97.57	23,605,105,801	23,064,342,588	97.71
現年課税分	22,533,131,309	22,277,035,421	98.86	23,069,453,216	22,838,097,884	99.00
滞納繰越分	548,916,816	244,133,184	44.48	535,652,585	226,244,704	42.24
法 人	3,015,079,055	2,998,371,024	99.45	2,879,708,950	2,862,987,345	99.42
現年課税分	2,998,142,900	2,991,446,386	99.78	2,865,003,900	2,857,998,985	99.76
滞納繰越分	16,936,155	6,924,638	40.89	14,705,050	4,988,360	33.92
固定資産税	19,508,791,653	19,230,319,448	98.57	19,694,112,490	19,471,865,810	98.87
固定資産税	19,471,522,453	19,193,050,248	98.57	19,656,997,390	19,434,750,710	98.87
現年課税分	19,157,351,900	19,062,364,730	99.50	19,402,937,200	19,318,043,606	99.56
滞納繰越分	314,170,553	130,685,518	41.60	254,060,190	116,707,104	45.94
交付金	37,269,200	37,269,200	100.00	37,115,100	37,115,100	100.00
軽自動車税	530,084,874	514,100,649	96.98	549,430,971	531,809,164	96.79
種別割	496,464,374	480,480,149	96.78	514,967,471	497,345,664	96.58
現年課税分	483,746,800	476,794,990	98.56	499,768,600	493,257,059	98.70
滞納繰越分	12,717,574	3,685,159	28.98	15,198,871	4,088,605	26.90
環境性能割	33,620,500	33,620,500	100.00	34,463,500	34,463,500	100.00
現年課税分	33,620,500	33,620,500	100.00	34,463,500	34,463,500	100.00
市たばこ税	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00	2,521,473,873	2,521,473,873	100.00
現年課税分	2,498,666,333	2,498,666,333	100.00	2,521,473,873	2,521,473,873	100.00
滞納繰越分	0	0		0	0	
特別土地保有税	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
現年課税分	0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
滞納繰越分	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
事業所税	797,724,500	796,633,000	99.86	806,499,500	806,499,500	100.00
現年課税分	795,140,500	794,677,500	99.94	806,036,500	806,036,500	100.00
滞納繰越分	2,584,000	1,955,500	75.68	463,000	463,000	100.00
都市計画税	2,518,906,371	2,482,504,943	98.55	2,536,154,493	2,507,536,907	98.87
現年課税分	2,477,479,600	2,464,803,246	99.49	2,503,059,400	2,491,806,490	99.55
滞納繰越分	41,426,771	17,701,697	42.73	33,095,093	15,730,417	47.53

※ () 内は徴収猶予分を含む。

(単位：円、%)

6			7		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
51,868,322,135 (51,869,393,035)	51,068,462,705	98.46 (98.46)	55,328,960,652 (55,330,031,552)	54,490,542,061	98.48 (98.48)
51,098,748,534	50,739,818,980	99.30	54,561,132,434	54,193,247,065	99.33
769,573,601 (770,644,501)	328,643,725	42.70 (42.65)	767,828,218 (768,899,118)	297,294,996	38.72 (38.67)
25,697,659,184	25,128,655,951	97.79	28,728,646,318	28,116,385,637	97.87
22,420,089,614	21,874,157,660	97.56	25,396,656,796	24,810,016,299	97.69
21,920,222,720	21,671,619,086	98.87	24,881,532,200	24,623,517,073	98.96
499,866,894	202,538,574	40.52	515,124,596	186,499,226	36.20
3,277,569,570	3,254,498,291	99.30	3,331,989,522	3,306,369,338	99.23
3,263,263,900	3,250,133,795	99.60	3,310,119,400	3,301,087,207	99.73
14,305,670	4,364,496	30.51	21,870,122	5,282,131	24.15
19,768,992,759	19,581,764,525	99.05	20,122,766,066	19,941,181,045	99.10
19,732,001,559	19,544,773,325	99.05	20,086,284,566	19,904,699,545	99.10
19,520,136,200	19,441,255,550	99.60	19,898,383,600	19,815,761,299	99.58
211,865,359	103,517,775	48.86	187,900,966	88,938,246	47.33
36,991,200	36,991,200	100.00	36,481,500	36,481,500	100.00
579,115,654	560,067,577	96.71	601,336,977	580,364,406	96.51
532,067,154	513,019,077	96.42	549,885,577	528,913,006	96.19
515,738,700	508,695,405	98.63	531,614,100	524,238,020	98.61
16,328,454	4,323,672	26.48	18,271,477	4,674,986	25.59
47,048,500	47,048,500	100.00	51,451,400	51,451,400	100.00
47,048,500	47,048,500	100.00	51,451,400	51,451,400	100.00
2,452,464,214	2,452,464,214	100.00	2,472,510,834	2,472,510,834	100.00
2,452,464,214	2,452,464,214	100.00	2,472,510,834	2,472,510,834	100.00
0	0		0	0	
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
0 (0)	0	0.00 (0.00)	0 (0)	0	0.00 (0.00)
0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)	0 (1,070,900)	0	0.00 (0.00)
824,836,500	824,027,900	99.90	836,104,400	835,295,800	99.90
824,836,500	824,027,900	99.90	835,295,800	835,295,800	100.00
0	0	0.00	808,600	0	0.00
2,545,253,824	2,521,482,538	99.07	2,567,596,057	2,544,804,339	99.11
2,518,046,600	2,507,583,330	99.58	2,543,743,600	2,532,903,932	99.57
27,207,224	13,899,208	51.09	23,852,457	11,900,407	49.89

6 市税負担状況の推移

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
市税収入合計		49,558,009,826	51,041,764,002	51,766,515,187	51,068,462,705	54,490,542,061
人 口		344,674	343,644	342,681	341,992	341,379
世 帯 数		159,682	160,965	162,337	163,985	165,748
1人当たり市 税 負 担 額		143,782	148,531	151,063	149,326	159,619
1世帯当たり 市 税 負 担 額		310,354	317,099	318,883	311,422	328,755
市 民 1 人 当 た り	市 民 税	71,771	74,262	75,660	82,214	82,361
	固 定 資 産 税	54,264	55,960	56,822	58,309	58,414
	軽 自 動 車 税	1,385	1,496	1,552	1,697	1,700
	市 た ば こ 税	6,842	7,271	7,358	7,230	7,243
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	2,441	2,318	2,353	2,442	2,447
	都 市 計 画 税	7,080	7,224	7,317	7,441	7,454
1 世 帯 当 た り	市 民 税	154,917	158,541	159,713	171,457	169,633
	固 定 資 産 税	117,129	119,469	119,947	121,604	120,310
	軽 自 動 車 税	2,990	3,194	3,276	3,539	3,501
	市 た ば こ 税	14,768	15,523	15,532	15,078	14,917
	特別土地保有税	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	5,269	4,949	4,968	5,094	5,040
	都 市 計 画 税	15,281	15,423	15,446	15,519	15,353

※ 人口、世帯数は各年度末直後の4月1日現在

IV 市 民 税

1 調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円）

年 度 区 分			調 定 額				
			3	4	5	6	7
個 人	普通徴収	均等割	145,431	147,367	145,612	128,101	127,288
		所得割	4,776,918	5,246,613	5,177,869	4,819,565	5,591,986
		計	4,922,349	5,393,980	5,323,481	4,947,666	5,719,274
	特別徴収	均等割	485,160	487,011	491,470	425,625	437,509
		所得割	16,459,860	16,652,141	17,254,503	16,546,931	18,724,749
		計	16,945,020	17,139,152	17,745,973	16,972,557	19,162,258
	小 計	均等割	630,591	634,378	637,082	553,726	564,797
		所得割	21,236,778	21,898,754	22,432,372	21,366,497	24,316,735
		計	21,867,369	22,533,132	23,069,454	21,920,223	24,881,532
法 人	均 等 割		902,298	939,634	923,502	935,942	958,841
	法 人 税 割		1,905,740	2,058,509	1,941,502	2,327,322	2,351,278
	計		2,808,038	2,998,143	2,865,004	3,263,264	3,310,119
合 計			24,675,407	25,531,275	25,934,458	25,183,487	28,191,651

2 納税義務者数の推移（現年課税分）

（単位：人）

年 度 区 分		納税義務者数				
		3	4	5	6	7
個 人	普通徴収	48,153	49,076	47,440	46,428	48,544
	特別徴収	131,942	132,087	134,157	137,978	139,559
	小 計	180,095	181,163	181,597	184,406	188,103
法 人		8,601	8,725	9,029	9,241	9,316
合 計		188,696	189,888	190,626	193,647	197,419

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

3 決算状況の推移

税目 年度 区分	3			4		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
市民税	25,376,801	24,737,464	97.48	26,097,127	25,519,540	97.79
現年課税分	24,675,407	24,446,729	99.07	25,531,274	25,268,482	98.97
滞納繰越分	701,394	290,735	41.45	565,853	251,058	44.37
個 人	22,520,964	21,902,144	97.25	23,082,048	22,521,170	97.57
現年課税分	21,867,369	21,644,665	98.98	22,533,131	22,277,036	98.86
均 等 割	630,591	624,114	98.97	634,377	627,115	98.86
所 得 割	21,236,778	21,020,551	98.98	21,898,754	21,649,921	98.86
滞納繰越分	653,595	257,479	39.39	548,917	244,134	44.48
法 人	2,855,837	2,835,320	99.28	3,015,079	2,998,370	99.45
現年課税分	2,808,038	2,802,064	99.79	2,998,143	2,991,446	99.78
均 等 割	902,298	900,378	99.79	939,634	937,535	99.78
法 人 税 割	1,905,740	1,901,686	99.79	2,058,509	2,053,911	99.78
滞納繰越分	47,799.00	33,256	69.57	16,936	6,924	40.88

(単位：千円、%)

5			6			7		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
26,484,815	25,927,329	97.90	25,697,659	25,128,656	97.79	28,728,646	28,116,385	97.87
25,934,457	25,696,097	99.08	25,183,487	24,921,753	98.96	28,191,651	27,924,604	99.05
550,358	231,232	42.01	514,173	206,903	40.24	536,995	191,781	35.71
23,605,106	23,064,342	97.71	22,420,090	21,874,158	97.56	25,396,657	24,810,016	97.69
23,069,453	22,838,098	99.00	21,920,223	21,671,619	98.87	24,881,532	24,623,517	98.96
637,081	630,635	98.99	553,726	547,388	98.86	564,797	558,896	98.96
22,432,372	22,207,463	99.00	21,366,497	21,124,231	98.87	24,316,735	24,064,621	98.96
535,653	226,244	42.24	499,867	202,539	40.52	515,125	186,499	36.20
2,879,709	2,862,987	99.42	3,277,570	3,254,498	99.30	3,331,989	3,306,369	99.23
2,865,004	2,857,999	99.76	3,263,264	3,250,134	99.60	3,310,119	3,301,087	99.73
923,502	921,244	99.76	935,942	933,034	99.69	958,841	956,225	99.73
1,941,502	1,936,755	99.76	2,327,322	2,317,100	99.56	2,351,278	2,344,862	99.73
14,705	4,988	33.92	14,305.67	4,364	30.51	21,870	5,282	24.15

4 個人市民税

(1) 普通徴収・特別徴収調定額の推移（現年課税分）

区 分 \ 年 度	3		4	
	調定額	構成比	調定額	構成比
普 通 徴 収	4,922,348,200	22.51	5,393,979,600	23.94
特 別 徴 収	16,945,020,085	77.49	17,139,151,709	76.06
合 計	21,867,368,285	100.00	22,533,131,309	100.00

(2) 納税義務者数等の推移

区 分 \ 年 度	3		4	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
市 民 税 合 計	180,095	100.00	181,163	100.00
均 等 割 の み	10,506	5.83	10,475	5.78
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	169,589	94.17	170,688	94.22
普 通 徴 収	48,153	26.74	49,076	27.09
均 等 割 の み	5,115	2.84	5,110	2.82
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	43,038	23.90	43,966	24.27
特 別 徴 収	131,942	73.26	132,087	72.91
均 等 割 の み	5,391	2.99	5,365	2.96
所 得 割 の み	0	0.00	0	0.00
均等割と所得割	126,551	70.27	126,722	69.95
特別徴収義務者数	36,527		36,877	

(単位：円、%)

5		6		7	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
5,323,480,300	23.08	4,947,666,200	22.57	5,719,274	22.99
17,745,972,916	76.92	16,972,556,520	77.43	19,162,258	77.01
23,069,453,216	100.00	21,920,222,720	100.00	24,881,532	100.00

(単位：人、%)

5		6		7	
納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
181,597	100.00	184,406	100.00	188,103	100.00
10,758	5.92	20,612	11.18	10,811	5.75
0	0.00	0	0.00	0	0.00
170,839	94.08	163,794	88.82	177,292	94.25
47,440	26.12	46,428	25.18	48,544	25.81
5,159	2.84	8,352	4.53	5,317	2.83
0	0.00	0	0.00	0	0.00
42,281	23.28	38,076	20.65	43,227	22.98
134,157	73.88	137,978	74.82	139,559	74.19
5,599	3.08	12,260	6.65	5,494	2.92
0	0.00	0	0.00	0	0.00
128,558	70.79	125,718	68.17	134,065	71.27
37,383		37,691		38,037	

(3) 納税義務者の状況（令和8年度当初）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 A	均等割額 B	納税義務者数 C	所得割額 D	納税義務者数 E
給与所得者	4,488	13,464	-	-	144,385
営業等所得者	730	2,190	-	-	6,802
農業所得者	11	33	-	-	55
その他の所得者	4,182	12,546	-	-	24,773
家屋敷等のみ	125	375	-	-	-
合 計	9,536	28,608	0	0	176,015

(4) 特別徴収義務者等の状況（令和8年度当初）

（単位：人、千円）

区 分	特別徴収 義務者数	納税義務者数		特別徴収税額 A = B + C	特別徴収税額の内訳	
		納税義務者数	うち均等割のみ		所得割額 B	均等割額 C
給与特徴に 係 る 分	38,169	127,764	3,223	19,418,425	19,035,258	383,167
年金特徴に 係 る 分	5	26,602	4,023	952,662	891,893	60,769

(単位：人、千円)

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 F	所得割額 G	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 A + C + E
		納税義務者数 H = A + E	均等割額 I = B + F	納税義務者数 J = C + E	所得割額 K = D + G	
433,155	21,007,184	148,873	446,619	144,385	21,007,184	148,873
20,406	1,147,364	7,532	22,596	6,802	1,147,364	7,532
165	10,162	66	198	55	10,162	66
74,319	2,930,535	28,955	86,865	24,773	2,930,535	28,955
-	-	125	375	-	-	125
528,045	25,095,245	185,551	556,653	176,015	25,095,245	185,551

(5) 課税状況の推移（各年度当初）

(単位：人、千円)

区 分 年 度	均等割を納める者		所得割を納める者		合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	税 額
3	178,484	624,695	168,189	20,842,984	178,484	21,467,679
4	179,944	629,806	169,605	21,583,386	179,944	22,213,192
5	181,395	634,884	170,715	22,191,431	181,395	22,826,315
6	183,534	550,602	163,070	21,072,412	183,534	21,623,014
7	187,279	561,837	176,576	24,067,582	187,279	24,629,419
8	185,551	556,653	176,015	25,095,245	185,551	25,651,898

(6) 市民税・県民税調定額の推移（現年課税分）

区分	年度	納税 義務者数	前年度 対 比	市民税					所得割額
				所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比	
普通徴収	3	48,153	96.1	4,776,918	145,431	4,922,349	97.4	22.5	3,183,076
	4	49,076	101.9	5,246,613	147,367	5,393,979	109.6	23.9	3,496,420
	5	47,440	96.7	5,177,869	145,612	5,323,481	98.7	23.1	3,449,130
	6	46,428	97.9	4,819,565	128,101	4,947,666	92.9	22.6	3,211,337
	7	48,544	104.6	5,591,986	127,288	5,719,274	115.6	23.0	3,725,772
特別徴収	3	131,942	101.4	16,459,860	485,160	16,945,020	99.4	77.5	10,970,310
	4	132,087	100.1	16,652,141	487,011	17,139,152	101.1	76.1	11,097,941
	5	134,157	101.6	17,254,503	491,470	17,745,973	103.5	76.9	11,499,770
	6	137,978	102.8	16,546,931	425,625	16,972,557	95.6	77.4	11,033,044
	7	139,559	101.1	18,724,749	437,509	19,162,258	112.9	77.0	12,478,313
合 計	3	180,095	100.0	21,236,778	630,591	21,867,368	98.9	100.0	14,153,386
	4	181,163	100.6	21,898,754	634,378	22,533,131	103.0	100.0	14,594,359
	5	181,597	100.2	22,432,372	637,082	23,069,454	102.4	100.0	14,948,900
	6	184,406	101.5	21,366,497	553,726	21,920,223	95.0	100.0	14,244,380
	7	188,103	102.0	24,316,735	564,797	24,881,532	113.5	100.0	16,204,085

(7) 市民税・県民税収入済額の推移（現年課税分）

区 分 年 度	調 定 額		
	市 民 税	県 民 税	合 計
3	21,867,368	14,423,592	36,290,960
4	22,533,131	14,866,185	37,399,316
5	23,069,454	15,221,869	38,291,323
6	21,920,223	14,429,067	36,349,290
7	24,881,532	16,392,360	41,273,892

(単位：千円 (千円未満は原則四捨五入のうえ端数調整)、%)

県民税				合計				
均等割額	計	前年度対比	構成比	所得割額	均等割額	計	前年度対比	構成比
62,598	3,245,674	97.4	22.5	7,959,994	208,029	8,168,023	97.4	22.5
63,432	3,559,852	109.7	23.9	8,743,033	210,799	8,953,832	109.6	23.9
62,661	3,511,791	98.6	23.1	8,626,999	208,273	8,835,272	98.7	23.1
43,234	3,254,570	92.7	22.6	8,030,902	171,335	8,202,237	92.8	22.6
42,533	3,768,305	115.8	23.0	9,317,758	169,821	9,487,579	115.7	23.0
207,609	11,177,918	99.4	77.5	27,430,170	692,769	28,122,939	99.4	77.5
208,393	11,306,334	101.1	76.1	27,750,082	695,404	28,445,486	101.1	76.1
210,308	11,710,078	103.6	76.9	28,754,273	701,778	29,456,051	103.6	76.9
141,453	11,174,497	95.4	77.4	27,579,975	567,078	28,147,053	95.6	77.4
145,742	12,624,055	113.0	77.0	31,203,062	583,251	31,786,313	112.9	77.0
270,206	14,423,592	98.9	100.0	35,390,164	900,798	36,290,962	98.9	100.0
271,826	14,866,185	103.1	100.0	36,493,115	906,203	37,399,318	103.1	100.0
272,969	15,221,869	102.4	100.0	37,381,272	910,051	38,291,323	102.4	100.0
184,687	14,429,067	94.8	100.0	35,610,877	738,413	36,349,290	94.9	100.0
188,275	16,392,360	113.6	100.0	40,520,820	753,072	41,273,892	113.5	100.0

(単位：千円、% (小数第二位を四捨五入))

収 入 済 額			県民税按分率
市 民 税	県 民 税	合 計	
21,644,665	14,276,678	35,921,343	39.7
22,277,035	14,697,209	36,974,244	39.7
22,838,098	15,069,207	37,907,305	39.8
21,671,619	14,265,438	35,937,057	39.7
24,623,517	16,222,378	40,845,895	39.5

5 法人市民税

(1) 納税義務者数・調定額等の推移

年度	区分	納税義務者数	前年度対比	調	
				均等割額	法人税割額
3		8,601	101.9	880,990,800	1,852,388,000
				21,306,700	53,352,400
4		8,725	101.4	913,392,300	1,997,142,100
				26,241,400	61,367,100
5		9,029	103.5	903,511,800	1,890,750,200
				19,990,500	50,751,400
6		9,241	102.3	911,333,500	2,218,848,100
				24,608,800	108,473,500
7		9,316	100.8	933,541,900	2,281,067,000
				25,299,800	70,210,700

(2) 月別調定額の状況

月・年度	区分	均 等 割 額			法
		現 年 度	過 年 度	計	現 年 度
4		37,445,800	13,197,100	50,642,900	62,132,300
5		124,651,500	1,162,000	125,813,500	182,727,700
6		140,211,600	1,583,800	141,795,400	446,201,500
7		95,417,200	1,368,900	96,786,100	241,840,800
8		61,356,900	887,300	62,244,200	153,911,300
9		51,283,600	600,000	51,883,600	114,004,400
10		69,399,600	1,255,600	70,655,200	112,353,600
11		162,221,600	329,000	162,550,600	564,733,300
12		63,535,400	1,814,800	65,350,200	160,110,700
1		35,594,800	880,700	36,475,500	87,444,500
2		49,465,300	1,583,100	51,048,400	81,367,100
3		42,958,600	637,500	43,596,100	74,239,800
計		933,541,900	25,299,800	958,841,700	2,281,067,000

(単位：社、%、円)

定 額			収入済額	収 納 率
計	合 計	前年度対比		
2,733,378,800	2,808,037,900	102.5	2,802,064,260	99.79
74,659,100				
2,910,534,400	2,998,142,900	106.8	2,991,446,386	99.78
87,608,500				
2,794,262,000	2,865,003,900	95.6	2,862,987,345	99.93
70,741,900				
3,130,181,600	3,263,263,900	113.9	3,250,133,795	99.60
133,082,300				
3,214,608,900	3,310,119,400	101.4	3,306,369,338	99.89
95,510,500				

(単位：円、%)

人 税 割 額		合 計	構 成 比
過 年 度	計		
29,364,700	91,497,000	142,139,900	4.3
1,707,900	184,435,600	310,249,100	9.4
3,282,000	449,483,500	591,278,900	17.9
7,474,800	249,315,600	346,101,700	10.5
1,610,800	155,522,100	217,766,300	6.6
2,928,800	116,933,200	168,816,800	5.1
1,032,400	113,386,000	184,041,200	5.6
1,137,700	565,871,000	728,421,600	22.0
18,516,700	178,627,400	243,977,600	7.4
2,401,500	89,846,000	126,321,500	3.8
243,500	81,610,600	132,659,000	4.0
509,900	74,749,700	118,345,800	3.6
70,210,700	2,351,277,700	3,310,119,400	100.0

(3) 事業種目別納税義務者数の状況

(単位：社、%)

年 度 事業種目	5		6		7	
	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
A 農業・林業	29	0.3	27	0.3	27	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	1	0.0	1	0.0	1	0.0
D 建設業	1,523	16.9	1,567	17.0	1,560	16.7
E 製造業	887	9.8	892	9.7	899	9.7
F 電気・ガス 熱供給・水道業	38	0.4	41	0.4	42	0.5
G 情報通信業	283	3.1	297	3.2	311	3.3
H 運輸業	374	4.1	374	4.0	378	4.1
I 卸売・小売業	2,215	24.5	2,246	24.3	2,218	23.8
J 金融・保険業	143	1.6	141	1.5	144	1.5
K 不動産業、 物品賃貸業	903	10.0	917	9.9	944	10.1
L 学習研究、 専門・技術サービス	516	5.7	541	5.9	558	6.0
M 宿泊、 飲食サービス業	507	5.6	517	5.6	523	5.6
N 生活関連サービス業 娯楽業	396	4.4	417	4.5	419	4.5
O 教育、学習支援業	125	1.4	127	1.4	126	1.4
P 医療、福祉	449	5.0	472	5.1	503	5.4
Q 複合サービス業	24	0.3	25	0.3	27	0.3
R サービス業	616	6.8	639	6.9	636	6.8
S 公務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
T 分類不能の産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不 明 分	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	9,029	100.0	9,241	100.0	9,316	100.0

※日本産業分類の事業種別で分類・集計

V 固 定 資 産 税

1 資産別調定額の推移（現年課税分）

（単位：千円、％）

年度 \ 区分	土 地	家 屋	償却資産	合 計	前年度対比
R 3	8,425,418	8,215,272	1,924,054	18,564,744 18,564,744	97.5 97.5
R 4	8,469,224	8,613,832	2,074,294	19,157,350 19,157,350	103.2 103.2
R 5	8,486,922	8,856,258	2,059,757	19,402,937 19,402,937	101.3 101.3
R 6	8,542,167	8,874,623	2,103,346	19,520,136 19,520,136	100.6 100.6
R 7	8,573,067	9,093,590	2,231,726	19,898,383 19,898,383	101.9 101.9

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税目	年度・区分	3			4		
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
固定資産税		19,034,179	18,703,417	98.26	19,508,789	19,230,318	98.57
		19,034,179		98.26	19,508,789		98.57
純固定資産税		18,994,826	18,664,064	98.26	19,471,520	19,193,049	98.57
		18,994,826		98.26	19,471,520		98.57
現年課税分		18,564,744	18,465,802	99.47	19,157,350	19,062,364	99.50
		18,564,744		99.47	19,157,350		99.50
土地		8,425,418	8,380,515	99.47	8,469,224	8,427,232	99.50
		8,425,418	8,380,515	99.47	8,469,224	8,427,232	99.50
家屋		8,215,272	8,171,488	99.47	8,613,832	8,571,123	99.50
償却資産		1,924,054	1,913,799	99.47	2,074,294	2,064,009	99.50
(配分償却資産再掲)		639,035	639,035	(100)	650,606	650,606	(100)
滞納繰越分		430,082	198,262	46.10	314,170	130,685	41.60
		430,082	198,262	46.10	314,170	130,685	41.60
交付金 (H16～H19：交付金+納付金)		39,353	39,353	100.00	37,269	37,269	100.00
交付金		39,353	39,353	100.00	37,269	37,269	100.00
納付金		—	—	—	—	—	—

※ 下段は徴収猶予分を含む。

(単位：千円、%)

5			6			7		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
19,694,112	19,471,864	98.87	19,768,992	19,581,762	99.05	20,122,764	19,941,179	99.10
19,694,112		98.87	19,768,992		99.05	20,122,764		99.10
19,656,997	19,434,749	98.87	19,732,001	19,544,771	99.05	20,086,283	19,904,698	99.10
19,656,997		98.87	19,732,001		99.05	20,086,283		99.10
19,402,937	19,318,042	99.56	19,520,136	19,441,254	99.60	19,898,383	19,815,760	99.58
19,402,937		99.56	19,520,136		99.60	19,898,383		99.58
8,486,922	8,449,789	99.56	8,542,167	8,507,648	99.60	8,573,067	8,537,469	99.58
8,486,922	8,449,789	99.56	8,542,167	8,507,648	99.60	8,573,067	8,537,469	99.58
8,856,258	8,817,509	99.56	8,874,623	8,838,760	99.60	9,093,590	9,055,832	99.58
2,059,757	2,050,744	99.56	2,103,346	2,094,846	99.60	2,231,726	2,222,459	99.58
643,859	643,859	(100)	630,987	630,987	(100)	634,608	634,608	(100)
254,060	116,707	45.94	211,865	103,517	48.86	187,900	88,938	47.33
254,060	116,707	45.94	211,865	103,517	48.86	187,900	88,938	47.33
37,115	37,115	100.00	36,991	36,991	100.00	36,481	36,481	100.00
37,115	37,115	100.00	36,991	36,991	100.00	36,481	36,481	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 土地に関する概要（令和8年度当初）

(1) 納税義務者数に関する調

区 分 個人法人の別	総数（人）	法定免税点未満のもの （人）	法定免税点以上のもの （人）
個 人	84,842	2,113	82,729
法 人	3,092	71	3,021
計	87,934	2,184	85,750

(2) 総括表

区 分 地 目		地 積				決 定	
		非課税地積	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (□)-(△)	総 額	法定免税点 未満のもの
		(㎡)(イ)	(㎡)(ロ)	(㎡)(ハ)	(㎡)(ニ)	(千円)(ホ)	(千円)(ヘ)
田	一 般 田	270,191	7,915,002	716,653	7,198,349	756,613	68,621
	宅 地 介 在 田 等	110,693	265,309	38	265,271	14,340,654	1,317
畑	一 般 畑	280,152	3,114,895	264,692	2,850,203	198,549	16,862
	宅 地 介 在 畑 等	10,140	271,616	289	271,327	15,979,894	657
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地		14,631,641	43,097	14,588,544	1,101,976,029	1,140,043
	一 般 住 宅 用 地		3,164,976	346	3,164,630	150,116,545	11,126
	非住宅用地(商業地等)		6,101,461	431	6,101,030	425,677,797	8,996
	計	1,105,092	23,898,078	43,874	23,854,204	1,677,770,371	1,160,165
塩 田		0	0	0	0	0	0
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0
池 沼		518,201	2,568	0	2,568	11,232	0
山 林	一 般 山 林	0	0	0	0	0	0
	宅 地 介 在 山 林 等	26,776	81,184	9,370	71,814	299,783	664
牧 場		0	0	0	0	0	0
原 野		74,223	46,318	7,214	39,104	104,098	512
雑 種 地	ゴ ル フ 場 の 用 地	0	0	0	0	0	0
	遊 園 地 等 の 用 地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体利用)	667	376,699	0	376,699	11,985,817	0
	鉄軌道用地(複合利用)	8,382	103,351	0	103,351	9,263,407	0
	そ の 他 の 雑 種 地	599,614	3,407,326	804	3,406,522	114,508,905	10,679
	計	608,663	3,887,376	804	3,886,572	135,758,129	10,679
そ の 他		17,753,523					
合 計		20,757,654	39,482,346	1,042,934	38,439,412	1,845,219,323	1,259,477

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ)-(ハ)	(ト)に係る 課税標準額	非課税地 筆 数	評 価 総筆数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
(千円)(ト)	(千円)(チ)	(筆)(リ)	(筆)(ヌ)	(筆)(ル)	(筆)(ヲ)	(円)	(円)
687,992	756,613	1,078	13,043	1,279	11,764	96	101
14,339,337	5,157,969	472	804	6	798	54,053	124,520
181,687	198,549	1,144	7,836	744	7,092	64	65
15,979,237	5,583,631	48	869	2	867	58,833	125,300
1,100,835,986	183,566,456		116,367	988	115,379	75,315	437,989
150,105,419	50,030,705		24,798	58	24,740	47,431	210,000
425,668,801	277,716,360		19,829	73	19,756	69,767	432,359
1,676,610,206	511,313,521	1,883	160,994	1,119	159,875	70,205	437,989
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
11,232	7,910	153	6	0	6	4,374	47,228
0	0	0	0	0	0	0	0
299,119	197,192	108	298	34	264	3,693	62,290
0	0	0	0	0	0	0	0
103,586	69,777	319	270	51	219	2,248	70,126
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
11,985,817	7,458,586	13	883	0	883	31,818	70,333
9,263,407	5,990,763	0	381	0	381	89,631	232,059
114,498,226	77,544,354	1,781	11,854	73	11,781	33,607	321,700
135,747,450	90,993,703	1,794	13,118	73	13,045	34,923	321,700
		105,800					
1,843,959,846	614,278,865	112,799	197,238	3,308	193,930	46,735	

(3) 土地の筆数の推移(法定免税点以上のもの)

地 目		筆			
		3	4	5	6
田		13,246	13,081	12,987	12,864
畑		8,289	8,196	8,176	8,109
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	112,049	112,723	113,371	114,137
	小規模住宅用地以外のもの	24,012	24,174	24,321	24,529
	非住宅用地	19,478	19,517	19,615	19,662
	宅地計	155,539	156,414	157,307	158,328
池 沼		6	6	6	6
山 林		288	286	278	271
原 野		224	221	223	223
鉄軌道用地（単体利用）		887	884	884	884
鉄軌道用地（複合利用）		377	378	378	378
雑 種 地		11,451	11,560	11,586	11,586
合 計		190,307	191,026	191,825	192,649

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(4) 土地の地積の推移(法定免税点以上のもの)

地 目		地			
		3	4	5	6
田		7,847,571	7,779,921	7,690,607	7,617,501
畑		3,250,086	3,225,039	3,215,078	3,177,438
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	14,227,873	14,304,327	14,376,330	14,458,598
	小規模住宅用地以外のもの	3,183,424	3,174,242	3,169,810	3,170,997
	非住宅用地	6,027,850	6,038,636	6,056,283	6,076,115
	宅地計	23,439,147	23,517,205	23,602,423	23,705,710
池 沼		2,568	2,568	2,568	2,568
山 林		77,326	77,182	74,942	73,682
原 野		41,970	41,204	39,572	39,572
鉄軌道用地（単体利用）		378,557	378,021	378,021	378,021
鉄軌道用地（複合利用）		101,849	102,003	102,003	102,003
雑 種 地		3,344,013	3,341,929	3,369,942	3,361,686
合 計		38,483,087	38,465,072	38,475,156	38,458,181

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

数		前 年 度 対 比					
7	8	3	4	5	6	7	8
12,738	12,562	99.4	98.8	99.3	99.1	99.0	98.6
8,035	7,959	99.2	98.9	99.8	99.2	99.1	99.1
114,750	115,379	100.6	100.6	100.6	100.7	100.5	100.5
24,633	24,740	100.4	100.7	100.6	100.9	100.4	100.4
19,711	19,756	99.5	100.2	100.5	100.2	100.2	100.2
159,094	159,875	100.4	100.6	100.6	100.6	100.5	100.5
6	6	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
266	264	100.0	99.3	97.2	97.5	98.2	99.2
223	219	99.6	98.7	100.9	100.0	100.0	98.2
883	883	100.0	99.7	100.0	100.0	99.9	100.0
378	381	100.0	100.3	100.0	100.0	100.0	100.8
11,686	11,781	101.2	101.0	100.2	100.0	100.9	100.8
193,309	193,930	100.4	100.4	100.4	100.4	100.3	100.3

積		前 年 度 対 比					
7	8	3	4	5	6	7	8
7,540,245	7,463,620	99.1	99.1	98.9	99.0	99.0	99.0
3,144,661	3,121,530	99.1	99.2	99.7	98.8	99.0	99.3
14,519,198	14,588,544	100.7	100.5	100.5	100.6	100.4	100.5
3,166,898	3,164,630	99.8	99.7	99.9	100.0	99.9	99.9
6,081,549	6,101,030	99.7	100.2	100.3	100.3	100.1	100.3
23,767,645	23,854,204	100.3	100.3	100.4	100.4	100.3	100.4
2,568	2,568	156.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
72,613	71,814	98.8	99.8	97.1	98.3	98.5	98.9
39,529	39,104	99.6	98.2	96.0	100.0	99.9	98.9
376,699	376,699	99.9	99.9	100.0	100.0	99.7	100.0
103,351	103,351	100.0	100.2	100.0	100.0	101.3	100.0
3,397,399	3,406,522	100.2	99.9	100.8	99.8	101.1	100.3
38,444,710	38,439,412	99.9	100.0	100.0	100.0		100.0

(5) 土地の決定価格の推移（法定免税点以上のもの）

区分・年度 地 目		決 定 価			
		3	4	5	6
田		18,929,314	17,982,775	17,536,455	16,455,616
畑		19,003,334	18,305,577	18,209,586	17,311,276
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	1,059,645,327	1,061,158,336	1,065,762,738	1,091,889,983
	小規模住宅用地以外のもの	151,530,688	150,479,011	149,814,042	151,400,992
	非住宅用地	416,426,201	414,466,312	414,957,938	425,618,820
	宅 地 計	1,627,602,216	1,626,103,659	1,630,534,718	1,668,909,795
池 沼		13,375	13,258	13,258	11,232
山 林		328,556	324,930	315,670	314,485
原 野		249,695	248,163	114,856	112,665
鉄軌道用地（単体利用）		11,678,616	11,653,035	11,653,035	12,049,003
鉄軌道用地（複合利用）		8,882,407	8,867,292	8,867,267	9,137,318
雑 種 地		117,631,424	116,413,549	115,844,603	115,137,745
合 計		1,804,318,937	1,799,912,238	1,803,089,448	1,839,439,135

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

(6) 土地の課税標準額の推移

区分・年度 地 目		課 税 標 準			
		3	4	5	6
田		6,909,917	6,721,825	6,522,625	6,188,695
畑		6,543,305	6,427,046	6,316,320	6,072,967
宅 地 内 訳	小規模住宅用地	172,740,614	175,976,583	177,560,639	181,399,439
	小規模住宅用地以外のもの	49,745,729	49,976,522	49,921,787	50,387,960
	非住宅用地	273,995,976	274,125,183	274,721,973	277,451,477
	宅 地 計	496,482,319	500,078,288	502,204,399	509,238,876
池 沼		9,410	9,328	9,328	7,910
山 林		213,776	212,088	206,333	205,382
原 野		171,331	170,269	76,957	75,626
鉄軌道用地（単体利用）		7,028,936	7,216,926	7,301,094	7,499,425
鉄軌道用地（複合利用）		5,862,819	5,874,411	5,875,802	5,909,721
雑 種 地		80,380,375	79,606,111	79,245,460	77,936,216
合 計		603,602,188	606,316,292	607,758,318	613,134,818

※ 非課税分、法定免税点未満のものを除く。

格		前 年 度 対 比					
7	8	3	4	5	6	7	8
16,150,838	15,027,329	93.3	95.0	97.5	93.8	98.1	93.0
16,740,269	16,160,924	98.5	96.3	99.5	95.1	96.7	96.5
1,096,391,058	1,100,835,986	102.1	100.1	100.4	102.5	100.4	100.4
150,735,109	150,105,419	99.8	99.3	99.6	101.1	99.6	99.6
425,136,020	425,668,801	101.3	99.5	100.1	102.6	99.9	100.1
1,672,262,187	1,676,610,206	101.7	99.9	100.3	102.4	100.2	100.3
11,232	11,232	96.9	99.1	100.0	84.7	100.0	100.0
312,428	299,119	104.9	98.9	97.2	99.6	99.3	95.7
105,483	103,586	98.5	99.4	46.3	98.1	93.6	98.2
11,985,817	11,985,817	104.9	99.8	100.0	103.4	99.5	100.0
9,263,407	9,263,407	104.1	99.8	100.0	103.0	101.4	100.0
115,056,038	114,498,226	98.5	99.0	99.5	99.4	99.9	99.5
1,841,887,699	1,843,959,846	101.4	99.8	100.2	102.0	100.1	100.1

額		前 年 度 対 比					
7	8	3	4	5	6	7	8
6,328,384	5,845,522	90.9	97.3	97.0	94.9	102.3	92.4
5,913,240	5,765,099	96.5	98.2	98.3	96.1	97.4	97.5
182,547,985	183,376,477	99.9	101.9	100.9	102.2	100.6	100.5
50,225,381	50,026,997	98.3	100.5	99.9	100.9	99.7	99.6
277,315,250	277,710,187	98.5	100.0	100.2	101.0	100.0	100.1
510,088,616	511,113,661	99.0	100.7	100.4	101.4	100.2	100.2
7,910	7,910	97.1	99.1	100.0	84.8	100.0	100.0
204,508	196,528	98.8	99.2	97.3	99.5	99.6	96.1
70,601	69,265	96.7	99.4	45.2	98.3	93.4	98.1
7,458,586	7,458,586	99.8	102.7	101.2	102.7	99.5	100.0
5,990,763	5,990,763	100.0	100.2	100.0	100.6	101.4	100.0
77,914,944	77,537,092	97.1	99.0	99.5	98.3	100.0	99.5
613,977,552	613,984,426	98.6	100.4	100.2	100.9	100.1	100.0

4 家屋に関する概要（令和8年度当初）

(1) 納税義務者数に関する調

区 分 個人法人の別	総数(人)	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
個 人	104,349	571	103,778
法 人	3,418	35	3,383
計	107,767	606	107,161

(2) 総括表

区 分		棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数	83,204	8,850,263	283,641,243	32,049
	法定免税点未満のもの	548	19,996	45,494	2,275
	法定免税点以上のもの	82,656	8,830,267	283,595,749	32,116
木 造 以 外	総 数	18,504	8,301,051	406,062,358	48,917
	法定免税点未満のもの	127	2,621	13,013	4,965
	法定免税点以上のもの	18,377	8,298,430	406,049,345	48,931
計	総 数	101,708	17,151,314	689,703,601	40,213
	法定免税点未満のもの	675	22,617	58,507	2,587
	法定免税点以上のもの	101,033	17,128,697	689,645,094	40,263
非 課 税 家 屋		295	212,942		

参考

実際免税点の額 200,000

(3) 家屋

ア 木造

種 類	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅	72,805	7,539,632	250,732,150	33,255
集 合 形 式 住 宅	2,475	597,893	19,513,068	32,636
併 用 住 宅	3,156	420,360	8,021,551	19,083
ホ テ ル ・ 旅 館	2	446	2,266	5,081
事 務 所 ・ 店 舗	895	107,328	3,355,281	31,262
劇 場 ・ 病 院	64	12,166	522,391	42,939
工 場 ・ 倉 庫	1,042	72,961	576,771	7,905
附 属 家	2,765	99,477	917,765	9,226
計	83,204	8,850,263	283,641,243	32,049

イ 木造以外

種 類	構造別	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄骨鉄筋コンクリート造	64	348,536	19,267,948	55,283
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1,017	2,053,337	143,916,735	70,089
	鉄 骨 造	2,524	828,835	38,280,485	46,186
	軽 量 鉄 骨 造	7,687	1,354,796	47,199,341	34,839
	レンガ造・コンクリートブロック造	11	2,402	52,121	21,699
	計	11,303	4,587,906	248,716,630	54,211
そ の 他	鉄骨鉄筋コンクリート造	46	212,903	11,926,343	56,018
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	382	512,048	32,873,764	64,201
	鉄 骨 造	3,773	2,753,417	109,097,459	39,623
	軽 量 鉄 骨 造	2,552	227,959	3,377,021	14,814
	レンガ造・コンクリートブロック造	448	6,818	71,141	10,434
	計	7,201	3,713,145	157,345,728	42,375
合 計	鉄骨鉄筋コンクリート造	110	561,439	31,194,291	55,561
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	1,399	2,565,385	176,790,499	68,914
	鉄 骨 造	6,297	3,582,252	147,377,944	41,141
	軽 量 鉄 骨 造	10,239	1,582,755	50,576,362	31,955
	レンガ造・コンクリートブロック造	459	9,220	123,262	13,369
	計	18,504	8,301,051	406,062,358	48,917

ウ 令和7年中の新增築分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種 類 \ 区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅	985	103,606	9,236,067	89,146
集 合 形 式 住 宅	50	15,835	1,475,004	93,148
併 用 住 宅	5	737	62,865	85,299
ホ テ ル ・ 旅 館	0	0	0	
事 務 所 ・ 店 舗	13	2,089	148,823	71,241
劇 場 ・ 病 院	1	198	14,562	73,545
工 場 ・ 倉 庫	1	45	2,941	65,356
附 属 家	5	311	20,119	64,691
計	1,060	122,821	10,960,381	89,239
（うち増築部分）	4	40	2,939	

(イ) 木造以外

種類	構造別	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	616	77,881	126,430
	鉄骨造	10	11,230	1,090,467	97,103
	軽量鉄骨造	3	483	49,855	103,219
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	14	12,329	1,218,203	98,808
戸建形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	200	19,153	95,765
	鉄骨造	2	297	30,459	102,556
	軽量鉄骨造	29	4,080	423,588	103,821
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	32	4,577	473,200	103,386
集合形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	3	10,112	1,438,747	142,281
	鉄骨造	13	7,114	762,416	107,171
	軽量鉄骨造	20	9,308	1,043,306	112,087
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	36	26,534	3,244,469	122,276
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	2	729	87,831	120,481
	軽量鉄骨造	0	0	0	
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	2	729	87,831	120,481
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	1	14	2,377	169,786
	鉄骨造	8	13,287	1,134,734	85,402
	軽量鉄骨造	23	2,056	86,859	42,247
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	32	15,357	1,223,970	79,701
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄筋コンクリート造	0	0	0	
	鉄骨造	1	1,766	245,315	138,910
	軽量鉄骨造	0	0	0	
	レンガ造・コンクリートブロック造	0	0	0	
	計	1	1,766	245,315	138,910
合 計		117	61,292	6,492,988	105,935
（うち増築部分）		0	0	0	

エ 令和7年中の減少分家屋（ただし、非課税を除く全家屋）

(ア) 木造

種 類 \ 区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
戸 建 形 式 住 宅	715	60,134	991,312	16,485
集 合 形 式 住 宅	24	4,059	55,604	13,699
併 用 住 宅	49	5,592	85,549	15,298
ホ テ ル ・ 旅 館	10	357	4,605	12,899
事 務 所 ・ 店 舗	19	1,413	18,103	12,812
劇 場 ・ 病 院	1	429	5,966	13,907
工 場 ・ 倉 庫	24	1,366	5,040	3,690
附 属 家	78	2,348	13,478	5,740
計	920	75,698	1,179,657	15,584

(イ) 木造以外

種 類 \ 区 分	棟数（棟）	床面積（㎡）	価格（千円）	㎡当たり価格（円）
事 務 所 ・ 店 舗	16	5,296	207,380	39,158
住 宅 用 建 物	51	15,246	425,571	27,914
病 院 ・ ホ テ ル	1	2,759	174,039	63,080
工 場 ・ 倉 庫	56	5,388	46,931	8,710
そ の 他	5	3,586	130,858	36,491
合 計	129	32,275	984,779	30,512

オ 新築住宅等に対する軽減状況の推移

(単位：戸、㎡、千円)

年 度		3	4	5	6	7	8
区 分	戸 数	3,308	3,055	2,945	2,980	2,876	2,717
	床 面 積	314,492	293,610	280,872	281,360	269,903	252,481
地方税法附則 第15条の6第1項	軽減税額	160,399	158,093	155,913	160,729	161,166	157,378
	戸 数	2,850	2,293	2,150	1,788	1,642	1,281
地方税法附則 第15条の6第2項	床 面 積	251,806	188,222	137,372	115,114	104,374	77,206
	軽減税額	161,159	126,537	96,155	81,454	74,909	60,155
地方税法附則 第15条の7第1項	戸 数	1,793	1,682	1,444	1,279	1,287	1,418
	床 面 積	192,271	179,958	154,468	136,749	136,741	150,561
	軽減税額	100,655	98,050	87,812	79,348	83,521	94,563
地方税法附則 第15条の7第2項	戸 数	7	5	10	10	16	32
	床 面 積	667	511	1,101	1,190	1,616	2,831
	軽減税額	337	274	650	700	1,064	1,972
地方税法附則 第15条の8第1項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
地方税法附則 第15条の8第2項	戸 数	174	316	219	219	183	92
	床 面 積	6,029	10,875	7,642	7,642	6,259	3,261
	軽減税額	4,499	8,936	6,512	6,155	4,984	2,457
地方税法附則 第15条の8第3項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
地方税法附則 第15条の8第4項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
地方税法附則 第15条の9第1項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
地方税法附則 第15条の9第4項	戸 数	1	7	10	6	5	3
	床 面 積	89	520	814	524	425	264
	軽減税額	7	72	92	93	76	63
地方税法附則 第15条の9第9項	戸 数	2	6	6	5	5	1
	床 面 積	172	551	539	366	362	79
	軽減税額	26	85	105	66	121	27
地方税法附則 第15条の9第10項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
地方税法附則 第15条の9の3	戸 数					49	0
	床 面 積					3,691	0
	軽減税額					1,140	0
平成21年附則 第8条第13項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
平成24年附則 第8条第11項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
平成27年附則 第17条第10項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0
平成27年附則 第17条第12項	戸 数						0
	床 面 積						0
	軽減税額						0

年 度		3	4	5	6	7	8
区 分	戸 数						0
	床 面 積						0
平成28年附則 第18条第11項	輕減税額						0
平成28年附則 第18条第12項	戸 数						0
	床 面 積						0
	輕減税額						0
平成30年附則 第20条第8項	戸 数						0
	床 面 積						0
	輕減税額						0
合 計	戸 数	8,135	7,364	6,784	6,287	6,063	5,544
	床 面 積	765,526	674,247	582,808	542,945	523,371	486,683
	輕減税額	427,082	392,047	347,239	328,545	326,981	316,615

5 償却資産に関する概要（令和8年度当初）

（単位：千円）

種 類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左以外のもの
構 築 物	54,700,768	54,529,999	80,873	54,449,126
機 械 及 び 装 置	35,791,216	34,111,867	843,040	33,268,827
船 舶	14,930	14,930	0	14,930
航 空 機	0	0	0	0
車 両 及 び 運 搬 具	639,179	639,179	0	639,179
工具・器具及び備品	30,315,409	30,307,039	8,371	30,298,668
小 計	121,461,502	119,603,014	932,284	118,670,730
地方税法 第389 条 関 係	総務大臣が価格等 を決定したもの	49,041,029	45,542,767	
	都道府県知事が価格等 を決定したもの	0	0	
合 計	170,502,531	165,145,781	932,284	118,670,730

6 縦覧期間中の課税台帳閲覧件数調

（単位：件、％）

区分 年度	土 地	家 屋	土地・家屋	償却資産	合 計	前年度対比
2	371	135	708	103	1,317	79.8
3	400	163	794	127	1,484	112.7
4	456	179	882	145	1,662	112.0
5	436	185	886	138	1,645	99.0
6	446	185	1,008	164	1,803	109.6
7	293	149	630	75	1,147	63.6
8	358	180	850	190	1,578	137.6

7 国有資産等所在市町村交付金の推移

（単位：千円、％、人）

区分 年度	台帳価格	算定標準額	交付金額	前年度対比	交付者数
3	8,765,549	2,810,956	39,353	99.5	10
4	8,367,664	2,315,050	37,252	94.7	10
5	8,335,869	2,315,052	37,115	99.6	10
6	8,314,809	2,315,052	36,991	99.7	10
7	8,112,637	2,286,869	36,482	98.6	10
8	8,098,815	2,286,869	36,377	99.7	10

VI 都 市 計 画 税

1 資産別調定額の推移（現年課税分） 都市計画税

（単位：千円、％）

区 分 年 度	土 地	家 屋	合 計	前年度対比
3	1,376,194	1,050,495	2,426,689 2,426,689	97.9 97.9
4	1,386,352	1,091,127	2,477,479 2,477,479	102.1 102.1
5	1,389,326	1,113,733	2,503,059 2,503,059	101.0 101.0
6	1,406,205	1,111,841	2,518,046 2,518,046	100.6 100.6
7	1,405,492	1,138,251	2,543,743 2,543,743	101.0 101.0

※ 下段は徴収猶予分を含む。

※ この章において、千円単位の表については、各表ごとに、適宜端数を調整

2 決算状況の推移

税 目 区 分	年 度		3			4		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率		
都 市 計 画 税	2,483,820	2,440,131	98.24	2,518,905	2,482,502	98.55		
	2,483,820		98.24	2,518,905		98.55		
現 年 課 税 分	2,426,689	2,413,373	99.45	2,477,479	2,464,801	99.49		
	2,426,689		99.45	2,477,479		99.49		
土 地	1,376,194	1,368,643	99.45	1,386,352	1,379,258	99.49		
	1,376,194		99.45	1,386,352		99.49		
家 屋	1,050,495	1,044,730	99.45	1,091,127	1,085,543	99.49		
滞 納 繰 越 分	57,131	26,758	46.84	41,426	17,701	42.73		
	57,131		46.84	41,426		42.73		

※ 下段は徴収猶予分を含む。

3 都市計画税の概要（令和8年度当初）

(1) 都市計画区域の面積

令和8年1月1日現在

市の面積 (千㎡)	市街化区域 A (千㎡)	市街化調整区域 B (千㎡)	計 (A + B) ※ (千㎡)
60,240	28,690	31,550	60,240

※ 平成26年10月より市の面積は変更となっている（60.31 k㎡ → 60.24 k㎡）が、都市計画区域の面積は従前のとおり。

(単位：千円、%)

5			6			7		
調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
2,536,154	2,507,535	98.87	2,545,253	2,521,481	99.07	2,567,595	2,544,803	99.11
2,536,154		98.87	2,545,253		99.07	2,567,595		99.11
2,503,059	2,491,805	99.55	2,518,046	2,507,582	99.58	2,543,743	2,532,903	99.57
2,503,059		99.55	2,518,046		99.58	2,543,743		99.57
1,389,326	1,383,079	99.55	1,406,205	1,400,361	99.58	1,405,492	1,399,502	99.57
1,389,326		99.55	1,406,205		99.58	1,405,492		99.57
1,113,733	1,108,726	99.55	1,111,841	1,107,221	99.58	1,138,251	1,133,401	99.57
33,095	15,730	47.53	27,207	13,899	51.09	23,852	11,900	49.89
33,095		47.53	27,207		51.09	23,852		49.89

(2) 土地・家屋の推移

年 度				3	4	5	6
区 分							
土 地	地 積	宅 地 等	宅 地	16,124	16,164	16,212	16,262
			その他	1,529	1,510	1,484	1,458
			計	17,653	17,674	17,696	17,720
		農 地		813	781	750	721
		計		18,466	18,455	18,446	18,441
	筆 数	宅 地 等	宅 地	96,722	97,197	97,678	98,231
			その他	6,626	6,652	6,604	6,573
			計	103,348	103,849	104,282	104,804
		農 地		2,202	2,096	2,019	1,937
		計		105,550	105,945	106,301	106,741
	決定 価格	宅 地 等	宅 地	1,400,121,938	1,398,130,483	1,401,766,451	1,437,307,591
			その他	101,870,802	100,423,028	98,850,911	98,286,687
			計	1,501,992,740	1,498,553,511	1,500,617,362	1,535,594,278
		農 地		35,328,586	33,689,449	33,094,278	31,226,485
		計		1,537,321,326	1,532,242,960	1,533,711,640	1,566,820,763
	課税 標準額	宅 地 等	宅 地	599,788,673	606,079,119	609,357,729	619,596,726
			その他	68,239,715	67,523,153	66,554,222	65,268,597
			計	668,028,388	673,602,272	675,911,951	684,865,323
		農 地		22,770,475	22,178,956	21,494,574	20,497,414
		計		690,798,863	695,781,228	697,406,525	705,362,737
家 屋	床 面 積	木 造		6,502	6,563	6,609	6,652
		木造以外		6,635	6,782	6,787	6,824
		計		13,137	13,345	13,396	13,476
	棟 数	木 造		61,523	61,921	62,163	62,453
		木造以外		13,303	13,446	13,477	13,525
		計		74,826	75,367	75,640	75,978
	決定 価格	木 造		191,610,079	199,060,867	206,000,915	207,587,625
		木造以外		337,196,419	347,980,444	351,140,192	349,365,037
		計		528,806,498	547,041,311	557,141,107	556,952,662
	課税 標準額	木 造		191,448,100	199,049,644	205,992,578	207,586,343
		木造以外		334,627,376	347,784,050	350,943,799	349,173,322
		計		526,075,476	546,833,694	556,936,377	556,759,665

(単位：千㎡、千円、%)

7	8	前年度対比					
		3	4	5	6	7	8
16,286	16,322	100.2	100.2	100.3	100.3	100.1	100.2
1,451	1,436	98.7	98.8	98.3	98.2	99.5	99.0
17,737	17,758	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
697	667	95.5	96.1	96.0	96.1	96.7	95.7
18,434	18,425	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
98,713	99,182	100.6	100.5	100.5	100.6	100.5	100.5
6,595	6,612	101.0	100.4	99.3	99.5	100.3	100.3
105,308	105,794	100.6	100.5	100.4	100.5	100.5	100.5
1,888	1,811	96.4	95.2	96.3	95.9	97.5	95.9
107,196	107,605	100.5	100.4	100.3	100.4	100.4	100.4
1,439,568,784	1,442,233,144	101.9	99.9	100.3	102.5	100.2	100.2
97,910,991	96,833,785	98.8	98.6	98.4	99.4	99.6	98.9
1,537,479,775	1,539,066,929	101.7	99.8	100.1	102.3	100.1	100.1
29,761,366	28,268,177	96.1	95.4	98.2	94.4	95.3	95.0
1,567,241,141	1,567,335,106	101.6	99.7	100.1	102.2	100.0	100.0
620,882,451	621,682,795	99.1	101.0	100.5	101.7	100.2	100.1
65,045,525	64,306,314	96.5	98.9	98.6	98.1	99.7	98.9
685,927,976	685,989,109	98.8	100.8	100.3	101.3	100.2	100.0
19,648,818	18,682,760	93.7	97.4	96.9	95.4	95.9	95.1
705,576,794	704,671,869	98.7	100.7	100.2	101.1	100.0	99.9
6,695	6,742	100.7	100.9	100.7	100.7	100.6	100.7
6,856	6,890	99.3	102.2	100.1	100.5	100.5	100.5
13,551	13,632	100.0	101.6	100.4	100.6	100.6	100.6
62,703	62,966	100.6	100.6	100.4	100.5	100.4	100.4
13,597	13,633	37.7	101.1	100.2	100.4	100.5	100.3
76,300	76,599	77.6	100.7	100.4	100.4	100.4	100.4
215,344,925	223,649,969	95.9	103.9	103.5	100.8	103.7	103.9
354,619,538	360,084,306	98.6	103.2	100.9	99.5	101.5	101.5
569,964,463	583,734,275	97.6	103.4	101.8	100.0	102.3	102.4
215,343,642	223,648,687	95.8	104.0	103.5	100.8	103.7	103.9
354,427,825	359,892,592	97.9	103.9	100.9	99.5	101.5	101.5
569,771,467	583,541,279	97.1	103.9	101.8	100.0	102.3	102.4

VII 特 別 土 地 保 有 税

1 調定額の推移 特別土地保有税

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		調 定 額				
		3	4	5	6	7
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	112,500	112,500	112,500	112,500	112,500
	取得分	958,400	958,400	958,400	958,400	958,400
	計	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900
合 計		1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900	1,070,900

※ 特別土地保有税は、平成15年度から新たな課税を停止している。

2 納税義務者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度		納 税 義 務 者 数				
		3	4	5	6	7
現年課税分	保有分	0	0	0	0	0
	取得分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
滞納繰越分	保有分	1	1	1	1	1
	取得分	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
合計		2	2	2	2	2

3 決算状況の推移

(単位：件、円、%)

区 分 年 度		件数	申告税額	徴収猶予税額	免除税額	納付すべき税額	収入済額	前年度 対 比
3	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
4	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
5	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
6	現年課税分	0	0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	6	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
7	現年課税分		0	0	0	0	0	-
	滞納繰越分		1,070,900	1,070,900	0	0	0	-
	合 計	0	1,070,900	1,070,900	0	0	0	-

VIII

諸

税

1 軽自動車税

(1) 税率区分別調定額の推移（各年度末）

（単位：円、％）

車 種			税率区分	税率	3	4	5	6	7
原動機付 自転車	5 0 c c 以下（ミニカーを除く）			2,000	14,712,000	14,414,000	13,986,000	13,602,000	13,324,000
	9 0 c c 以 下			2,000	1,162,000	1,140,000	1,120,000	1,100,000	1,116,000
	1 2 5 c c 以 下			2,400	7,807,200	8,304,000	8,644,800	8,848,800	9,122,400
	ミ ニ カ ー			3,700	725,200	736,300	703,000	747,400	814,000
軽自動車	2 輪 車（2 5 0 c c 以下）			3,600	11,167,200	11,412,000	11,545,200	11,786,400	12,157,200
	3 輪 車（6 6 0 c c 以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
			小計		13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
	4 輪 以上 (6 6 0 c c 以下)	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	5,500	27,500	38,500
			標準税率	6,900	6,900	20,700	27,600	34,500	69,000
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	24,600	114,800	205,000
			小計		6,900	20,700	57,700	176,800	312,500
		乗用自家用	継続税率	7,200	103,161,600	89,301,600	75,340,800	63,309,600	51,408,000
			標準税率	10,800	138,542,400	179,301,600	201,884,400	225,190,800	247,417,200
			75%軽課	2,700	0	0	229,500	224,100	113,400
			50%軽課	5,400	1,101,600	0	0	0	0
			25%軽課	8,100	11,283,300	0	0	0	0
			重課税率	12,900	100,000,800	107,340,900	111,726,900	114,848,700	118,383,300
			小計		354,089,700	375,944,100	389,181,600	403,573,200	417,321,900
		貨物営業用	継続税率	3,000	1,347,000	1,242,000	1,035,000	822,000	624,000
			標準税率	3,800	2,485,200	3,036,200	3,507,400	3,853,200	4,157,200
			75%軽課	1,000	0	0	10,000	0	21,000
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			25%軽課	2,900	92,800	0	0	0	0
			重課税率	4,500	972,000	1,057,500	1,219,500	1,156,500	1,138,500
			小計		4,897,000	5,335,700	5,771,900	5,831,700	5,940,700
		貨物自家用	継続税率	4,000	10,044,000	8,440,000	6,968,000	5,520,000	4,052,000
			標準税率	5,000	14,030,000	16,835,000	19,275,000	21,210,000	23,295,000
			75%軽課	1,300	0	0	0	1,300	29,900
			50%軽課	2,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,800	418,000	0	0	0	0
			重課税率	6,000	15,192,000	15,582,000	15,876,000	16,074,000	16,110,000
			小計		39,684,000	40,857,000	42,119,000	42,805,300	43,486,900
小型特殊 自動車	農 耕 作 業 用			2,400	1,528,800	1,557,600	1,543,200	1,528,800	1,516,800
	そ の 他（フォークリフト等）			5,900	1,829,000	1,817,200	1,840,800	1,876,200	1,893,900
2 輪の小型自動車（2 5 0 c c 超）				6,000	20,652,000	22,158,000	23,226,000	23,802,000	24,582,000
過 年 度					58,000	36,400	15,600	46,300	12,000
現 年 課 税 分					458,332,800	483,746,800	499,768,600	515,738,700	531,614,100
滞 納 繰 越 分					13,980,169	12,717,574	15,198,871	16,328,454	18,271,477
合 計					472,312,969	496,464,374	514,967,471	532,067,154	549,885,577
前 年 度 対 比					103.8	105.1	103.7	103.3	103.3

(2) 税率区分別課税台数の推移（現年課税分・各年度末）

（単位：円、台、％）

車 種			税率区分	税率	R3	R4	R5	R6	R7
原 動 機 付 自 転 車	5 0 c c 以下（ミニカーを除く）			2,000	7,356	7,207	6,993	6,801	6,662
	9 0 c c 以下			2,000	581	570	560	550	558
	1 2 5 c c 以下			2,400	3,253	3,460	3,602	3,687	3,801
	ミ ニ カ ー			3,700	196	199	190	202	220
軽 自 動 車	2 輪 車（2 5 0 c c 以下）			3,600	3,102	3,170	3,207	3,274	3,377
	3 輪 車（6 6 0 c c 以下）		継続税率	3,100	0	0	0	0	0
			標準税率	3,900	0	0	0	0	0
			75%軽課	1,000	0	0	0	0	0
			50%軽課	2,000	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,000	0	0	0	0	0
			重課税率	4,600	3	3	3	3	3
			小計			3	3	3	3
	4 輪 以上 (6 6 0 c c 以下)	乗用営業用	継続税率	5,500	0	0	1	5	7
			標準税率	6,900	1	3	4	5	10
			75%軽課	1,800	0	0	0	0	0
			50%軽課	3,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	5,200	0	0	0	0	0
			重課税率	8,200	0	0	3	14	25
			小計			1	3	8	24
		乗用自家用	継続税率	7,200	14,328	12,403	10,464	8,793	7,140
			標準税率	10,800	12,828	16,602	18,693	20,851	22,909
			75%軽課	2,700	0	0	85	83	42
			50%軽課	5,400	204	0	0	0	0
			25%軽課	8,100	1,393	0	0	0	0
			重課税率	12,900	7,752	8,321	8,661	8,903	9,177
			小計			36,505	37,326	37,903	38,630
		貨物営業用	継続税率	3,000	449	414	345	274	208
			標準税率	3,800	654	799	923	1,014	1,094
			75%軽課	1,000	0	0	10	0	21
			50%軽課	1,900	0	0	0	0	0
			25%軽課	2,900	32	0	0	0	0
			重課税率	4,500	216	235	271	257	253
			小計			1,351	1,448	1,549	1,545
		貨物自家用	継続税率	4,000	2,511	2,110	1,742	1,380	1,013
			標準税率	5,000	2,806	3,367	3,855	4,242	4,659
			75%軽課	1,300	0	0	0	1	23
			50%軽課	2,500	0	0	0	0	0
			25%軽課	3,800	110	0	0	0	0
			重課税率	6,000	2,532	2,597	2,646	2,679	2,685
			小計			7,959	8,074	8,243	8,302
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用			2,400	637	649	643	637	632
	そ の 他（フォークリフト等）			5,900	310	308	312	318	321
2 輪の小型自動車(2 5 0 c c 超)				6,000	3,442	3,693	3,871	3,967	4,097
過 年 度					20	11	5	8	2
合 計					64,716	66,121	67,089	67,948	68,939
前 年 度 対 比					102.0	102.2	101.5	101.3	101.5

2 軽自動車税（環境性能割）

(1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	5	6	7	前年度対比
4 月	2,242,900	1,719,300	3,472,100	201.9
5 月	3,287,000	4,760,600	3,788,300	79.6
6 月	2,300,600	4,039,600	4,367,500	108.1
7 月	2,391,200	3,355,700	5,017,600	149.5
8 月	2,540,900	4,036,500	4,626,300	114.6
9 月	2,667,500	4,153,600	4,685,300	112.8
10 月	3,107,100	4,355,300	3,834,200	88.0
11 月	3,136,300	3,600,500	4,077,900	113.3
12 月	3,458,600	4,061,400	5,331,200	131.3
1 月	3,313,600	5,826,400	4,313,400	74.0
2 月	2,188,200	3,477,400	3,631,400	104.4
3 月	3,829,600	3,662,200	4,306,200	117.6
合 計	34,463,500	47,048,500	51,451,400	109.4

※ 調定は、納付月の翌々月に処理（例：令和5年10月分は同年12月に調定）

3 市たばこ税

(1) 月別調定額の推移（現年課税分）

（単位：円、％）

年度 月	3	4	5	6	7	前年度対比
4 月	190,175,030	215,797,735	210,274,623	200,746,111	202,055,547	100.7
5 月	193,512,090	203,905,327	228,693,366	204,943,051	210,285,744	102.6
6 月	187,699,753	202,868,694	230,343,262	205,961,789	218,169,896	105.9
7 月	195,447,664	206,815,076	211,428,188	205,577,253	192,400,335	93.6
8 月	206,334,318	208,183,081	208,471,527	206,085,556	222,608,056	108.0
9 月	195,330,759	231,771,270	221,590,287	223,020,976	204,595,311	91.7
10 月	255,735,675	212,671,089	203,506,060	191,223,727	209,980,138	109.8
11 月	156,423,012	205,832,729	206,293,621	224,253,690	206,790,620	92.2
12 月	193,293,341	205,334,044	200,194,379	203,491,198	198,748,942	97.7
1 月	214,839,217	225,558,506	212,539,777	214,267,503	214,868,697	100.3
2 月	187,825,310	192,767,706	190,768,808	189,826,631	204,851,487	107.9
3 月	181,486,336	187,161,076	197,369,811	183,066,729	187,156,061	102.2
過年度	64,657		164			
合 計	2,358,167,162	2,498,666,333	2,521,473,873	2,452,464,214	2,472,510,834	100.8

(2) 月別本数の推移（現年課税分）

（単位：本、円、％）

年度 月	3	4	5	6	7	前年度対比
4 月	31,064,200	32,936,163	32,093,197	30,638,906	30,838,759	100.7
5 月	31,609,293	31,121,082	34,904,360	31,279,465	32,094,894	102.6
6 月	30,659,875	30,962,866	35,156,176	31,434,950	33,298,214	105.9
7 月	31,925,460	31,565,183	32,269,260	31,376,260	29,365,131	93.6
8 月	33,703,744	31,773,975	31,817,999	31,453,840	33,975,589	108.0
9 月	31,906,364	35,374,126	33,820,252	34,038,611	31,226,391	91.7
10 月	41,773,224	32,458,958	31,060,144	29,185,551	32,048,251	109.8
11 月	23,873,762	31,415,252	31,485,596	34,226,754	31,561,450	92.2
12 月	29,501,426	31,339,140	30,554,698	31,057,876	30,334,088	97.7
1 月	31,575,685	34,425,902	32,438,916	32,702,611	32,794,368	100.3
2 月	28,666,867	29,421,201	29,116,119	28,972,319	31,265,490	107.9
3 月	27,689,941	28,565,488	30,123,598	27,940,588	28,564,723	102.2
過年度	150,366		25			
合 計	374,100,207	381,359,336	384,840,340	374,307,731	377,367,348	100.8

4 事業所税

(1) 納税義務者数・調定額の推移

(単位：者、円、%)

区 分		事業に係る事業所税				合 計	前年度 対 比
		現年課税分			滞納繰越分		
		資産割	従業者割	計			
3	納税義務者数	431	56	438		438	108.7
	調 定 額	726,525,800	90,869,400	817,395,200	26,556,700	843,951,900	109.1
4	納税義務者数	401	58	409		409	93.4
	調 定 額	701,170,900	93,969,600	795,140,500	2,584,000	797,724,500	94.5
5	納税義務者数	411	61	421		421	102.9
	調 定 額	707,470,400	98,566,100	806,036,500	463,000	806,499,500	101.1
6	納税義務者数	412	60	422		422	100.2
	調 定 額	726,655,600	98,180,900	824,836,500	0	824,836,500	102.3
7	納税義務者数	421	62	430		430	101.9
	調 定 額	729,347,000	105,948,800	835,295,800	808,600	836,104,400	101.4

※ 「納税義務者数」の「計」と「合計」は実人数

IX

徵

收

1 口座振替等の利用状況

(1) 口座振替の利用状況

(単位：人、％)

税 目	年 度	納 税 義 務 者 数	口 座 振 替 利 用 者 数	利 用 率
市民税・県民税 (普通徴収)	R 5	39,737	9,051	22.78
	R 6	38,265	7,243	18.93
	R 7	40,461	8,590	21.23
固定資産税 都市計画税	R 5	121,810	42,751	35.10
	R 6	122,029	42,265	34.64
	R 7	122,247	41,568	34.00
軽自動車税 (種別割)	R 5	49,604	2,624	5.29
	R 6	50,110	2,411	4.81
	R 7	50,591	2,337	4.62
国民健康 保険 税	R 5	43,740	10,553	24.13
	R 6	42,418	10,275	24.22
	R 7	39,845	10,910	27.38
合 計	R 5	254,891	64,979	25.49
	R 6	252,822	62,194	24.60
	R 7	253,144	63,405	25.05

※各年度当初 1 期時点の数値（随時期課税分を除く）。

(2) 収納方法の利用状況（令和 7 年度）

(単位：件、％)

	窓口納付		コンビニ		電子納付		口座振替		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税・県民税 (普通徴収)	52,236	3,670,646,354	83,479	2,160,081,998	26,600	1,095,894,691	28,680	2,028,027,676	190,995	8,954,650,719
(%)	(27.34%)	(40.99%)	(43.71%)	(24.12%)	(13.93%)	(12.24%)	(15.02%)	(22.65%)	(100.00%)	(100.00%)
固定資産税・ 都市計画税	111,348	7,864,936,345	168,049	3,420,688,661	50,906	2,541,455,965	142,884	8,634,179,700	473,187	22,461,260,671
(%)	(23.53%)	(35.02%)	(35.51%)	(15.23%)	(10.76%)	(11.31%)	(30.20%)	(38.44%)	(100.00%)	(100.00%)
軽自動車税 (種別割)	18,793	143,289,532	39,139	306,335,851	8,660	64,731,400	2,239	15,440,200	68,831	529,796,983
(%)	(27.31%)	(27.05%)	(56.86%)	(57.82%)	(12.58%)	(12.22%)	(3.25%)	(2.91%)	(100.00%)	(100.00%)
国民健康保険税	84,781	2,235,162,069	139,407	1,836,698,964	26,125	481,418,961	103,211	2,096,189,100	353,524	6,649,469,094
(%)	(23.99%)	(33.62%)	(39.43%)	(27.62%)	(7.39%)	(7.24%)	(29.19%)	(31.52%)	(100.00%)	(100.00%)
合 計	267,158	13,914,034,300	430,074	7,723,805,474	112,291	4,183,501,017	277,014	12,773,836,676	1,086,537	38,595,177,467
(%)	(24.59%)	(36.05%)	(39.58%)	(20.01%)	(10.33%)	(10.84%)	(25.50%)	(33.10%)	(100.00%)	(100.00%)

【集計期間】 R 7 年 4 月～R 8 年 3 月（納税義務者数は当初 1 期末時点）

【集計税目】 市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

※ 納付件数の集計は、各税目の、のべ数

※ 納付書 1 枚につき、1 件として計算

2 滞納処分状況の推移

(1)－1 差押（市税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
不 動 産		110	71,592,713	83	53,000,601
電 話 加 入 権		0	0	0	0
債 権		1,106	157,934,268	1,201	214,450,490
合 計		1,216	229,526,981	1,284	267,451,091
	(前年度対比)	94.56	92.45	105.59	116.52

(1)－2 差押（国民健康保険税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
不 動 産		83	66,479,714	64	47,181,479
電 話 加 入 権		0	0	0	0
債 権		895	204,181,132	897	233,206,042
合 計		978	270,660,846	961	280,387,521
	(前年度対比)	90.64	100.80	98.26	103.59

(2)－1 交付要求（市税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
前 年 度 繰 越		57	20,508,230	66	54,158,798
要 求 分		108	53,204,873	179	31,511,041
配 当 受 領 分		44	4,109,703	61	9,405,841
取 下 ・ 解 除 等		99	19,554,305	149	64,534,423
翌 年 度 繰 越		66	54,158,798	96	21,135,416

(2)－2 交付要求（国民健康保険税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
要 求 分		58	19,183,732	103	50,625,106
配 当 受 領 分		25	6,201,950	38	5,698,590

(3)－1 執行停止（市税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
市 民 税		1,606	68,039,231	1,257	77,330,103
固定資産税（都市計画税含む）		236	20,731,455	160	28,276,806
軽 自 動 車 税		335	1,921,995	361	2,320,600
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0
事 業 所 税		0	0	1	628,500
合 計		2,177	90,692,681	1,779	108,556,009
	(前年度対比)	64.93	80.70	81.72	119.70

(3)－2 執行停止（国民健康保険税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
国 民 健 康 保 険 税		2,776	215,460,598	2,696	210,849,743
	(前年度対比)	55.08	52.07	97.12	97.86

(4)－1 不納欠損（市税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
市 民 税		1,240	73,843,297	537	29,127,916
固定資産税（都市計画税含む）		250	21,321,147	211	29,525,750
軽 自 動 車 税		326	2,022,392	116	813,054
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0
事 業 所 税		0	0	1	628,500
合 計		1,816	97,186,836	865	60,095,220
	(前年度対比)	92.75	112.32	47.63	61.83

(4)－2 不納欠損（国民健康保険税）

年 度		R 3		R 4	
区 分		件数	税額	件数	税額
国 民 健 康 保 険 税		3,423	205,472,158	2,179	102,288,607
	(前年度対比)	67.42	50.42	63.66	49.78

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
43	33,734,181	76	42,780,523	55	51,552,270
0	0	0	0	0	0
937	194,428,799	1,234	254,639,533	1,568	341,204,919
980	228,162,980	1,310	297,420,056	1,623	392,757,189
76.32	85.31	133.67	130.35	123.89	132.05

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
33	29,135,560	51	25,668,813	34	18,865,220
0	0	0	0	0	0
673	187,001,720	883	255,286,341	955	231,275,768
706	216,137,280	934	280,955,154	989	250,140,988
73.47	77.09	132.29	129.99	105.89	89.03

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
96	21,135,416	86	21,174,008	102	21,742,407
208	33,640,295	228	29,839,365	217	37,957,832
112	14,430,156	116	11,020,754	111	10,609,878
218	33,601,703	212	29,270,966	193	32,574,609
86	21,174,008	102	21,742,407	126	27,125,630

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
99	24,317,500	119	26,001,610	115	25,285,411
55	7,338,926	69	5,699,741	68	5,517,702

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,491	62,537,493	1,167	64,631,083	1,358	74,459,102
320	14,008,623	145	8,511,347	217	9,891,863
238	1,661,300	308	2,011,912	438	2,906,172
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,049	78,207,416	1,620	75,154,342	2,013	87,257,137
115.18	72.04	79.06	96.10	124.26	116.10

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
2,694	184,088,453	1,742	138,927,467	2,537	200,493,111
99.93	87.31	64.66	75.47	145.64	144.31

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
893	47,078,740	593	32,918,663	953	50,356,230
279	14,231,783	135	6,080,797	273	12,404,192
212	1,247,253	95	721,700	246	1,554,346
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,384	62,557,776	823	39,721,160	1,472	64,314,768
160.00	104.10	59.47	63.50	178.86	161.92

(単位：件、円、%)

R 5		R 6		R 7	
件数	税額	件数	税額	件数	税額
1,660	109,315,064	847	67,492,630	1,795	172,527,992
76.18	106.87	51.02	61.74	211.92	255.62

3 市税の徴収に関する経費の推移

(単位：千円、人、%)

年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
区 分						
税収入額	1 市 税	49,558,010	51,041,764	51,766,515	51,068,463	54,490,542
	2 個 人 の 県 民 税	14,446,531	14,858,285	15,218,495	14,398,843	16,731,733
	3 合 計	64,004,541	65,900,049	66,985,010	65,467,306	71,222,275
徴 税 費	4 基 本 給	347,935	345,408	360,811	367,633	385,902
	5 諸 手 当	241,648	226,801	241,113	252,685	254,569
	イ 超過勤務手当	35,990	29,760	29,230	34,985	28,248
	ロ 税務職手当	3,829	3,905	3,970	3,609	3,754
	ハ その他の手当	201,829	193,136	207,913	214,091	222,567
	6 そ の 他	170,283	191,787	196,352	231,748	248,809
	7 小 計	759,866	763,996	798,276	852,066	889,280
	8 旅 費	81	238	205	263	226
	9 賃 金	4,546	0	0	0	0
	10 そ の 他	139,555	421,854	399,642	343,810	454,543
	11 小 計	144,182	422,092	399,847	344,073	454,769
	12 納期前納付報奨金	0	0	0	0	0
	13 納税組合報償金	0	0	0	0	0
	14 納税組合補助金	0	0	0	0	0
	15 そ の 他	0	0	0	0	0
	16 小 計	0	0	0	0	0
	17 そ の 他	243,567	242,683	273,871	273,944	273,899
	18 合 計	1,147,615	1,428,771	1,471,994	1,470,083	1,617,948
徴収取扱費	19 県民税徴収取扱費	580,313	581,963	584,373	595,153	603,877
	20 18 - 19	567,302	846,808	887,621	874,930	1,014,071
税収入額に対する徴税費の割合	21 18 ÷ 3	1.79	2.17	2.20	2.25	2.27
	22 20 ÷ 1	1.14	1.66	1.71	1.71	1.86
徴税職員数	吏 員	120	119	120	115	118
	そ の 他	0	0	0	0	0
	23 合 計	120	119	120	115	118
	ア ル バ イ ト	0	0	0	0	0

X そ の 他

1 税外収入

(単位：円)

区 分 \ 年 度	R 5	R 6	R 7
徴 税 手 数 料	14,196,510	14,535,950	14,595,550
総 務 管 理 費 委 託 金	59,566	62,714	60,754
徴 税 費 委 託 金	584,373,848	595,152,624	603,876,549
延 滞 金	70,431,897	87,832,794	59,713,205
土地改良区費賦課徴収交付金	2,035,610	2,007,642	949
郵便料実費徴収金 (市 民 税 課)	16,416	63,536	72,650
郵便料実費徴収金 (収 納 課)		11,130	18,880
土地改良区費事務電算委託料 (資 産 税 課)	1,595,000	2,191,640	0
土地改良区費事務電算委託料 (収 納 課)		633,930	0
土地改良区費口座振替手数料 (収 納 課)	9,345	10,234	0
滞 納 処 分 費 (収 納 課)	1,039,500	1,380,500	1,347,500

2 徴税手数料

(単位：件、円)

区 分 \ 年 度	R 5		R 6		R 7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市 民 税 諸 証 明	35,313	7,062,600	34,934	6,986,800	33,858	6,771,600
資 産 税 諸 証 明	18,048	5,643,710	18,707	5,860,550	19,283	6,067,150
納 税 証 明	7,872	1,574,400	8,896	1,779,200	9,289	1,857,800
合 計	61,233	14,280,710	62,537	14,626,550	62,430	14,696,550

※上表の合計件数及び合計金額は、国民健康保険税納税証明書手数料を含むため、
「1 税外収入」の表中「徴税手数料」の金額とは一致しない。

3 賦課徴収事務の電算化の変遷

昭和	33年	11月	市制施行
	40年	4月	パローズ会計機を2台導入
	42年	1月	市・県民税電算委託
	44年	3月	固定資産税電算委託
	45年	1月	国民健康保険税電算委託
			軽自動車税電算委託
	47年	4月	口座振替制度実施
	49年	4月	収納消込OCR機導入
	50年	4月	固定資産税（償却資産）電算委託
		6月	集合徴収制度実施
			集合市税収納状況一覧表のコムフィッシュ化
	51年	4月	滞納繰越台帳電算導入
			集合市税賦課原簿及び収納状況一覧表のコムロー化
	53年	1月	固定資産税（宅地路線価評価方式）電算導入
		6月	市・県民税（特徴）電算導入
	54年	11月	集合市税催告書ヒートシール化
	55年	3月	収納消込機器変更
		4月	滞納繰越分消込電算併用
		6月	軽自動車税催告書ヒートシール化
	56年	6月	市・県民税（普徴）／固定資産税合算電算処理
	57年	2月	市・県民税（特徴）自動照合電算処理
		10月	固定資産税（C農地宅地並課税）賦課電算処理
	58年	4月	端末機導入
	59年	2月	漢字マスター完成
		7月	OCR機種変更
		11月	法人市民税電算処理
			税の検索及び証明書発行オンライン稼動
	60年	6月	納税組合報奨金計算電算処理
		8月	集合市税収納即時消込オンライン稼動
			納組口座即時更新オンライン稼動
			宛名即時更新オンライン稼動
	61年	4月	市税等の口座振替分MT交換開始（27行2農協）
		5月	軽自動車税納税通知書のメーリングシステム利用開始
	62年	7月	市・県民税未申告者抽出電算処理
	63年	8月	滞納管理オンライン稼動
平成	元年	10月	OCR機種変更
	2年	8月	固定資産税課税台帳名寄帳光ディスク化
		12月	法人市民税オフコン稼動
	3年	7月	市・県民税（特徴）収納バッチ消込稼動
	4年	4月	集合徴収制度廃止、税目別徴収制度実施
	8年	4月	郵便局口座振替開始
	8年	4月	地理情報システム稼動
			土地評価システム稼動
	11年	4月	口座振替手数料改定
	15年	4月	個人市・県民税Web-Ringsシステム稼動
	16年	4月	軽自動車税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税Web-Ringsシステム稼動
			固定資産税・都市計画税共有者台帳のWeb化
	17年	10月	平成元年～14年の固定資産税・都市計画税 過年度課税データのWeb化
	19年	4月	市税等コンビニエンスストア収納開始
	19年	8月	自動交付機による税証明の交付開始
	21年	1月	公的年金特別徴収開始によるLGWANシステム稼動 （經由機関とのデータ授受）
	21年	12月	eLTAX「地方税電子申告システム」の導入 給与支払報告書・法人市民税・事業所税・償却資産・ 公的年金支払報告書
	23年	1月	国税連携開始
	28年	10月	コンビニエンスストア等で税証明の交付開始
	30年	3月	個人市・県民税課税支援システム稼動
令和	元年	10月	eLTAX「地方税共通納税システム」の導入（対象税目：法人市民税、市民税・県民税（特別徴収）、事業所税）
	2年	12月	スマートフォン決済アプリ（モバイルレジ、LINE Pay請求書支払い、PayPay請求書払い）を利用した納付を開始
	3年	2月	スマートフォン決済アプリにモバイルレジクレジットを追加
	4年	2月	スマートフォン決済アプリにd払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）、Jcoin請求書払いを追加
	5年	5月	地方税共通納税システムに係る対象税目の追加（対象税目：軽自動車税（種別割）、固定資産税）
		10月	課税（非課税）証明書のオンライン請求サービス開始
		12月	窓口における徴税手数料（税証明交付手数料）のキャッシュレス決済開始
	6年	4月	地方税共通納税システムに係る対象税目の追加（対象税目：市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、国民健康保険税）
		10月	個人向け納税証明書及び納付書（再発行）のオンライン請求サービス開始
	7年	10月	法人向け納税証明書のオンライン請求サービス開始

XI 参 考 資 料

1 市税の税率の変遷

税目		年度	平成31年度（令和元年度）																																																																																																																																																
個人市民税	均等割		3,500 円 (令和5年度まで)																																																																																																																																																
	所得割 (総合課税)		6 %																																																																																																																																																
法人市民税	均等割		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50,000 円</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円																																																																																																											
	資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																																																																
50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																																																																																																																																	
10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																																																																																																																																	
10 億円超	50 人以下	410,000 円																																																																																																																																																	
1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																																																																																																																																	
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																																																																																																																																	
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																																																																																																																																	
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																																																																																																																																	
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																																																																																																																																	
上記以外の法人等		50,000 円																																																																																																																																																	
	法人税割		不均一課税 ※新税率は R1.10.1 以後に開始する事業年度分から適用 <table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th></tr><tr><td>1 億円 超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table> ※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								資本金等の額	法人税額	税率	1 億円 超	—	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																																																																																													
資本金等の額	法人税額	税率																																																																																																																																																	
1 億円 超	—	8.4/100																																																																																																																																																	
1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100																																																																																																																																																	
1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																																																																																																																	
固定資産税			1.4%																																																																																																																																																
軽自動車税			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc 以下(ミニカーを除く)</td><td>年額 2,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>50cc を超え 90cc 以下</td><td>// 2,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>90cc を超え 125cc 以下</td><td>// 2,400 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>// 3,700 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>// 2,400 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>// 5,900 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)</td><td></td><td>// 6,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)</td><td>// 3,600 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td></td><td>H27.3.31 以前に 取得した車両 本則</td><td>H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則</td><td colspan="3">H30.4.1～H31.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率</td><td>取得後13 年経過車両 重課</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>75%軽減</td><td>50%軽減</td><td>25%軽減</td><td></td></tr><tr><td></td><td>3 輪のもの(660cc 以下)</td><td></td><td>年額 3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="4">4 輪以上 のもの (660cc 以下)</td><td rowspan="4">{ 乗 用 貨物用</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>								原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 2,000 円									50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円									90cc を超え 125cc 以下	// 2,400 円									ミニカー	// 3,700 円								小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400 円									その他(フォークリフト等)	// 5,900 円								2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 6,000 円								軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600 円											H27.3.31 以前に 取得した車両 本則	H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則	H30.4.1～H31.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13 年経過車両 重課						75%軽減	50%軽減	25%軽減			3 輪のもの(660cc 以下)		年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	4 輪以上 のもの (660cc 以下)	{ 乗 用 貨物用	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円	自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円	自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円
原動機付自転車	50cc 以下(ミニカーを除く)	年額 2,000 円																																																																																																																																																	
	50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円																																																																																																																																																	
	90cc を超え 125cc 以下	// 2,400 円																																																																																																																																																	
	ミニカー	// 3,700 円																																																																																																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400 円																																																																																																																																																	
	その他(フォークリフト等)	// 5,900 円																																																																																																																																																	
2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)		// 6,000 円																																																																																																																																																	
軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600 円																																																																																																																																																	
			H27.3.31 以前に 取得した車両 本則	H27.4.1 以後の 新規取得車両 本則	H30.4.1～H31.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後13 年経過車両 重課																																																																																																																																											
					75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																																																																																																												
	3 輪のもの(660cc 以下)		年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円																																																																																																																																											
4 輪以上 のもの (660cc 以下)	{ 乗 用 貨物用	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円																																																																																																																																											
		自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円																																																																																																																																											
		営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円																																																																																																																																											
		自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円																																																																																																																																											
市たばこ税 (1,000 本につき)			5,692 円 (旧3級品) 4,000 円⇒5,692 円 (10 月 1 日以後売渡分から)																																																																																																																																																
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)																																																																																																																																																
入湯税			150 円																																																																																																																																																
事業所税			資産割 1㎡600 円 従業者割 0.25%																																																																																																																																																
都市計画税			0.2%																																																																																																																																																

税目		年度	令和 2 年度																																																																																																							
市個人 税人	均 等 割	3,500 円(再掲) (令和 5 年度まで)																																																																																																								
	所 得 割 (総合課税)	6 % (再掲)																																																																																																								
法人市 民税	均 等 割	(再掲)																																																																																																								
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50,000 円</td></tr></table>												資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円																																																															
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																																																																						
		50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																																																																																						
10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																																																																																								
10 億円超	50 人以下	410,000 円																																																																																																								
1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																																																																																								
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																																																																																								
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																																																																																								
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																																																																																								
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																																																																																								
上記以外の法人等		50,000 円																																																																																																								
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																																																																										
不均一課税※新税率は R1.10.1 以後に開始する事業年度分から適用																																																																																																										
<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th></tr><tr><td>1 億円 超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>												資本金等の額	法人税額	税率	1 億円 超	—	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																																																			
資本金等の額	法人税額	税率																																																																																																								
1 億円 超	—	8.4/100																																																																																																								
1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100																																																																																																								
1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																																																																								
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																																																																										
固 定 資 産 税		1.4%(再掲)																																																																																																								
軽自 動車 税	種別割	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>50cc 以下 (ミニカーを除く)</td><td>年額 2,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>50cc を超え 90cc 以下</td><td>// 2,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>90cc を超え 125cc 以下</td><td>// 2,400 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ミニカー</td><td>// 3,700 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>// 2,400 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他(フォークリフト等)</td><td>// 5,900 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)</td><td>// 6,000 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)</td><td>// 3,600 円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												原動機付自転車	50cc 以下 (ミニカーを除く)	年額 2,000 円											50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円										90cc を超え 125cc 以下	// 2,400 円										ミニカー	// 3,700 円									小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400 円											その他(フォークリフト等)	// 5,900 円											2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	// 6,000 円										軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600 円									
		原動機付自転車	50cc 以下 (ミニカーを除く)	年額 2,000 円																																																																																																						
			50cc を超え 90cc 以下	// 2,000 円																																																																																																						
			90cc を超え 125cc 以下	// 2,400 円																																																																																																						
	ミニカー	// 3,700 円																																																																																																								
小型特殊自動車	農耕作業用	// 2,400 円																																																																																																								
	その他(フォークリフト等)	// 5,900 円																																																																																																								
	2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	// 6,000 円																																																																																																								
軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	// 3,600 円																																																																																																								
<table><tr><td></td><td></td><td>H27.3.31 以前に 取得した車両</td><td>H27.4.1 以後の 新規取得車両</td><td colspan="3">H31.4.1～R2.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td><td>取得後 13 年経過車両</td></tr><tr><td></td><td></td><td>本則</td><td>本則</td><td>75%軽課</td><td>50%軽課</td><td>25%軽課</td><td>重課</td></tr><tr><td></td><td>3 輪のもの(660cc 以下)</td><td>年額 3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="4">4 輪以上 のもの (660cc 以下)</td><td rowspan="4">乗 用 { 貨物用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>														H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H31.4.1～R2.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両			本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課		3 輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	4 輪以上 のもの (660cc 以下)	乗 用 { 貨物用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円	自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円	自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円																																									
		H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	H31.4.1～R2.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両																																																																																																			
		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																																																																			
	3 輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円																																																																																																			
4 輪以上 のもの (660cc 以下)	乗 用 { 貨物用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円																																																																																																		
		自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円																																																																																																		
		営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円																																																																																																		
		自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円																																																																																																		
環 境 性能割	・電気自動車等 【税率】 非課税																																																																																																									
	【自家用乗用車】 【税率】 非課税 R1.10.1～R3.3.31 までの間に 取得した自家用乗用車の場合																																																																																																									
	・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準+10%達成車 非課税																																																																																																									
	・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準達成車 1% 非課税																																																																																																									
・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2% 1%																																																																																																										
・上記以外 2% 1%																																																																																																										
【トラック】 【税率】 1% 2% 2%																																																																																																										
※★★★★＝2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																																																																										
市 た ば こ 税 (1,000 本につき)		5,692 円(再掲) ⇒6,122 円 (10 月 1 日以後売渡分から) (旧 3 級品) 5,692 円 (再掲)																																																																																																								
特別土地保有税 入 湯 税		保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																																																																																								
事 業 所 税		資産割 1 m ² 600 円 従業者割 0.25%(再掲)																																																																																																								
都 市 計 画 税		0.2%(再掲)																																																																																																								

税目		年度	令和3年度																																																													
市個人 税人	均 等 割		3,500 円(再掲) (令和5年度まで)																																																													
	所 得 割 (総合課税)		6 % (再掲)																																																													
法人市 民税	均 等 割		(再掲)																																																													
			<table><tr><th>資本金等の額</th><th>市内事業所等 従業者数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td>50 億円超</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超 50 億円以下</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10 億円超</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1 億円超 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円超 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1 千万円以下</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50,000 円</td></tr></table>									資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	10 億円超	50 人以下	410,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	上記以外の法人等		50,000 円																							
		資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																												
		50 億円超	50 人超	3,000,000 円																																																												
10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円																																																														
10 億円超	50 人以下	410,000 円																																																														
1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円																																																														
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円																																																														
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円																																																														
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円																																																														
1 千万円以下	50 人超	120,000 円																																																														
上記以外の法人等		50,000 円																																																														
		※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																														
	法人税割		不均一課税 (再掲)																																																													
		<table><tr><th>資本金等の額</th><th>法人税額</th><th>税率</th></tr><tr><td>1 億円 超</td><td>—</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円超</td><td>8.4/100</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>年額 500 万円以下</td><td>6.6/100</td></tr></table>									資本金等の額	法人税額	税率	1 億円 超	—	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100	1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																										
資本金等の額		法人税額	税率																																																													
1 億円 超		—	8.4/100																																																													
1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100																																																														
1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100																																																														
		※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																																																														
固 定 資 産 税			1.4%(再掲)																																																													
軽自 動車 税	種別割		原動機付自転車 50cc 以下 (ミニカーを除く) 年額 2,000 円																																																													
			50cc を超え 90cc 以下 // 2,000 円																																																													
			90cc を超え 125cc 以下 // 2,400 円																																																													
			ミニカー // 3,700 円																																																													
	環 境 性能割		小型特殊自動車 農耕作業用 // 2,400 円																																																													
		その他(フォークリフト等) // 5,900 円																																																														
		2 輪の小型自動車 (250cc を超えるもの) // 6,000 円																																																														
		軽自動車 2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下) // 3,600 円																																																														
			<table><tr><th></th><th>H27.3.31 以前に 取得した車両</th><th>H27.4.1 以後の 新規取得車両</th><th colspan="3">R2.4.1～R3.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</th><th>取得後 13 年経過車両</th></tr><tr><th></th><th>本則</th><th>本則</th><th>75%軽課</th><th>50%軽課</th><th>25%軽課</th><th>重課</th></tr><tr><td>3 輪のもの(660cc 以下)</td><td>年額 3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td><td>3,000 円</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="4">4 輪以上 のもの (660cc 以下)</td><td rowspan="4"><table><tr><td rowspan="4">乗 用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物 {</td><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td><td>6,000 円</td></tr></table></td></tr></table>										H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	R2.4.1～R3.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3 輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	4 輪以上 のもの (660cc 以下)	<table><tr><td rowspan="4">乗 用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物 {</td><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>	乗 用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円	自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円	貨物 {	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円	自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円
	H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	R2.4.1～R3.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後 13 年経過車両																																																										
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																										
3 輪のもの(660cc 以下)	年額 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円																																																										
4 輪以上 のもの (660cc 以下)	<table><tr><td rowspan="4">乗 用 {</td><td>営業用</td><td>// 5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>2,700 円</td><td>5,400 円</td><td>8,100 円</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物 {</td><td>営業用</td><td>// 3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>1,000 円</td><td>1,900 円</td><td>2,900 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>// 4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>1,300 円</td><td>2,500 円</td><td>3,800 円</td><td>6,000 円</td></tr></table>	乗 用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円	自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円	貨物 {	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円	自家用	// 4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円																																	
			乗 用 {	営業用	// 5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円																																																						
				自家用	// 7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円																																																						
				貨物 {	営業用	// 3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円																																																					
自家用	// 4,000 円	5,000 円			1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円																																																								
			・電気自動車等 【税率】 非課税																																																													
			【自家用乗用車】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準+10%達成車 非課税 ・★★★★ 且つ 2020 年度燃費基準達成車 1% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2% ・上記以外 2%																																																													
			【トラック】 【税率】 ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+20%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+15%達成車 2% ・★★★★ 且つ 2015 年度燃費基準+10%達成車 2%																																																													
			※★★★★=2018 年排出ガス基準 50%低減達成車又は 2005 年排出ガス基準 75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																													
市 た ば こ 税 (1,000 本につき)			6,122 円(再掲) ⇒6,552 円 (10 月 1 日以後売渡分から)																																																													
特別土地保有税 入 湯 税			保有分 1.4% 取得分 3%(新規課税を停止)(再掲)																																																													
事 業 所 税			150 円(再掲)																																																													
都 市 計 画 税			資産割 1 m ² 600 円 従業者割 0.25%(再掲)																																																													
			0.2%(再掲)																																																													

税目		年度	令和4年度									
市個人 税人	均等割		3,500円(再掲) (令和5年度まで)									
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)									
	法人市民税	均等割	(再掲)									
			資本金等の額		市内事業所等 従業者数		税率(年額)					
50億円超			50人超		3,000,000円							
10億円超50億円以下			50人超		1,750,000円							
10億円超			50人以下		410,000円							
1億円超10億円以下			50人超		400,000円							
1億円超10億円以下			50人以下		160,000円							
1千万円超1億円以下			50人超		150,000円							
1千万円超1億円以下			50人以下		130,000円							
1千万円以下			50人超		120,000円							
上記以外の法人等				50,000円								
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」												
法人税割		不均一課税(再掲)										
		資本金等の額		法人税額		税率						
		1億円超		—		8.4/100						
		1億円以下		年額500万円超		8.4/100						
1億円以下		年額500万円以下		6.6/100								
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」												
固定資産税			1.4%(再掲)									
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円										
		50ccを超え90cc以下 //										
		90ccを超え125cc以下 //										
		ミニカー //										
		小型特殊自動車 農耕作業用 //										
		その他(フォークリフト等) //										
		2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) //										
		軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) //										
軽自動車税	環境性能割	【税率】 ・電気自動車等 非課税										
		【自家用乗用車】 ・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準75%達成車 非課税 ・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準60%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準55%達成車 2% ・上記以外 2%										
		【トラック】 ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+20%達成車 1% ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+15%達成車 2% ・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準+10%達成車 2%										
		※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車 ※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。										
市たばこ税 (1,000本につき)			6,552円(再掲)									
特別土地保有税 入湯税			保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲) 150円(再掲)									
事業所税			資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)									
都市計画税			0.2%(再掲)									

税目		年度	令和5年度																																																					
市個人 税人	均等割		3,500円(再掲) (令和5年度まで)																																																					
	所得割 (総合課税)		6%(再掲)																																																					
	法人市民税	均等割	(再掲)																																																					
			<table><tr><td>資本金等の額</td><td>市内事業所等 従業者数</td><td colspan="3">税率(年額)</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td colspan="3">3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td colspan="3">1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td colspan="3">410,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td colspan="3">400,000円</td></tr><tr><td>1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td colspan="3">160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td colspan="3">150,000円</td></tr><tr><td>1千万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td colspan="3">130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td colspan="3">120,000円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td colspan="3">50,000円</td></tr></table>					資本金等の額	市内事業所等 従業者数	税率(年額)			50億円超	50人超	3,000,000円			10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円			10億円超	50人以下	410,000円			1億円超10億円以下	50人超	400,000円			1億円超10億円以下	50人以下	160,000円			1千万円超1億円以下	50人超	150,000円			1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円			1千万円以下	50人超	120,000円			上記以外の法人等		50,000円	
資本金等の額			市内事業所等 従業者数	税率(年額)																																																				
50億円超			50人超	3,000,000円																																																				
10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円																																																				
10億円超			50人以下	410,000円																																																				
1億円超10億円以下			50人超	400,000円																																																				
1億円超10億円以下			50人以下	160,000円																																																				
1千万円超1億円以下			50人超	150,000円																																																				
1千万円超1億円以下			50人以下	130,000円																																																				
1千万円以下	50人超	120,000円																																																						
上記以外の法人等		50,000円																																																						
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																								
法人税割		不均一課税(再掲)																																																						
		<table><tr><td>資本金等の額</td><td>法人税額</td><td colspan="3">税率</td></tr><tr><td>1億円超</td><td>—</td><td colspan="3">8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円超</td><td colspan="3">8.4/100</td></tr><tr><td>1億円以下</td><td>年額500万円以下</td><td colspan="3">6.6/100</td></tr></table>					資本金等の額	法人税額	税率			1億円超	—	8.4/100			1億円以下	年額500万円超	8.4/100			1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																
		資本金等の額	法人税額	税率																																																				
		1億円超	—	8.4/100																																																				
1億円以下	年額500万円超	8.4/100																																																						
1億円以下	年額500万円以下	6.6/100																																																						
※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は「資本金+資本準備金」																																																								

固定資産税		1.4%(再掲)																																																													
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下(ミニカーを除く) 年額 2,000円																																																													
		50ccを超え90cc以下 // 2,000円																																																													
		90ccを超え125cc以下 // 2,400円																																																													
		ミニカー // 3,700円																																																													
		小型特殊自動車 農耕作業用 // 2,400円																																																													
		その他(フォークリフト等) // 5,900円																																																													
		2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) // 6,000円																																																													
		軽自動車 2輪のもの(125ccを超え250cc以下) // 3,600円																																																													
		<table><tr><td></td><td>H27.3.31以前に 取得した車両</td><td>H27.4.1以後の 新規取得車両</td><td colspan="3">R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率</td><td>取得後13年 経過車両</td></tr><tr><td></td><td>本則</td><td>本則</td><td>75%軽課</td><td>50%軽課</td><td>25%軽課</td><td>重課</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外</td><td>年額 3,100円</td><td>3,900円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用</td><td>// 3,100円</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>4輪以上</td><td rowspan="3">乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用</td><td>// 5,500円</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">のもの (660cc以下)</td><td>// 7,200円</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>—</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>// 3,000円</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td>// 4,000円</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000円</td></tr></table>							H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両		本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額 3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円	3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	4輪以上	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円	のもの (660cc以下)	// 7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円	// 3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円		// 4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円
			H27.3.31以前に 取得した車両	H27.4.1以後の 新規取得車両	R4.4.1～R5.3.31の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽課税率			取得後13年 経過車両																																																							
	本則	本則	75%軽課	50%軽課	25%軽課	重課																																																									
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用以外	年額 3,100円	3,900円	—	—	—	4,600円																																																									
3輪のもの(660cc以下)乗用・営業用	// 3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円																																																									
4輪以上	乗用 { 営業用 自家用 貨物用 { 営業用 自家用	// 5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円																																																								
のもの (660cc以下)		// 7,200円	10,800円	2,700円	—	—	12,900円																																																								
		// 3,000円	3,800円	1,000円	—	—	4,500円																																																								
	// 4,000円	5,000円	1,300円	—	—	6,000円																																																									
環境性能割		・電気自動車等 【税率】 非課税																																																													
		(～R5.12) (R6.1～)																																																													
		【自家用乗用車】																																																													
		・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準 75%達成車 同基準 80%達成車																																																													
		・★★★★ 且つ 2030年度燃費基準 60%達成車 同基準 70%達成車																																																													
		・上記以外 非課税																																																													
		1%																																																													
		2%																																																													
		【トラック】																																																													
		・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準 120%達成車 2022年度燃費基準 100%達成車 1%																																																													
・★★★★ 且つ 2015年度燃費基準 115%達成車 2022年度燃費基準 95%達成車 2%																																																															
・上記以外 2%																																																															
※★★★★=2018年排出ガス基準50%低減達成車又は2005年排出ガス基準75%以上低減達成車																																																															
※営業用乗用車については、当分の間の税率軽減措置あり。																																																															

市たばこ税 (1,000本につき)	6,552円(再掲)
特別土地保有税 入湯税	保有分1.4% 取得分3%(新規課税を停止)(再掲) 150円(再掲)
事業所税	資産割 1㎡600円 従業者割 0.25%(再掲)
都市計画税	0.2%(再掲)

税目		年度	令和 6 年度			
市個人税人 <						

税目		年度	令和 7 年度							
市 民 税	均 等 割		3,000 円（再掲）							
	所 得 割 （総合課税）		6 %（再掲）							
		均 等 割	（再掲）							
				資本金等の額	市内事業所等 従業員数	税率(年額)				
			50 億円超	50 人超	3,000,000 円					
10 億円超 50 億円以下	50 人超		1,750,000 円							
10 億円超	50 人以下		410,000 円							
1 億円超 10 億円以下	50 人超		400,000 円							
1 億円超 10 億円以下	50 人以下		160,000 円							
1 千万円超 1 億円以下	50 人超		150,000 円							
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下		130,000 円							
1 千万円以下	50 人超		120,000 円							
	上記以外の法人等		50,000 円							
		※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								
法人市民税	法人税割	不均一課税（再掲）								
			資本金等の額	法人税額	税率					
		1 億円 超	—	8.4/100						
		1 億円以下	年額 500 万円超	8.4/100						
		1 億円以下	年額 500 万円以下	6.6/100						
		※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」								
固 定 資 産 税			1.4%（再掲）							
軽自動車税	種別割	原動機付自転車	50cc 以下（ミニカーを除く）※新基準原付バイクを含む	年額	2,000 円					
			50cc を超え 90cc 以下	//	2,000 円					
			90cc を超え 125cc 以下 ※新基準原付バイクを含まない	//	2,400 円					
			ミニカー	//	3,700 円					
			特定小型原動機付自転車	//	2,000 円					
		小型特殊自動車	農耕作業用	//	2,400 円					
			その他（フォークリフト等）	//	5,900 円					
			2 輪の小型自動車（250cc を超えるもの）	//	6,000 円					
			軽自動車	2 輪のもの(125cc を超え 250cc 以下)	//	3,600 円				
					H27.3.31 以前に 取得した車両	H27.4.1 以後の 新規取得車両	R6.4.1～R7.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率			取得後 13 年 経過車両
			本則	本則	75%軽減	50%軽減	25%軽減	重課		
		3 輪のもの(660cc 以下)乗用・営業用以外	年額 3,100 円	3,900 円	—	—	—	4,600 円		
		3 輪のもの(660cc 以下)乗用・営業用	// 3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円		
		4 輪以上 のもの (660cc 以下)乗 用 { 								

税目		年度	令和8年度																	
市個人 民税人	均 等 割		3,000 円（再掲）																	
	所 得 割 （総合課税）	均 等 割	6 %（再掲）																	
			（再掲）																	
			資本金等の額		市内事業所等 従業員数		税率（年額）													
			50 億円超		50 人超		3,000,000 円													
			10 億円超 50 億円以下		50 人超		1,750,000 円													
			10 億円超		50 人以下		410,000 円													
			1 億円超 10 億円以下		50 人超		400,000 円													
			1 億円超 10 億円以下		50 人以下		160,000 円													
			1 千万円超 1 億円以下		50 人超		150,000 円													
1 千万円超 1 億円以下		50 人以下		130,000 円																
1 千万円以下		50 人超		120,000 円																
上記以外の法人等				50,000 円																
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																				
法人市民税	法人税割	不均一課税（再掲）																		
		資本金等の額		法人税額		税率														
		1 億円 超		—		8.4/100														
		1 億円以下		年額 500 万円超		8.4/100														
		1 億円以下		年額 500 万円以下		6.6/100														
※「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」を下回る場合は「資本金＋資本準備金」																				
固 定 資 産 税			1.4%（再掲）																	
軽自動車税			原動機付自転車		50cc 以下（ミニカーを除く）※新基準原付バイクを含む		年額		2,000 円											
					50cc を超え 90cc 以下		//		2,000 円											
					90cc を超え 125cc 以下		※新基準原付バイクを含まない		//		2,400 円									
					ミニカー		//		3,700 円											
					特定小型原動機付自転車		//		2,000 円											
			小型特殊自動車		農耕作業用		//		2,400 円											
					その他（フォークリフト等）		//		5,900 円											
					2 輪の小型自動車（250cc を超えるもの）		//		6,000 円											
					軽自動車		2 輪のもの（125cc を超え 250cc 以下）		//		3,600 円									
					H27.3.31 以前に 取得した車両		H27.4.1 以後の 新規取得車両		R7.4.1～R8.3.31 の間の新規取得車両 に係る燃費性能等による軽減税率		取得後 13 年 経過車両									
					本則		本則		75%軽減		50%軽減		25%軽減		重課					
			3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用以外		年額		3,100 円		3,900 円		—		—		—		4,600 円			
			3 輪のもの（660cc 以下）乗用・営業用		//		3,100 円		3,900 円		1,000 円		2,000 円		—		4,600 円			
			4 輪以上 のもの （660cc 以下）		{ 乗 用 { 営業用 自家用 貨 物 用 { 営業用 自家用		//		5,500 円		6,900 円		1,800 円		3,500 円		—		8,200 円	
//		7,200 円					10,800 円		2,700 円		—		—		—		12,900 円			
//		3,000 円					3,800 円		1,000 円		—		—		—		4,500 円			
//		4,000 円					5,000 円		1,300 円		—		—		—		6,000 円			
市 た ば こ 税 （1,000 本につき）			6,552 円（再掲）																	
特別土地保有税			保有分 1.4% 取得分 3%（新規課税を停止）（再掲）																	
入 湯 税			150 円（再掲）																	
事 業 所 税			資産割 1㎡600 円 従業者割 0.25%（再掲）																	
都 市 計 画 税			0.2%（再掲）																	

2 最近の主な税制改正一覧

【平成31年度（令和元年度）適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日までの入居から令和元年6月30日までの入居まで1年半延長する。	27
	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	納税義務者本人に係る所得制限を導入・強化（合計所得金額900万円超から控除額逦減・1,000万円超で適用除外）するとともに、配偶者特別控除の適用対象となる配偶者の合計所得金額の上限を76万円未満から123万円以下に引上げ。	29
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を平成30年度までから令和3年度までに3年延長する。	29
法人市民税	地方法人課税の偏在是正に伴う法人税割の見直し	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の標準税率及び制限税率をそれぞれ3.7%引下げる。（地方法人税の税率引上げによる国税化相当分の引下げ） ・資本金等1億円超又は法人税額500万円超の法人 12.1% ⇒ 8.4% ・資本金等1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人 10.3% ⇒ 6.6%	28
軽自動車税	環境性能割の創設	三輪以上の軽自動車の取得者に対して、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税する「環境性能割」を創設するとともに、4月1日現在の所有者に対して車両の種別等の区分に応じて課税する従来の軽自動車税を「種別割」として税区分を整理。	28
	環境性能割の臨時的軽減措置の実施	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得する自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する措置を実施。	31 (元)
	不正認定による環境性能割軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度の創設	環境性能割の軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合においては、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして不足額を賦課・徴収することができる特例を創設。（不足額に10%を加重）	31 (元)
市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例を廃止し、平成28年度からの4年間で段階的に特例減税分を縮小する。 平成31年度（第4段階：4月1日以後売渡分から） 1,000本当たり4,000円⇒5,262円（本則税率）	27

【平成31年度（令和元年度）適用（つづき）】

市たばこ税	旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止に伴う本則税率への引上げ時期の延期	上記の旧3級品の紙巻たばこに係る税率特例の廃止・特例減税分の縮小による本則税率への引上げ時期を、平成31年4月1日から同年10月1日に6月延期し、次のとおり本則税率へ引き上げるものとする。 平成31年度(第4段階：10月1日以後売渡分から) 1,000本当たり4,000円⇒5,692円(本則税率)	30
固定資産税	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の2年延長	新築住宅に係る税額の2分の1減額措置の適用期限を平成30年3月31日から令和2年3月31日まで2年延長する。	30
	先端設備等に係る課税標準特例措置の創設	平成30年6月6日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小事業者等が取得した先端設備等について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、0以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は0)	30
	河川法に基づく高規格堤防の整備事業による代替家屋に係る減額措置の創設	河川法に基づく高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、同土地の上に代替家屋を取得した場合に係る減額措置を創設。代替家屋を取得した年の翌年度から5年間、税額の3分の1又は3分の2を減額	31 (元)
都市計画税・固定資産税	利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に係る減額措置の創設	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた劇場等の実演芸術公演施設のうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに係る減額措置を創設。2年間、税額の3分の1を減額(改修工事費の60分の1を限度)	30

【令和２年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたてＮＩＳＡ）を創設。（年間投資上限額４０万円・非課税期間２０年）	２９
	住宅ローン控除の控除期間の特例の創設	令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に、消費税率１０％により住宅を取得・入居した場合には控除期間を現行の最長１０年から最長１３年とする特例を創設。	３１ (元)
	ふるさと納税の対象となる地方団体への寄附の見直し	令和元年６月１日以後に行う地方団体への寄附については、国が基準に適合するものとして指定した地方団体に対する寄附のみに対してふるさと納税による特例控除分の寄附金税額控除を適用。	３１ (元)
	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の延長	相続から３年を経過する日の属する年の１２月３１日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋を一定の条件の下に売却した場合又はその家屋を除却してその敷地を売却した場合には、譲渡益から３,０００万円を控除する特別控除の特例の適用対象となる譲渡の期間を令和５年１２月３１日まで４年間延長。	３１ (元)
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用による譲渡所得に係る特別控除の創設	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく収用があった場合において、収用交換等の場合の譲渡所得について５,０００万円特別控除を適用。	３１ (元)
軽自動車税	４輪以上及び３輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を２年延長し、平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新規取得する車両に係る令和２年度分及び令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に新規取得する車両に係る令和３年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	３１ (元)
	環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を１％分軽減する措置について、適用期限を令数２年９月３０日から令和３年３月３１日まで６月延長する	２
市民税法人	特定法人に係る電子申告義務化	資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人等（特定法人）が行う令数２年４月１日以後開始事業年度分の申告について、電子申告を義務化	３０

【令和２年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成３０年度からの３年間で段階的に引き上げる。 令和２年度(第２段階：１０月１日以後売渡分から) １,０００本当たり ５,６９２円⇒６,１２２円	３０
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	１本当たりの葉巻たばこの重量が１グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉巻たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ１本を紙巻たばこ１本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和２年度(第１段階：１０月１日以後売渡分から) 葉巻たばこの重量 ０.７グラム未満の葉巻たばこ１本 ⇒紙巻たばこ ０.７本に換算	２
固定資産税	所有者死亡による相続登記がなされていない土地又は家屋の現所有者による申告制度の創設	登記簿上の所有者が死亡した土地又は家屋について、相続登記がされるまでの間に現に土地等を所有している相続人等に対し、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日以後の条例で定める日までに氏名・住所等必要な事項を申告させることができる制度を創設（本市は３月を経過した日までに申告）	２
	中小事業者等が取得する先端設備等（事業用家屋・構築物）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和２年４月３０日から令和３年３月３１日までの間に中小事業者等が生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、最初の３年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は、０以上２分の１以下の範囲内で条例で定める。（本市は０）	２
都市計画税・固定資産税	浸水被害軽減地区内の土地に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの間に水防法の規定により浸水被害軽減地域内に指定された地域内の土地について、最初の３年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は３分の２を参酌して２分の１以上６分の５以下の範囲内で条例で定める。（本市は３分の２）	２

【令和３年度適用】

税目	項目	概要	改正年
共通	期限延長に伴う延滞金割合等の見直し	法人税確定申告書の提出期限延長の特例を受けた法人による法人市民税の申告納付に係る延滞金の割合及び徴収猶予の場合の延滞金の割合並びに還付加算金の割合を０．５％引下げ	２
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和元年６月３０日までの入居から令和３年１２月３１日までの入居まで２年半延長する。	２８
	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替	給与所得控除及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ１０万円引き下げ、基礎控除の控除額を１０万円引き上げることにより控除額を振替	３０
	非課税措置の適用判定等に用いる所得金額要件の引上げ	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への控除額の振替に伴い、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に係る非課税措置の適用判定に用いる前年合計所得金額要件を１２５万円から１３５万円に１０万円引き上げるとともに、均等割・所得割の非課税限度額を１０万円引き上げる。	３０
	基礎控除・調整控除における所得制限の導入	基礎控除について、前年合計所得金額が２，４００万円を超える場合は所得金額の区分に応じて控除額が逡減し、２，５００万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入 調整控除について、前年合計所得金額が２，５００万円を超える場合は適用除外とする所得制限を導入	３０
	給与所得控除の控除上限の引下げ	控除上限額を適用する給与収入の額を１，０００万円超から８５０万円超に引き下げるとともに、控除上限額を２２０万円から１９５万円に引き下げる。	３０
	公的年金等控除の控除上限の創設	公的年金等収入の額が１，０００万円超の場合は控除額１９５万５千円を上限とする。	３０
	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が一定額を超える場合における公的年金等控除額の引下げ	公的年金等収入に係る雑所得以外の所得金額が１，０００万円を超え２，０００万円以下である場合は控除額を１０万円引き下げ、２，０００万円を超える場合は控除額を２０万円引き下げる。	３０
	未婚のひとり親に係る非課税措置の創設	婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が１３５万円以下である者に係る非課税措置を創設	３１ (元)

【令和3年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての非課税措置の見直し	未婚のひとり親も適用対象とする「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直しに伴い、非課税措置の適用対象者の区分を「寡婦・寡夫」から「寡婦・ひとり親」に改める。なお、この見直しに伴い、平成31年度税制改正により創設された未婚のひとり親に係る非課税措置は廃止	2
	未婚のひとり親に対する税制上の措置としての「ひとり親控除」の創設等による所得控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない合計所得金額500万円以下の単身者で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有するものに適用される「ひとり親控除」を創設し、「寡婦・寡夫」による所得控除の区分を「寡婦・ひとり親」に改める。	2
	非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたて NISA）の勘定設定期間の延長	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託を対象とする非課税措置（つみたて NISA）の勘定設定期間を令和19年12月31日までから令和24年12月31日までに5年延長する。	2
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和2年度までから令和5年度までに3年延長する。	2
	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡価格の総額が500万円以下であること等の一定の要件により譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除を創設	2
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金控除の特例制度の創設	文部科学大臣が指定する行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権のうち、市の条例で定めるものを放棄した場合について、放棄した払戻請求権相当額を寄附金支出額とみなして寄附金税額控除の規定を適用する特例を創設	2
	退職所得課税の適正化のための見直し	令和4年1月1日以降に受取る退職金に関して、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。	3

【令和３年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
市たばこ税	紙巻たばこに係る税率の引き上げ	紙巻たばこに係る税率を平成３０年度からの３年間で段階的に引き上げる。 令和３年度(第３段階：１０月１日以後売渡分から) １,０００本当たり ６,１２２円⇒６,５５２円	３０
	軽量の葉巻たばこに係る課税方式の見直し	１本当たりの葉たばこの重量が１グラム未満の葉巻たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこ本数への換算方法を見直し、使用する葉たばこの重量により換算する「重量比例課税方式」から、葉巻たばこ１本を紙巻たばこ１本に換算する「本数課税方式」へ段階的に移行する。 ・令和３年度(第２段階：１０月１日以後売渡分から) 葉たばこの重量１グラム未満の葉巻たばこ１本 ⇒紙巻たばこ１本に換算	２
固定資産税	使用者に対するみなし課税制度の拡充	一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合についても、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするみなし課税制度の拡充	２
	新築住宅に係る税額の２分の１減額措置の２年延長	新築住宅に係る税額の２分の１減額措置の適用期限を令和２年３月３１日から令和４年３月３１日まで２年延長する。	２
	雨水貯留浸透施設に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による課税標準特例措置の創設	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和６年３月３１日までの間に特定都市河川浸水被害対策法・下水道法の認定計画に基づき特定都市河川流域に設置する雨水貯留浸透施設について、課税標準特例措置を創設し、特例割合は３分の１を参酌して６分の１以上２分の１以下の範囲内で条例で定める（本市は、３分の１）	３
都市計画税・固定資産税	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を３年延長する。	３
	令和３年度限りの負担軽減措置の創設	負担調整措置により課税標準額が増加する土地については、令和３年度に限り、課税標準額を令和２年度の課税標準額に据え置く特別な措置を創設	３
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減措置の税率適用区分の厳格化による見直し及び適用期限延長	自家用乗用車に係る環境性能割の税率を１％分軽減する措置について、令和１２年度基準エネルギー消費効率の達成程度に基づく税率適用区分の厳格化による見直しを行った上で、適用期限を令和３年３月３１日から令和３年１２月３１日まで９月延長する。	３

【令和4年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	住宅ローン控除制度の控除期間等の特例における適用要件の弾力化の措置	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅への入居が遅れる場合には、適用要件である住宅への入居期限を令和3年12月31日までとする。	2
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。	2
	住宅ローン控除制度の特例措置における適用期限の延長及び面積要件の緩和	消費税率10%により住宅を取得・入居した場合の住宅ローン控除制度の控除期間を最長10年から最長13年とする控除期間等の特例について、適用要件である住宅への入居期限を令和4年12月31日まで延長する。 また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象に加える。	3
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、適用対象車両を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車である自家用乗用車に限定する見直しを行うとともに、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	31 (元)
	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長及び適用対象車両の見直し	グリーン化特例による軽課制度について、令和元年度税制改正において、令和4・5年度分も適用継続が予定されていた電気軽自動車・天然ガス軽自動車について適用対象車両を拡大するとともに、令和3年度課税をもって廃止が予定されていたガソリン車についても基準の切替による適用要件厳格化等を伴う見直しを行った上で、適用期限を2年延長し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和4年度分及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和5年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	3

【令和4年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
固定資産税	公害防止用設備（下水道除害施設）に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の縮減及び延長	下水道除害施設に係る課税標準特例措置について、その適用対象を新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設を設置した既存事業者に限定するとともに、課税標準の特例割合の縮減（本市は4分の3から5分の4に改正）を行うほか、適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日まで2年延長する。	4
都市計画税・固定資産税	令和4年度限りの負担軽減措置の創設	令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とする措置を創設	4

【令和5年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）及び未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）に係る年齢制限の引下げ	居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。	31 (元)
	医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）の適用期限延長及び対象となる医薬品の範囲等の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を令和4年度までから令和9年度課税まで5年延長する。	3
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和3年12月31日までの入居から令和7年12月31日までの入居に4年延長するとともに、その最長適用年度を令和15年度から令和20年度に5年延長する。	4
都市計画税・固定資産税	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、最初の3年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で条例で定める。（本市は4分の3）	4

【令和6年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	森林環境税(国税)の創設	市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための国税として、個人市・県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行う森林環境税(年税額1,000円)を創設。	31 (元)
	日本国外の居住親族に係る扶養控除の見直し	日本国外に居住する親族に係る扶養控除について、年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者23、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者については適用対象外とする。	2
	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の終了	令和5年12月31日の期限をもって延長せず終了とし、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことを可能とする。	2
	NISAの改組による特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)の創設	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、令和5年12月31日の勘定設定期間満了をもって制度を改組し、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新・NISA)を創設	2
	日本国外の居住親族に係る個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の算定の基礎となる範囲の見直し	扶養控除の対象外となる日本国外に居住する親族(年齢が30歳以上70歳未満の者であって、①留学により非居住者となった者、②障害者、③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者)については、個人市・県民税の均等割・所得割非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲からも同様に適用対象外とする。	3
	上場株式等の配当所得等に係る所得税及び個人市・県民税における課税方式の一致	上場株式等の配当所得等について、所得税及び個人市・県民税の課税方式を一致する。	4
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例(2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例(譲渡特別控除との併用不可))の適用期限を令和5年度までから令和8年度までに3年延長する。	5

【令和6年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	定額減税（特別税額控除）の実施	令和6年度分（一部令和7年度分）の所得割額について、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき10,000円（うち市民税分6,000円）を控除する。	6
	令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例	令和6年能登半島地震災害による住宅や家財等に係る損失の雑損控除を、納税義務者の選択により、令和6年度分の個人市・県民税での適用を可能とする。（繰越可能期間5年）。	6
固定資産税	大規模の修繕等が行われたマンションに係る減額措置の創設	一定の要件を満たすマンションで、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったものに係る減額措置の創設。修繕工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る税額の3分の1に相当する額を減額する。	5
	一定規模の特定バイオマス発電設備に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、出力1万キロワット以上2万キロワット未満の特定バイオマス発電設備に係る課税標準特例措置を創設し、特例割合は7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内で条例で定める。（本市は7分の6）	6
	新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し	マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる新築の認定長期優良住宅については、その区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができることとするもの	6
固定資産税・都市計画税	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等における住所表示の見直し	固定資産課税台帳の記載事項の証明書等において、登記所に対し現住所の秘匿措置の申し出を行った者の住所については、当該住所に代わる事項を記載した証明書の交付等をする。	4
	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の創設	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産について、最初の5年間における課税標準特例措置を創設し、特例割合は2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で条例で定める。（本市は2分の1）	6
	土地の負担調整措置の延長	評価替えに伴う負担調整措置を3年延長する。	6

【令和6年度適用（つづき）】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を3年延長し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和6年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和7年度分及び令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和8年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	5
	不正認定による軽減税率適用車両に係る納付不足額の加算割合の改定	軽減税率適用車両について、納期限後に不正認定車両であることが発覚した場合において、不正認定を行った者等の第三者を納税義務者とみなして賦課・徴収するときの納付不足額（適用税率区分の変更に伴う税額増額分）への加算割合を、「10%」から「35%」に引き上げる。	5
	特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設	道路交通法の一部改正による特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の区分創設に伴い、その種別割に係る税率を年額2,000円と定める。	5

【令和7年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和6年度までから令和9年度までに3年延長する。	5
	定額減税（特別税額控除）の実施	令和7年度分の所得割額について、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者に関し10,000円（うち市民税分6,000円）を控除する。	6
	子育て世帯等に係る住宅ローン控除制度の拡充	18歳以下の扶養親族を有する者又は本人若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の者が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の控除対象借入限度額を上乗せするとともに、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り床面積要件を40㎡以上とする緩和措置について、同年までに建築確認済みの新築住宅を対象とする（1年延長）。	6
軽自動車税	二輪車の車両区分の見直し	総排気量125cc以下で最高出力4.0kW（50cc相当）以下に制御した原動機付自転車（＝新基準原付）に係る税率を年額2,000円と定める。	7
固定資産税	大規模修繕等が行われたマンションに係る減額措置の申告手続きの見直し	マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。 ＜工事実施期間の要件＞ 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで ※2年延長（地方税法の一部改正）	7
固定資産税・都市計画税	課税標準特例措置の見直し	固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置の見直し（廃止）に伴うわがまち特例の特例割合に係る規定中の地方税法の引用条項の移動に伴う改正。 ＜廃止されたもの＞ ・福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に基づき一定の事業の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置（旧法附則第15条第33項）	7

【令和8年度適用】

税目	項目	概要	改正年
個人市民税・県民税	特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備	扶養控除等における所得要件の引上げ（改正前：48万円以下→改正後：58万円（給与収入123万円）以下）に合わせて、大学生年代の子等に係る新たな控除として、特定親族特別控除を創設し、子等の所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを設ける。	7
	住宅ローン控除制度の延長	住宅ローン控除制度の適用期限を令和7年12月31日までの入居から令和12年12月31日までの入居に5年延長するとともに、その最長適用年度を令和20年度から令和25年度に5年延長する。	8
	公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置	公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大するとともに、その記載事項の見直しを行う。（令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用）	8
	医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）の見直し	スイッチOTC医薬品の購入の対価に係る医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）の適用期限を撤廃し、恒久化する。	8
	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限延長	1,500頭以内の売却に係る所得割を免除する特例の適用期限を令和9年度までから令和12年度までに3年延長する。	8
固定資産税	優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例（2,000万円以下は市民税2.4%・県民税1.6%、2,000万円超は市民税3%・県民税2%とする特例（譲渡特別控除との併用不可））の適用期限を令和8年度までから令和11年度までに3年延長する。	8
	再生可能エネルギー発電設備に係る地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準特例措置の見直し	再生可能エネルギー発電設備について、課税初年度から3年度分におけるわがまち特例による課税標準の特例の適用対象を見直しの上延長（特例割合は、対象設備の区分ごとの参酌基準と上限・下限の範囲内で条例で定める割合） ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備：2分の1を参酌（本市は2分の1） ・再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備：5分の3を参酌（本市は5分の3） ・港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備：3分の2を参酌（本市は3分の2）	8

固定資産税・ 都市計画税 税 軽自動車	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等(改修特別特定建築物)に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による減額措置の創設	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等について、課税初年度から2年度分におけるわがまち特例による減額措置を創設し、減額割合は3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定める。(本市は3分の1)	8
	環境性能割の廃止	令和7年度末をもって環境性能割を廃止し、「種別割」の税区分を「軽自動車税」として整理するもの	8
市たばこ税	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこの課税方式について、課税標準となる紙巻たばこへの換算方式を、現行の「重量」と「価格」による換算方式から「重量」による換算方式とするほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとするもの ※激変緩和措置として、2段階で課税方式を見直し ・現 行 : 現行の換算本数 × 1.0 ・R8.4.1~ : 現行の換算本数 × 0.5 + 改正後の換算本数 × 0.5 ・R8.10.1~ : 改正後の換算本数 × 1.0	7

【令和9年度適用】

税目	項目	概要	改正年
軽自動車税	4輪以上及び3輪の軽自動車の新規取得車に係るグリーン化特例(軽課)の延長	グリーン化特例による軽課制度について、適用期限を2年延長し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和9年度分、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に新規取得する車両に係る令和10年度分について、それぞれ軽課税率を適用する。	8
・固定資産税 都市計画税	免税点の見直し	家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げる。 ※家 屋 : 20万円⇒30万円 償却資産 : 150万円⇒180万円	8

【令和10年度適用】

税目	項目	概要	改正年
・個人市民税 県民税	寄附金税額控除の見直し	特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額(現行:個人住民税所得割額の2割)とする。 道府県民税 77万2千円 市町村民税 115万8千円	8

3 個人市民税・県民税の所得控除等の変遷

年度		平成31（令和元）年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～9,999,999円 10,000,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 969,000円 970,000円 972,000円 974,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60% 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－180,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－540,000円 給与収入金額×90%－1,200,000円 給与収入金額－2,200,000円 ※1,000万円以上は控除額220万円が上限
	青色専従者給与	支払った金額	※事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除から除く。
	白色専従者給与	事業専従者1人につき次の①②のいずれか少ない金額 ①50万円(※配偶者86万円) ②事業所得÷(事業専従者の人数+1)	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	1円～1,200,000円 1,200,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～
		前年12月31日現在 65歳未満の者	0円 公的年金等収入金額－1,200,000円 公的年金等収入金額×75%－375,000円 公的年金等収入金額×85%－785,000円 公的年金等収入金額×95%－1,555,500円
	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
	医療費控除	(医療費控除) 本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 (医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額200万円 (医療費控除の特例：スイッチOTC薬控除) 本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額88,000円 ※医療費控除と医療費控除の特例の重複適用不可 ※医療費控除の特例は平成30年度申告分から平成34年度申告分までの適用	
	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金、雇用保険、厚生年金等)の支払額全額	
	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第1種小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額	
	生命保険料控除	(旧契約)平成23年12月31日以前の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料 1円～15,000円 支払保険料の全額 15,001円～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 40,001円～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円 70,001円～ 35,000円 ※生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれを計算した額の合計額 ※限度額 生命保険料 35,000円 個人年金保険料 35,000円 合計 70,000円 (新契約)平成24年1月1日以降の契約 前年中に本人や親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った生命保険料や一定要件に当てはまる個人年金保険の支払保険料に加えて、新たに介護医療保険料が控除の対象となる。 1円～12,000円 支払保険料の全額 12,001円～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 32,001円～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円 56,001円～ 28,000円 ※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のそれぞれの適用限度額は28,000円になる(合計70,000円が上限)。 ※新旧両契約の一般生命保険、個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれの上限は28,000円となる。	
所得控除	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料 50,000円以下 支払い保険料×0.5 50,000円超 25,000円 ※限度額25,000円 保険期間が10年以上で保険期間満了後に満期返金がある損害保険料(長期契約) 1円～5,000円 支払保険料の全額 5,001円～15,000円 支払保険料×0.5+2,500円 15,001円～ 10,000円(最高限度額) ※経過措置として、平成18年末までに結んだ長期の損害保険契約については従来の損害保険料控除を適用。 この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合計して25,000円を限度額とする。	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合 ①普通障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 ※扶養親族が同居特別障害者の場合、23万円を加算	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	①老年者でなく、夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死が不明で、扶養親族や生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子のある人 26万円 ②老年者でなく、夫と死別後再婚していない人や夫の生死が不明で、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円 ③①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年合計所得金額が500万円以下の人 30万円(特別寡婦)	
	寡夫控除	老年者でなく、妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死が不明で、生計を一にする所得税の基礎控除額(38万円)以下の前年所得しかない子があり、前年合計所得金額が500万円以下の人 26万円	
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が65万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下である人 26万円	

	配偶者控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする前年合計所得金額 38 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が [※] 1,000 万円以下である場合（900 万円超の場合には控除額の遡減有）、下記金額を控除。 【900 万円以下】33（38）万円 【900 万円超～950 万円以下】22（26）万円、【950 万円超～1,000 万円以下】11(13)万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算
	配偶者特別控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が [※] 1,000 万円以下である場合（900 万円超の場合には控除額の遡減有）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大 33 万円を控除(配偶者の所得が [※] 、38 万円を超えて 123 万円以下に限る) ※配偶者控除と重複して適用されない
	扶養控除	前年 12 月 31 日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が [※] 38 万円以下 一般 33 万円 特定 45 万円 老人 38 万円 同居老親 45 万円 ※同居特別障害者の場合、23 万円を加算
	基礎控除	33 万円
障害者・寡婦(夫)・未成年の非課税判断		前年合計所得金額が [※] 125 万円以下 ※地方税法の非課税規程による基準

年度		令和2年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	寡夫控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦(夫)・未成年 の非課税判断		同 左	

年度		令和3年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 550,999円 551,000円～1,618,999円 1,619,000円～1,619,999円 1,620,000円～1,621,999円 1,622,000円～1,623,999円 1,624,000円～1,627,999円 1,628,000円～1,799,999円 1,800,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～8,499,999円 8,500,000円～	0円 給与収入金額－550,000円 1,069,000円 1,070,000円 1,072,000円 1,074,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×60%+100,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×70%－ 80,000円 給与収入金額÷4,000(小数点以下切捨て)×4,000×80%－440,000円 給与収入金額×90%－1,100,000円 給与収入金額－1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が ^ア 上限
	青色専従者給与	同 左	
	白色専従者給与	同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在65歳以上の者の場合	1円～ 1,100,000円 1,100,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－1,100,000円 公的年金等収入金額×75%－ 275,000円 公的年金等収入金額×85%－ 685,000円 公的年金等収入金額×95%－1,455,000円 公的年金等収入金額－1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が ^ア 上限
			1円～ 1,000,000円 1,000,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－1,000,000円 公的年金等収入金額×75%－ 175,000円 公的年金等収入金額×85%－ 585,000円 公的年金等収入金額×95%－1,355,000円 公的年金等収入金額－1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が ^ア 上限
			1円～ 900,000円 900,001円～ 3,299,999円 3,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－ 900,000円 公的年金等収入金額×75%－ 75,000円 公的年金等収入金額×85%－ 485,000円 公的年金等収入金額×95%－1,255,000円 公的年金等収入金額－1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が ^ア 上限
			1円～ 600,000円 600,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－ 600,000円 公的年金等収入金額×75%－ 275,000円 公的年金等収入金額×85%－ 685,000円 公的年金等収入金額×95%－1,455,000円 公的年金等収入金額－1,955,000円 ※1,000万円以上は控除額195万5千円が ^ア 上限
			1円～ 500,000円 500,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－ 500,000円 公的年金等収入金額×75%－ 175,000円 公的年金等収入金額×85%－ 585,000円 公的年金等収入金額×95%－1,355,000円 公的年金等収入金額－1,855,000円 ※1,000万円以上は控除額185万5千円が ^ア 上限
			1円～ 400,000円 400,001円～ 1,299,999円 1,300,000円～ 4,099,999円 4,100,000円～ 7,699,999円 7,700,000円～ 9,999,999円 10,000,000円～
			0円 公的年金等収入金額－ 400,000円 公的年金等収入金額×75%－ 75,000円 公的年金等収入金額×85%－ 485,000円 公的年金等収入金額×95%－1,255,000円 公的年金等収入金額－1,755,000円 ※1,000万円以上は控除額175万5千円が ^ア 上限

総所得金額の計算時に控除	所得金額調整控除	・前年の給与収入金額が[※]850万円を超える所得割の納税義務者で、以下のいずれかに該当する者 ①年齢23歳未満の扶養親族を有する、②本人が特別障害者に該当する、③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する 【控除額】給与収入金額（1,000万円を超える場合には、1,000万円）－850万円×10％ ・前年に給与収入と公的年金等収入がある者で、それらの収入に係る給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が[※]10万円を超える所得割の納税義務者 【控除額】給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）＋ 公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）－10万円
	雑損控除	同 左
所得控除	医療費控除	同 左
	社会保険料控除	同 左
	小規模企業共済等掛金控除	同 左
	生命保険料控除	同 左
	地震保険料控除	同 左
	寄附金控除	—
	障害者控除	同 左
	高齢者控除	—
	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有する者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者、及び、②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死の明らかでない者であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 26万円 ※ひとり親に該当する者を除く。
	ひとり親控除（新設）	前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 30万円
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が [※] 75万円以下、かつ、給与所得以外の所得が [※] 10万円以下の者 26万円
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額[※]48万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が[※]1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】 22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算
	配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が[※]1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の減額あり）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、[※]48万円超～[※]133万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が[※]48万円以下 一般 33万円 特定 45万円 老人 38万円 同居老親 45万円
	基礎控除	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 [※]43万円 前年合計所得金額に応じ、控除額が減額・消失する仕組みによる所得制限の導入 2,400万円以下 [※]43万円、2,400万円超～2,450万円以下 [※]29万円、2,450万円超～2,500万円以下 [※]15万円、2,500万円超 [※]0円
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		前年合計所得金額が[※]135万円以下 ※地方税法の非課税規程による基準 ひとり親控除の創設に伴い、非課税措置の対象となる区分の内「寡婦・寡夫」を「ひとり親・寡婦」に見直し

年度		令和4年度		
区分				
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左		
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左		
		同 左		
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円以下の場合	同 左
			公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円超 2,000万円以下の場合	
			公的年金等以外の合計所得金額が 2,000万円超の場合	
		前年12月31日現在 65歳未満の者	公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円以下の場合	同 左
			公的年金等以外の合計所得金額が 1,000万円超 2,000万円以下の場合	
			公的年金等以外の合計所得金額が 2,000万円超の場合	
計算時に控除 総所得金額の	所得金額調整控除	同 左		
所得控除	雑損控除	同 左		
	医療費控除	【医療費控除】 ・本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費 ・(医療費の支払額－保険金等で補填される金額)－(10万円と総所得金額等×5%のいずれか少ない金額) ※限度額 200万円 【医療費控除の特例：セルフメディケーション税制】 ・本人が健康の維持増進・疾病の予防のための一定の取組を行っている場合における本人及び本人と生計を一にする親族のために前年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費 ・(支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補填される金額)－12,000円 ※限度額 88,000円 ※「医療費控除」と「医療費控除の特例」の重複適用不可 ※医療費控除の特例は、平成30年度申告分から令和9年度課税分までの適用		
	社会保険料控除	同 左		
	小規模企業共済等掛金控除	同 左		
	生命保険料控除	同 左		
	地震保険料控除	同 左		
	寄附金控除	—		
	障害者控除	同 左		
	老年者控除	—		
	寡婦控除	同 左		
	ひとり親控除	同 左		
	勤労学生控除	同 左		
	配偶者控除	同 左		
	配偶者特別控除	同 左		
	扶養控除	同 左		
	基礎控除	同 左		
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左		

年度		令和 5 年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左 同 左	
		前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断		同 左	
		同 左	

年度		令和 6 年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左 同 左	
		前年 12 月 31 日現在 65 歳以上の者	同 左
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年 12 月 31 日現在 65 歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	【雑損控除】 前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5 万円 【令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例】 令和 6 年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産に損失が生じた納税義務者の選択により、令和 6 年度分において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが可能	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和7年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	同 左	
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左 同 左	
		前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額		
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合、次の①②のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	同 左	
	勤労学生控除	同 左	
	配偶者控除	同 左	
	配偶者特別控除	同 左	
	扶養控除	同 左	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・ 未成年の非課税判断		同 左	

年度		令和8年度	
区分			
収入額より控除	給与所得控除 ※控除後の所得金額	1円～ 650,999円 651,000円～1,899,999円 1,900,000円～3,599,999円 3,600,000円～6,599,999円 6,600,000円～8,499,999円 8,500,000円～	0円 給与収入金額－650,000円 給与収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000×70%－ 80,000円 給与収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000×80%－440,000円 給与収入金額×90%－1,100,000円 給与収入金額－1,950,000円 ※850万円以上は控除額195万円が [※] 上限
	青色専従者給与 白色専従者給与	同 左 同 左	
	公的年金等控除 ※控除後の所得金額	前年12月31日現在 65歳以上の者	同 左
		前年12月31日現在 65歳未満の者	同 左
計算時に控除	所得金額調整控除	同 左	
所得控除	雑損控除	同 左	
	医療費控除	同 左	
	社会保険料控除	同 左	
	小規模企業共済等 掛金控除	同 左	
	生命保険料控除	同 左	
	地震保険料控除	同 左	
	寄附金控除	—	
	障害者控除	同 左	
	老年者控除	—	
	寡婦控除	同 左	
	ひとり親控除	前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有する現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（ひとり親）であって、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない前年合計所得金額が500万円以下の者 30万円	
	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年合計所得金額が 85 万円以下、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の者 26万円 ※所得税法上の勤労学生の意義を準用	
	配偶者控除	前年12月31日現在、生計を一にする前年合計所得金額 58 万円以下の配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の通減有）、下記金額を控除。 【900万円以下】33（38）万円 【900万円超～950万円以下】 22（26）万円、【950万円超～1,000万円以下】11（13）万円 ※（ ）は老人控除対象配偶者の場合 ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
	配偶者特別控除	前年12月31日現在、生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年合計所得金額が [※] 1,000万円以下である場合（900万円超の場合には控除額の通減有）、配偶者の前年合計所得金額に応じて、最大33万円を控除（配偶者の所得が、 58 万円超～133万円以下に限る） ※配偶者控除と重複して適用されない	
	扶養控除	前年12月31日現在、生計を一にする親族などで前年合計所得金額が 58 万円以下 ①一般扶養 33万円 ②特定扶養 45万円（年齢が19歳以上23歳未満のもの） ③老人扶養 38万円（同居老親 45万円） ※同居特別障害者の場合、23万円を加算	
	特定親族特別控除 【新設】	前年12月31日現在、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族などで前年合計所得金額が 58 万円超～123万円以下（納税義務者の配偶者を除く）	
	基礎控除	同 左	
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の非課税判断		同 左	

【市 税 概 要】 令和8年度

令和8年9月

編 集 ・ 発 行 越谷市財務部市民税課
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話 048-964-2111(代表)
048-963-9144(直通)
メールアドレス shiminzei@city.koshigaya.lg.jp
ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>